

平成 26 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

平成 26(2014) 年 6 月
桐生大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1 使命・目的等	6
基準 2 学修と教授	13
基準 3 経営・管理と財務	60
基準 4 自己点検・評価	72
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	80
基準 A 教員の研究活動の活性化と支援	80
基準 B 知的資源を活用した地域社会貢献活動	84
V. エビデンス集一覧	89
エビデンス集（データ編）一覧	89
エビデンス集（資料編）一覧	90

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 桐生大学の建学の精神・基本理念

建学の精神・教育理念は「社会に出て役立つ人間の育成」である。

本学は、基礎教養の知能を授けると共に専門原理の探求と応用技能を修得させ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立と共同の意識を学習することを目的として教育を行っている。その結果、「社会に出て役立つ人材」が育成できると考えている。

本学園の創設者は、明治 34 年に桐生裁縫専門女学館を設立し、「女性の経済的自立」を可能にするよう、「実学実践」の教育方針のもと、高い教養と確かな専門技術の修得を教育の中心に据えた。そうした教育を実践することにより、地域産業を支える多くの人材を輩出してきた。

こうした学園の建学の精神及び教育方針の下に、昭和 38 年(1963 年)に設置された桐丘女子短期大学が 3 学科を有する桐生短期大学へと発展し、平成 20 年 4 月、桐生短期大学の生活科学科および看護学科を基礎として、桐生大学医療保健学部を設置するという歴史をたどった。桐生大学設置にいたるまで、地域社会の日常生活の場において必要とされる人間を育成するという教育方針は学園創設当時から変わることなく続いているのである。

2. 桐生大学の使命・目的

桐生大学医療保健学部は、建学の精神「社会に出て役立つ人間の育成」をふまえ、高い教養と確かな技術の修得をめざした「実学実践」による幅広い職業人の育成するため、生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を養うとともに「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」専門職を育成することを大学の使命・目的として、平成 20(2008)年に設置された。

設置の背景としては、地域社会においては、特に医療保健分野における諸問題・課題への対応が強く求められていたことがあげられる。これまでも「社会に出て役立つ人材の育成」を地域社会に提供してきた桐丘学園は、桐生短期大学として栄養士・看護師を養成してきたが、医療保健分野におけるさらなる現代的な問題・課題に対応するため、桐生大学医療保健学部として、高度な専門的知識・技術を有する実践的職業人を養成することとした。

桐生大学医療保健学部は、大学設置にあたって、医療の焦点が看護・介護へとシフトしていることや食生活・生活習慣の改善指導や健康問題の対応が社会で求められていることなどの現状を踏まえて、これらに共通する教育目標である「人間の理解」を基軸に、看護・栄養を人間総合科学の一分野として捉え、人間を総合的、多面的に理解する能力、豊かな人間性の獲得、国際的視野で物事を理解するコミュニケーション能力の習得、保健医療分野における情報処理能力の獲得、科学的思考能力の育成を行なうこととした。そして、そうした能力を地域社会の中で、実践的職業人として生かしていけるための、対応力・実践力の育成を行うための教育を行っていくこととした。

桐生大学学則第 1 条で使命・目的を以下の通り規定している。それは、「教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）並びに建学の理念

に基づき、地域社会において優秀な人材を提供するため、基礎教養の知能を授けると共に専門原理の探求と応用技能を修得させ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立と共同の意識を学習することを目的とする。特に、学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に健全強固な意志と社会的・美学的素養を身につけ、国家並びに世界の平和と幸福増進に協力寄与する人材の育成を目指すこととする」というものである。

3. 桐生大学の個性・特色

本学の建学の精神・教育理念は「社会に出て役立つ人間の育成」であり、使命として「地域社会において優秀な人材を提供」することである。このことは地域の保健医療、特に看護・栄養の分野において、「人間の理解」を基軸とした基礎教養とともに高度な専門的知識・技術を身に付けた人材を提供するということである。そのため、学生の個性を重視すると同時に自律的な学びを支援し、人間を総合的、多面的に理解する能力、豊かな人間性の獲得、国際的視野で物事を理解するコミュニケーション能力の習得、保健医療分野における情報処理能力の獲得、科学的思考能力の育成を行なう。

このような教育を実践していく上で、本学では次の3つを特長としている。

桐生の3つの特長

1 地域行事の参加・コラボレーションで実践的に学ぶ

本学は、その使命の中に明示されているように、地域社会において優秀な人材を提供することが重要な目的である。そのため、所在地のみどり市と連携・協力して様々な事業を展開するなど、大学として地域貢献活動は重要な取り組みの一つである。このような活動を通して、学生の地域の特性に対する理解を体験的に深め、科学的な知識や国際的な視野に立って学ぶことと同時に、地域社会で活躍する実践力を身に付けるという、本学ならではの学びを展開している。

具体的には、看護学科・栄養学科合同で1年次に早期体験合同実習が用意されている。学生は大学入学初期の段階から、地域の病院での体験実習を通して地域医療の現場を知ることができたため、この早期体験合同実習はその後の大学での学修をより深いものに行っている。その他にも健康講座などを実施や、地域で開催される行事に参加するなどの活動を通して実践力を養っている。

2 きめ細やかな学生対応を重視

学生の個性を重視し、自律的な学びを支援するため、学生一人ひとりの状況を把握し、きめ細やかな学生対応を重視している。そのため、各学科・学年に担任・副担任の教員を配置し、一人ひとりと面談をしながら、履修指導や進路指導、生活指導を行ったり、問題を抱えている学生に個別指導を行ったりしている。一方、学生を支援する組織として学生支援センターが進路をサポートし、ウェルネスセンターが心と体のサポートしており、教務課・学生課という事務組織と協力して、三者により専門的かつ親身に学生をサポートしている。

また、入学予定者に大学生活や学習に関する不安を解消し、スムーズに大学生活が始められるよう、入学前教育としてガイダンスや学習の機会を提供し、各学科教員による

直接のアドバイスをを行っている。

さらに、国家試験対策についても、低学年から担任を中心に、その他の授業の中でも意識付けを行いながら、指導している。そして4年次には5～6名のグループに分け、学生同士で主体的に協調しながら学習することを重視しつつ、そのグループごとに1名の教員が担当して、常に一人ひとりの状況を確認しながら、合格へ導けるよう指導している。このように、本学では学生と教職員との関係を大事にしながら、学生の学びをきめ細かく支援している。

3 環境に配慮した教育研究活動を実施

本学は環境問題を意識し、環境改善に取り組む国際社会の一員としての役割を果たし、さらに地域貢献活動の一環として環境負荷の低減活動実践を推進するため、国際標準規格 ISO14001 の認証を取得し、教育研究活動を行っている。その活動としては、ケヤキの落葉を焼却処分するのではなく、集めて堆肥として活用し、その堆肥を学内にある野菜畑で夏野菜を育てることに利用しているというものがある。この畑でとれた野菜は学生レストランで学生に提供するなど、学生の身近なところにある活動を重視し、学生に環境問題に対しての視野を広げる活動を行っている。学生はその実践を通して環境問題について学び、在学時だけでなく、卒業後には地域社会の環境問題改善に役立つ人材となるように活動を行っている。

このように、「人間の理解」を基軸とした幅広い教養と、高度な専門的知識・技術を有する実践的職業人を養成するために、本学では教職員に対して常に学生を主体とした、「こころの交流」をはかる指導を促すと同時に、それぞれの立場や学問の専門領域について常に研鑽を積み、自分自身のスキルアップを促すよう継続的な取り組みを実施している。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治 34 年	桐生裁縫専門女学館創立
昭和 33 年 12 月 6 日	創立記念日制定
昭和 38 年 4 月	桐丘女子短期大学設立 被服科新設
昭和 39 年 4 月	食物科・生活デザイン科 増設
昭和 45 年 10 月	桐丘学園創立 70 周年記念式典挙行 秩父宮妃殿下御成り
昭和 46 年 4 月	桐丘女子短期大学を桐丘短期大学と校名変更 共学となる
昭和 55 年 10 月	桐丘学園創立 80 周年記念式典挙行
昭和 55 年 11 月	桐丘短期大学校歌制定
昭和 63 年 4 月	桐丘短期大学食物科を生活科学科と科名変更改組
昭和 63 年 10 月	桐丘短期大学創立 25 周年記念 中島源太郎文部大臣特別講演

平成元年 4 月	桐丘短期大学を桐生短期大学と校名変更並びに定員増
平成元年 6 月	桐生短期大学校歌制定
平成元年 10 月	桐生短期大学創立 25 周年記念式典挙行
平成 2 年 2 月	桐生短期大学創立 25 周年記念事業 9 号館・平成記念ホール落成
平成 2 年 11 月	桐丘学園創立 90 周年記念式典挙行
平成 3 年 3 月	被服科廃止
平成 6 年 9 月	桐生短期大学 1 号館落成
平成 9 年 3 月	桐生短期大学看護学科棟（10 号館）竣工
平成 9 年 4 月	看護学科 増設
平成 11 年 12 月	コミュニティホール落成
平成 13 年 4 月	専攻科（助産学専攻）設置
平成 13 年 11 月	桐丘学園創立百周年記念式典挙行
平成 14 年 4 月	専攻科（助産学専攻）大学評価・学位授与機構認定
平成 16 年 10 月	環境マネジメントシステム ISO14001 認証取得
平成 18 年 4 月	生活デザイン科をアート・デザイン学科と科名変更改組、 生活科学科改組
平成 20 年 4 月	桐生大学医療保健学部設立 桐生短期大学を桐生大学短期大学部に名称変更
平成 20 年 6 月	桐生大学開学式典挙行
平成 22 年 3 月	桐生短期大学看護学科廃止
平成 23 年 3 月	専攻科（助産学専攻）廃止
平成 23 年 4 月	桐生大学別科助産専攻設置
平成 23 年 6 月	桐丘学園創立百十周年記念講演会開催

2. 本学の現況

・大学名

桐生大学

・所在地

群馬県みどり市笠懸町阿左美 606 番 7

・学部の構成

医療保健学部

看護学科

栄養学科

・ 学生数、教員数、職員数

学生数(平成 26 年 5 月 1 日現在)

学 部	学 科	入 学 定 員	編入 学 定 員	収 容 定 員	在 籍 学 生 数				
					計	1 年次	2 年次	3 年次	4 年次
医療保健 学部	看護 学科	80	10	340	334	81	81	81	91
	栄養 学科	60	10	260	241	60	59	59	63
	計	140	20	600	575	141	140	140	154

教員数(平成 26 年 5 月 1 日現在)

学部・学科		専 任 教 員 数					助手
		教授	准教授	講 師	助教	計	
医療保健 学部	看護 学科	7	6	8	1	22	7
	栄養 学科	8	3	6		17	4
	計	15	9	14	1	39	11

職員数(平成 26 年 5 月 1 日現在)

	正職員	嘱託	パート (アルバイト も含む)	派遣	合計
人数	15		5		20

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

《1-1 の視点》

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 使命・目的の意味・内容の具体性と明確性

本学は、平成 20(2008)年に、桐丘学園として 100 年余にわたり伝統としてきた「実学実践」と「人と環境」への姿勢という教育的風土のうえに、「社会に出て役立つ人間の育成」を建学の精神とし、現在の保健医療的課題への対応や社会的要請に応えるために、「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」スペシャリスト教育をめざす高等教育機関として設置された。このことは大学設置認可申請書の設置の趣旨を記載した書類で示したものであるが、桐生大学ホームページにも記載している。

大学の使命・目的については、桐生大学学則第 1 条に「桐生大学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）及び学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）並びに建学の理念に基づき、地域社会において優秀な人材を提供するため、基礎教養の知能を授けると共に専門原理の探求と応用技能を修得させ、自ら進んで思索し、自由と責任、独立と共同の意識を学習することを目的とする。特に、学生の個性を重視し、知育・徳育・体育の三育を中心に健全強固な意志と社会的・美学的素養を身につけ、国家並びに世界の平和と幸福増進に協力寄与する人材の育成を目指すこととする」と規定している。

大学の使命・目的を果たすため、医療保健学部では、大学設置の趣旨に基づき、2 つの教育目的・教育目標を掲げている。また、看護学科の教育目的・教育目標として 4 つのものが、栄養学科の教育目的・教育目標として 4 つのものが下記のとおり、掲げられている。

医療保健学部

- ①生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を養うとともに、「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」専門職の育成
- ②保健・医療・栄養を人間総合科学の一分野として捉え、人間の理解を主軸に新時代や国際社会にも貢献できる人材の育成

看護学科

- ①自立した専門職としての知識・技能・態度及び考え方の総合的能力の育成
- ②人間理解と協働意識に基づく豊かな人間性の育成
- ③地域社会及び国際社会に貢献できる専門的職業人の育成
- ④地域社会の保健・医療・福祉環境の中で力を発揮できる実践的職業人の育成

栄養学科

- ①自立した専門職としての知識・技能・態度及び考え方の総合的能力の育成
 - ②人間愛と奉仕の精神に基づく豊かな人間性の育成
 - ③保健・医療・福祉分野に対応できる「食」のスペシャリストの育成
 - ④地域の保健・医療・福祉分野における「食と健康」に関する実践的職業人の育成
- 特に、医療保健学部教育目標は次の図表 1-1 のように図示されている。

図表 1-1



建学の精神「社会に出て役立つ人間の育成」および教育理念「実学実践」については、学生及び教職員全員に配付している「学生ハンドブック」また、受験生を中心に学内外に配付している「学校案内」及びホームページ等に表示している。なお、建学の精神及び教育方針については、桐丘学園が発展してくる中で、どのような役割を果たしてきたかについても、同様に「学生ハンドブック」、「学校案内」及びホームページ等で説明している。

このように明確に示された建学の精神、教育方針に基づき、学則で使命・目的を具体的に明確に規定している。そうした、使命・目的を果たすための学部・学科の教育目的・目標については、「学校案内」、「学生ハンドブック」及びホームページ等に明確に示されている。

1-1-② 簡潔な文章化

「学生ハンドブック」では建学の精神、教育方針を簡潔な語句で示した後、教育目的・教育目標を簡潔に記載している。また、「大学案内」にも同様に簡潔に記載している。

これらを反映したアドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーには、具体的な内容が明確に示されており、「学生ハンドブック」「学校案内」等に記載されている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-1-1】 桐生大学設置認可申請書「設置の趣旨を記載した書類」

【資料 1-1-2】 桐生大学ホームページ <http://www.kiryu-u.ac.jp/university/>

【資料 1-1-3】 学生ハンドブック(平成 26 年度)【資料 F-5】と同じ

【資料 1-1-4】 学校案内(平成 26 年度)【資料 F-2】と同じ

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

学園の「建学の精神」は明治 34(1901)年の桐生裁縫専門女学館の創設以来、変わることなく受け継がれ、それを踏まえて平成 20(2008)年に開学した大学の目的・使命および教育目的・目標は明確でしかも具体的である。「大学案内」や大学ホームページにも分かり易く記載されているため、学生は本学の使命・目的、教育目的・目標を十分に理解して入学してきている。

「大学案内」や大学ホームページに明確に示し、オープンキャンパスや進学説明会でも説明しているため、受験生や保護者、その他の外部者にはよく知られているが、入学後の学生には年度当初のオリエンテーション以外には、広報する機会が乏しい。学生が十分に大学の使命・目的を理解して学修していけるよう、さらに丁寧に、またより多くの機会でも、説明していきたい。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

《1-2 の視点》

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 個性・特色の明示

地域社会において優秀な人材を提供するための本学の使命・目的は「保健医療的課題への対応や社会的要請に応えるために、「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」スペシャリスト教育をめざす」ことであり、教育目標として「① 生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を養うとともに、「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」専門職の育成」と「② 保健・医療・栄養を人間総合科学の一分野として捉え、人間の理解を主軸に新時代や国際社会にも貢献できる人材の育成」を掲げている。これらは、大学ホームページ、大学案内及び学生ハンドブックに示されている。

1-2-② 法令への適合

桐生大学学則第 1 条で、「教育基本法及び学校教育法並びに建学の理念に基づき、」使

命・目的を定めており、法令を遵守している。法令の遵守状況は、「エビデンス集(データ編) 表 3-2」に示したとおり、遵守している。

1-2-③ 変化への対応

学園の高等教育機関は、昭和 38(1963)年に桐丘女子短期大学が設置されて以来、今日の桐生大学及び桐生大学短期大学部に至るまで、建学の精神「社会に出て役立つ人間の育成」を基礎として、常に社会の変化に対応して時代が求める人材の育成を図るための教育を実践してきている。桐生大学は、近隣地域のニーズや医療保健職の高度化・専門化という社会の変化に対応するため、平成 20(2008)年に設置したものである。このように、桐丘学園は、建学の精神を基礎として、社会の変化に適切に対応してきている。

桐生大学設置後も、医療保健職のさらなる高度化・専門化に対応するため、将来的に大学院設置の計画を視野に入れ、社会の変化に対応する努力を重ねている。

教育活動を通じて、保健医療分野における社会に出て役立つ人材を提供することに加え、地域保健医療分野等について、大学の地域社会への貢献が期待されている。

大学所在地のみどり市とは地域連携協定を締結し、さまざまな分野で相互協力体制を敷いている。また、本学教員が、地域社会の住民への研修や講演を実施したり、また審議会・検討会等へ参画することにより、保健医療分野における地域貢献を実践している。

教育活動および教員の社会的活動等、大学のさまざまな活動を通じて、本学の建学の理念を提示し、また使命・目的を果たしていけるよう積極的に努力している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-2-1】 桐生大学学則 【資料 F-3】 と同じ

【資料 1-2-2】 法令の遵守状況 (エビデンス集(データ編)【表 3-2】)

【資料 1-2-3】 教員の審議会等委員状況

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

高等教育機関として、桐丘女子短期大学が設置されて以来、近隣地域に実践的な職業人を輩出してきており、学園の「社会に出て役立つ人材の育成」という建学の精神は、桐生大学開設後も受け継がれ、「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」スペシャリストを養成する教育が実践されている。

少子高齢化のさらなる進展と医療技術の進歩、疾病構造の変化に対応する保健医療職養成のニーズなどの社会の変化に対応すべく、大学院の設置については、学部教育の目的・目標の達成を見据えながら、さらなる質の向上をめざし、地域社会のニーズに応えるべく、医療保健分野において指導的立場となりうる人材の育成ができるよう、大学の使命・目的を果たすとともに、その実現に向けて努力していく予定である。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

《1-3 の視点》

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-3 の自己判定

基準項目 1-3 を満たしている。

(2) 1-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

平成 20(2008)年の桐生大学開学前の新任教職員説明会で、建学の精神、大学の使命・目的について、大学設置認可申請書の「設置の趣旨を記載した書類」を示して、十分な理解が得られるよう説明した。また、理事会及び評議員会では、理事・評議員・監事に対して、大学設置認可申請書の「設置の趣旨を記載した書類」を示して、十分に理解を得た後、大学の設置について承認を得ている。したがって、開学当初から就任している教職員、役員には十分な理解と支持が得られている。

大学設置時に就任が予定されていなかった開学以後の入職者に対しては、新任教職員研修会の中で、必ず大学案内等を示して、建学の精神、大学の使命・目的について説明し、理解を得るようにしている。

建学の精神、大学の使命・目的、教育目標が記載されている「学校案内」「学生ハンドブック」は教職員全員に配付されており、また「学校案内」は役員に配付されており、この点においても、建学の精神、大学の使命・目的は周知徹底されている。

1-3-② 学内外への周知

学内外に配付されている「学校案内」には、建学の精神、大学の使命・目的、教育目標が記載されている。大学ホームページにも、同様に記載されている。したがって、学生・教職員・保護者のみならず、学外者についても、比較的容易に本学の建学の精神、大学の使命・目的、教育目標を知る手段が整備されており、学内外に周知されていると判断される。

地域に根ざした大学であり、地域社会に役立つ人材を提供することは、さまざまな課外活動をつうじて、発信している。看護学科では、近隣地域の医療職者等を招き「看護継承式」を実施し、看護の精神を継承し、本学の教育目標を再確認する機会になっている。また、栄養学科では、近隣地域の住民や保健医療職者を招いて、「健康セミナー」を実施し、本学の教育内容の一端を経験してもらうことで、本学の教育目標について広く知らせることに貢献している。

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

「学園将来ビジョン検討会」において、学園所属各校の中長期計画が検討されている。今後、学園所属各校の将来計画をすりあわせながら、学園全体のビジョンを作成していく予定である。大学の使命・目的を果たすため、また安定的で継続的な大学経営を可能とするような将来計画として、医療保健分野における大学周辺地域のニーズに応えるような中長期計画を検討している。具体的には、医療保健分野の大学院設置及び新学部の増設などに関して、必要とされる分野及び設置の必要性を検討している。

大学の使命・目的及び教育目標を達成するため、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを規定している。これらのポリシーは大学の使命・目的及び教育目的・目標から導き出されたものであり、色濃く反映されている。

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

学校法人桐丘学園は、「社会に出て役立つ人間の育成」を建学の精神として、地域社会の求める人材の養成とともに教育文化の振興を担ってきた。昭和38年以降は、短期大学を設置し、地域社会で活躍する専門職を養成する機関として、地域社会に貢献してきた。そうした地域社会のニーズは、情報化と医療の高度化・専門化、そして少子高齢化という社会環境の変化とともに、医療保健分野についての高度な知識と技術を有する人材を求めることとなってきた。昭和39年以来、長年にわたり栄養士養成を担い、また平成9年以降は看護師養成を担ってきた本学に対しては、医療保健分野において、社会環境の変化に対応した人材の養成が求められることとなった。

本学は、現在の地域社会におけるニーズである「医療保健分野」における「社会に出て役立つ人材の育成」を担う目的で、平成20年に設置されたものである。医療保健環境を取り巻く現在の状況は6年前と変わらず、医療の高度化・専門化、少子高齢化により、看護師や管理栄養士については、「幅広い知識と確かな技術をもち、対応力に優れた専門職」の人材が広く求められている。本学は、「幅広い知識と確かな技術をもち、対応力に優れた専門職」を養成する看護学科、栄養学科より構成されており、本学の使命・目的及び教育目的と教育研究組織は整合性をもつ。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-3-1】 桐生大学設置認可申請書「設置の趣旨を記載した書類」

【資料 1-1-1】と同じ

【資料 1-3-2】 新任職員研修会資料

(3) 1-3の改善・向上方策（将来計画）

桐丘学園として、高等学校、短期大学を中心に多数の卒業生を輩出してきたことにより、「社会に出て役立つ人間の育成」という建学の精神は、地域社会の認知するところとなっている。桐生大学も看護師・保健師・栄養士・管理栄養士・教育職員等を養成していることから、地域社会の求める人材の養成を行っている教育機関として認知されてきている。中長期計画として、より高度な医療専門職や他分野の専門職者として社会に役立つ人材の育成を検討していくと同時に、保健医療の専門職におけるリーダーとなり得る

人材を養成するために、専門教育の充実に加え、教養教育やキャリア教育の充実を図るよう努力していきたい。

【基準１の自己評価】

建学の精神及び教育理念は極めて簡潔で分かり易い語句で示されている。これらは学内外に十分に周知徹底されている。大学の使命・目的は建学の精神及び教育理念を反映されたものとなっており、「大学案内」、大学ホームページ等に明確に示されている。明治以来の建学の精神が、現代の高齢化社会において、地域社会が必要とするニーズに合致した形で大学の使命・目的と示されている。地方の私学としての独自性を適切に発揮していると認められる。

基準 2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

《2-1 の視点》

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知

本学では、アドミッションポリシーについて「学校案内」及び「学生募集要項」、そして大学ホームページの「大学案内」「入試情報」において、〈建学の精神〉〈教育方針〉〈求める学生像〉を広く一般に公開している。また、オープンキャンパスや進学説明会等において、受験生には周知を図っている。

高校の先生方に対しては、入試説明会を開催し、そこで「入学者受け入れ方針」を示して、アドミッションポリシーの周知を図っている。さらに、大学周辺地域である群馬県・栃木県の高校を中心に福島県・埼玉県・長野県・新潟県の一部の高校に対して、学生募集委員会の委員が高校訪問を実施し、高校の進路指導を担当している先生方にアドミッションポリシーの内容説明を行っている。また、保護者による学生の支援組織である後援会においても、「学校案内」を配布し、周知を図っている。

アドミッションポリシーである〈入学者受け入れ方針〉における「求める学生像」は、下記の通りである。

医療保健学部

- 求める学生像：医療保健学部では、社会に出て役立つ人間の育成という建学の精神のもと、医療保健分野で幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた専門職を育成することをめざしています。そのため、自ら学び、考え、判断し、責任ある行動をとれる人材を求めています。

看護学科

- 求める学生像：看護学科では、医療保健の高度化・専門化・複雑化・多様化に伴い、社会が求める看護に生涯にわたって対応し、活躍できる人材の基盤を養います。そのためには、自らの職業に対する心構えを持ち、様々な状況にある人々の生活に関心を払い、また、自らの日常生活に対しても、自立的に整えられる人を求めています。

栄養学科

- 求める学生像：栄養学科では、広い視野と高度な専門的知識・技術を持った質の高い管理栄養士の養成を基本的視点とし、保健医療サービスの担い手として地域や国際社会で活躍できる人材の育成をめざしています。「食と健康」に探求心

を持ち、様々な問題に対して柔軟に対応できる豊かな感性と人間愛に満ちた、人々の健康増進のために役立ちたいと希望する人を求めています。

特に、受験生に対してアドミッションポリシーの周知徹底を図る目的で、「求める学生像〈アドミッションポリシー〉共感 BOOK」という冊子を作成し、学内外に配布している。本冊子では、学部及び各学科のアドミッションポリシーで示された内容について、より詳しく説明している。本冊子により、アドミッションポリシーの内容を正確に理解することが可能となっており、アドミッションポリシーは、実質的にも十分に周知徹底されている。

2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

アドミッションポリシーに沿った学生を受け入れるため、「学則」及び「入学者選抜規程」に基づき、図表 2-1 のとおり、多様な形態の入学試験を実施している。

【図表 2-1】 平成 26 年度募集 入学試験概要(平成 25 年度)

試験区分		入学者選抜区分 (入学者選抜規程第 5 条)	試験科目
推薦入学 試験	I 期	学部・学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、面接、小論文、調査書に基づき受験生の能力、適性、意欲、関心等により総合的に選抜する。	①小論文 ②面接 ③書類審査(評定平均値などを点数化)
	II 期		
一般入学 試験	I 期	学部・学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各学科の定める科目について学力試験を実施し、その成績により選抜する。	①英語 I・II、国語(国語総合に国語表現 I を加えたもの、古文・漢文を除く)より一科目選択 ②③数学 I・A、化学 I、生物 I より二科目選択
	II 期		①②英語 I・II、国語(国語総合に国語表現 I を加えたもの、古文・漢文を除く)、数学 I・A、化学 I、生物 I より二科目選択

試験区分		入学者選抜区分 (入学者選抜規程第5条)	試験科目
センター 利用 入学試験	前期	学部・学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各学科の定める科目について学力試験を実施し、その成績により選抜する。	①英語Ⅰ・Ⅱ（リスニングは除く） ②国語（近代以降の文章）、数学（数学Ⅰ、数学Ⅰ・A）、理科（物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰ）より一科目選択
	中期		
	後期		
AO入学 試験	前期	受験者が本学の教育理念及び求める学生像を理解し、高校における学習、クラブ活動、社会活動、自らの適性や修学の意欲等を記したエントリーシート、調査書、小論文等に基づき総合的に選抜する。	①面接 ②書類審査（評定平均値などを点数化） ③事前審査（エントリーシート、面談、グループディスカッション）
	後期		①面接 ②書類審査（評定平均値などを点数化） ③事前審査（エントリーシート、面談、プレゼンテーション）
特別選抜入学試験		学部・学科の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、面接・口頭試問・小論文等に基づき総合的に選抜する。	①小論文 ②面接

そのため、「入学者選抜の基本方針」及び各試験区分に応じた選抜の方針を以下の通り示している。

〈入学者選抜の基本方針〉

看護学科

看護学科では、看護学教育の核である人間理解に向けてあらゆる方向から学びます。人間の形態機能、疾病の成り立ち、疾病の回復促進、保健学など専門基礎科目を基にして看護ケアや医療サービスの方法を構築していくことを特長としています。

看護は、人体の構造やその働き、自然の生態や社会生活についての基本的な知識、看護ケアを提供するために豊かな人間性や保健医療に対する強い関心が求められます。その基礎学力は、大学で学ぶための基本的な国語力（読解力や表現力）に加え生物や化学の分野です。また、看護ケアを提供するための方法論には数学、物理

などの分野が重要になります。さらに、国際色豊かな地域で活躍するためには英語力も必要となります。特別な科目ではなく高等学校での科目が基礎になり、そこでしっかり学んでいるかを評価します。

栄養学科

栄養学科では、「食と健康」について高度な専門的知識・技術を修得するとともに、科学的な根拠に基づいた栄養情報を対象者にわかりやすく表現・伝達するコミュニケーション技術を身につけることで、人間理解に基づいた「人間栄養学」の実践力を高めていきます。

保健医療の専門家としての管理栄養士の実践力を高めるためには、「栄養の科学」・「食品の科学」・「人体の科学」を総合的・体系的に学修する必要がある、その基礎となる化学や生物、数学などをしっかりと学んでおくことは重要です。また、広い視野を持ち、他者と豊かなコミュニケーションを構築するための国語力や英語力も求められます。

〈各試験区分に応じた選抜の方針〉

推薦入試

高校などで学習した成果としての基礎学力と、これまで取り組んできた科目や課外活動、また専門職を目指す動機や目標、そのために努力してきたことなどを自分の言葉で述べることができるか、自分の意見を文章で論理的にまとめることができるかについて評価します。

一般入試（センター利用入試を含む）

コミュニケーションの基礎となる国語と英語、また専門分野の基礎である数学や理科（生物・化学）の科目について筆記試験で評価します。

AO入試

面接では人の話を聴いて理解する能力、具体的に質問できる能力や、高校で取り組んできた科目・課外活動、専門職を目指す動機や目標について、自分の言葉で述べる力を評価します。また、課題では資料の読解力や文章での表現力・要約する能力、および語彙や構成など評価します。

特別選抜入試

一般的な教養と、社会人として取り組んできた事項や活動、また専門職を目指す動機や目標、そのために努力してきたことなどを経験に基づいて的確に述べることができるか、自分の意見を文章で論理的にまとめることができるかについて評価します。

入学試験の実施案については、「入試広報委員会」が「入学者選抜規程」に基づき、アドミッションポリシーに沿った学生を受け入れるための「入学試験要項(案)」を作成し、教授会での審議の後、決定されている。入試広報委員会は、「入学者選抜試験に関すること」のみならず、「合格者判定資料に関すること」「学生募集、大学広報など広報活動全般に関すること」を審議する責務があり、学生募集活動全般の中で入学者選抜試験を位置づけて、入学試験要項の原案を作成している。

「本学の教育理念及び求める学生像を理解し」ている学生を受け入れるＡＯ入試だけでなく、推薦入試及び社会人等を対象とした特別選抜入試においても、面接において、本学の教育理念及び求める学生像を理解しているかどうかに関する質疑を行い、それを合否判断の基準の一つとしている。特にＡＯ入試においては、エントリーを済ませた受験生に対して、事前審査を実施する前に入試広報担当者が面談をし、アドミッションポリシーの確認をはじめとした、大学での学びについて十分な説明をしている。そして、同時に受験生自身の学力や生活習慣などを振り返らせ、本学で学ぶ意義を再度確認する機会を設けている。

一般入学試験及びセンター利用入学試験では、本学の教育課程での学修を十分に活用できる学生を受け入れるような試験制度となっている。

多様な入学試験形態で実施していることにより、多様な学生を受け入れることができるが、実施内容により、入学者受け入れ方針に沿った学生の受け入れが可能となっていると判断できる。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

過去５年間における入学定員に対する入学者の比率(定員超過率)は、下記の図表 2-2 のとおりである。

【図表 2-2】過去５年間の入試結果

学科	区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	５ヶ年 平均
看護 学科	募集定員	80	80	80	80	80	80
	入学者	97	85	86	82	81	86.2
	入学者／ 募集定員	1.21	1.06	1.08	1.03	1.01	1.08
栄養 学科	募集定員	60	60	60	60	60	60
	入学者	61	62	60	61	60	60.8
	入学者／ 募集定員	1.02	1.03	1.00	1.02	1.00	1.01
学部計	募集定員	140	140	140	140	140	140
	入学者	158	147	146	143	141	147
	入学者／ 募集定員	1.13	1.05	1.04	1.02	1.01	1.05

学部全体が平均 1.05 倍であり、看護学科が平均 1.08 倍であり、栄養学科が 1.01 倍である。看護学科は看護師学校養成施設であり、栄養学科は栄養士養成施設および管理栄養士学校であることから、定員超過が 1.10 倍以内であることは、各学校・養成所に係る関係法令においても適切である。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-1-1】 学校案内(平成 26 年度) 【資料 F-2】 と同じ

【資料 2-1-2】 学生募集要項(平成 25 年度) 【資料 F-4】 と同じ

【資料 2-1-3】 桐生大学ホームページ <http://www.kiryu-u.ac.jp/university/>

【資料 2-1-4】 オープンキャンパス実施状況(平成 25 年度)

【資料 2-1-5】 進学説明会実施状況(平成 25 年度)

【資料 2-1-6】 入試説明会(教員対象)実施状況(平成 25 年度)

【資料 2-1-7】 高校訪問実施状況(平成 25 年度)

【資料 2-1-8】 求める学生像〈アドミッションポリシー〉共感 BOOK

【資料 2-1-9】 学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去 5 年間)
エビデンス集データ編【表 2-1】と同じ

【資料 2-1-10】 入学者選抜規程

【資料 2-1-11】 入試広報委員会規程

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

入学者受け入れ方針については、学校案内をはじめ、学生募集要項、大学ホームページで、明確に示されており、さらにはアドミッションポリシーを解説する小冊子を発行するなど周知をはかっている。アドミッションポリシーに関する説明資料は十分であるので、それを入試説明会(高校教員対象)、高校訪問、オープンキャンパス、進学説明会等の機会に十分活用しているのかを常に検証していかなければならない。さらに、入学後のミスマッチを防ぐため、受験生に対し、本学の特色や本学での学びを十分理解した上で、進路選択となるように、今よりわかりやすく情報を提供するような工夫もこらしていきたい。

一方で、アドミッションポリシーそのものについても、学部・学科のディプロマポリシー、カリキュラムポリシーをはじめ、高等学校での学習内容の変化、社会が求める人材像の変化など、様々な要因に配慮し、十分に調査・検討した上で、必要があれば見直しをしていく。

入学者受け入れ方針に沿った学生受け入れ方法については、毎年、入試区分ごとに試験内容・試験科目の検討を重ねている。特に、学力試験によらないAO入試については、コミュニケーション能力を重視する観点から、前期の事前審査にはグループディスカッションを取り入れており、積極性や協調性など入学後に必要となる能力を測れるよう改善を施している。後期の事前審査についても、平成 26 年度募集からプレゼンテーションを実施し、面談だけでは測れない情報をまとめる能力や対応力などのコミュニケーション能力を評価している。しかし、このような改善を施してもAO入試で入学した学生の中には学業に関しての意識が薄く、学力的な面で問題を抱えている学生もいることから、

コミュニケーション能力と同時に学力をみる方法についても検討をし、改善を進めていくとともに、入学が決定した時点から入学までの期間を有効に活用する方法についてもさらに検討を進めていきたい。

また、平成 27 年度募集の入学試験の概要においては、高等学校の学習指導要領における数学、理科の先行実施を受けて、一般入試、センター利用入試の入試方法、試験科目を変更した。

一般入試

①英語Ⅰ・Ⅱ、国語(国語総合に国語表現Ⅰを加えたもの、古文・漢文を除く)より一科目選択

②数学Ⅰ・A、化学、生物、〔化学基礎と生物基礎〕より一科目選択

(平成 27 年度募集に限り、数学Ⅰ・Aは旧課程の数学Ⅰ・Aと共通の範囲から、化学生物は、それぞれ旧課程の化学Ⅰ、生物Ⅰの範囲からの出題とする)

センター利用入試

①英語Ⅰ・Ⅱ(リスニングは除く)

②国語(近代以降の文章)、数学(数学Ⅰ、数学Ⅰ・A)、理科(物理、化学、生物、〔物理基礎、化学基礎、生物基礎から二科目〕)より一科目選択

(平成 27 年度募集は、旧課程の数学、理科での受験も認める)

2-2 教育課程及び教授方法

《2-2 の視点》

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

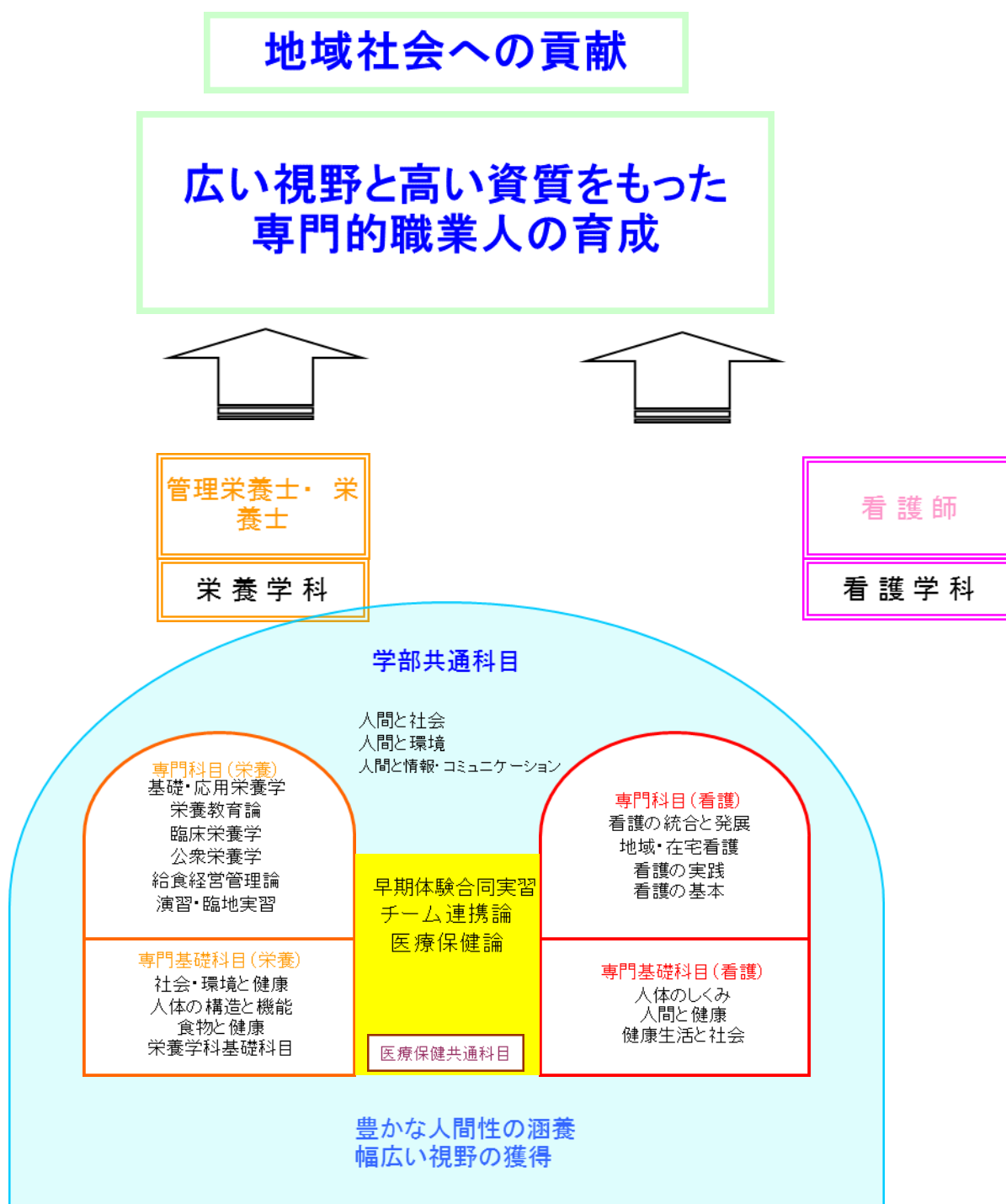
2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

医療保健学部教育目的として示された「①生命の尊厳と人権を尊重し擁護する倫理観を養うとともに、「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」専門職の育成、②保健・医療・栄養を人間総合科学の一分野として捉え、人間の理解を主軸に新時代や国際社会にも貢献できる人材の育成」を達成するため、また、看護学科・栄養学科の教育目的を達成するため、教育課程編成方針が各学科のカリキュラムポリシーとして示されている。それは、以下の通りである。

看護学科

① 医療・保健を担う者にとって必要な「人間」の理解と、「文化・社会」に対する知識と技能の修得、国際化・情報化に対応するための総合的な学習を目的とする「学部共通科目」を配置する。

【図表 2-3】教育課程概念図



- ② 「人間の理解」を主軸に、「健康・疾病・生活・社会」に関する理解に基づく観察力や判断能力を養うとともに、保健・医療分野を支えるための総合的な学習を目的とする「専門基礎科目」を配置する。
- ③ 基礎・基本から実践・応用まで、多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、学生一人一人が看護師としての実践に必要な質の高い知識と技術を系統的・体系的に学習する「専門科目」を配置する。
- ④ 「専門科目」の中に、看護学を系統的に理解し、看護の基礎や健康問題別発達段階別看護で学んだ知識と技術を統合する「看護の統合と発展」に係る科目を配置する。

栄養学科

- ① 医療・保健を担う者にとって必要な「人間」の理解と、「文化・社会」に対する知識と技能の修得、国際化・情報化に対応するための総合的な学習を目的とする「学部共通科目」を配置する。
- ② 「人間と環境の理解」を主軸に、「健康・環境・栄養・食品・生活」に関する理解に基づく観察力や判断能力を養うとともに、保健・医療分野を支えるための総合的な科目群として「専門基礎科目」を配置する。
- ③ 多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、学生一人一人が管理栄養士としての実践に必要な質の高い知識と技術を系統的・体系的に学習することを目的として「専門科目」を配置する。
- ④ 「専門科目」の中に、実践的な管理栄養士として活躍するため、また多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけるため、これまでの学習を統合・発展させる科目を配置する。

これらのカリキュラムポリシーは、「学生ハンドブック」に記載されており、また「大学案内」および大学ホームページにも記載されている。

これらの教育課程編成方針について、図で示すと、前頁の図表 2-3 のように示すことができる。この教育課程概念図は、平成 20 年桐生大学設置申請の際に、「設置の趣旨を記載した書類」に添付した資料を修正したものである。看護学科、栄養学科ともに、平成 24 年度入学生から教育課程の変更を行っているが、教育課程編成方針は変更せずに教科目の一部変更を行ったのみであるため、教育課程概念図も教科目の名称を一部変更したのみである。

教育課程概念図からもわかるように、教育課程編成方針は、教育目的・教育目標に沿ったものとなっている。

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

医療保健学部教育課程は、学部共通科目（教養科目）、専門基礎科目、専門科目で構成されている。

1. 学部共通科目

学部共通科目は、学校教育法第 52 条に規定されている大学教育の目的、ならびに本学の教育理念、教育目標を踏まえ、人文・自然・社会に関する諸科学を基盤として、幅広い教養と豊かな人間性の涵養とともに、国際的な視野・見識を深める目的で設定して

いる。本学では、人間の理解を基軸として、教養科目の科目群を設定し、「人間と社会」「人間と環境」「人間と情報・コミュニケーション」の三分野に分けている。「人間と社会」分野では、人間存在の意味や人間の尊厳・内面・行動など、人間についての理解を深めるとともに、情報化・国際化の進展する社会に対応できる多様な文化や価値観について学ぶことを目的に「哲学・倫理学」「心理学」「法学」「家族関係論」「スポーツ科学」などの教科目のうち、学生自らが必要とする科目を選択し、8 単位以上学修することとしている。「人間と環境」分野では、人間の築いてきた生活や文化、人間の発生や発達、地球・環境との関係などを自然科学的側面から理解することを目的として、「環境論」「人間発達学」「物理学」「生物学」「化学」「人間工学」などの教科目を置いており、同様に選択して、8 単位以上を学修することとしている。さらに「人間と情報・コミュニケーション」分野においては、「人間と人間の関わりについての理解とともに、健全な人間関係を形成する知識や技術の修得と、語学を通して自己表現・コミュニケーション能力を身につけること」および「現代社会における情報の意味を理解し、情報処理の基本的な知識・技術を身につけるとともに、情報の収集・選択・活用のできる情報リテラシー能力の習得」を目的として、「コミュニケーション論」「基礎英語Ⅰ・Ⅱ」「実践英会話」「医療保健英語」「英書講読」「中国語」「スペイン語」「ポルトガル語」「統計学」「情報処理基礎演習」「情報処理応用演習」などの科目を設定している。国際化が進展している社会の変化に対応しうる人材を育成するため、英語をはじめとした外国語を十分に学修できるようになっている。また、職場での情報化にも対応しうるよう、情報処理に関する基礎的事項及び基本的スキルは学修できるような科目群となっている。この分野については、教養科目の中でも、学部教育目標を達するために重要な科目として「コミュニケーション論」「基礎英語Ⅰ」「基礎英語Ⅱ」「情報処理基礎演習」を指定し、必修科目としている。この分野の残りの教科目から選択して、4 単位以上学修することとしている。以上のように、「学部共通科目」は、両学科のカリキュラムポリシー①に沿った教育課程の編成となっている。

2. 専門基礎科目

(1) 医療保健共通科目

看護学及び栄養学の専門科目を学習するための基礎となる科目群として、専門基礎科目を設定する。専門基礎科目のうち、医療保健学に係る看護学及び栄養学に共通する領域について、医療保健共通科目を設けている。大学設置時である平成 20 年度入学生から平成 23 年度入学生までは、「医療保健福祉行政論」「地域保健福祉論」「チーム医療論」「生命科学」「行動科学」「合同臨地実習」を医療保健共通科目とした。平成 24 年度からの教育課程の改正に向けて、医療保健共通科目についても見直しをした。同一名称の科目であっても、両学科で内容がある程度異なる科目は、共通科目からはずし、共通科目については、両学科で同内容の科目であり、また医療保健学部として学修すべき学際的領域の科目にしばった。その結果、現在は「医療保健論」「チーム医療論」「早期体験合同実習」の 3 科目が医療保健共通科目となっている。

(2) 看護学科専門基礎科目

医療保健学的視点から、人間の身体と健康および社会生活と健康との関係を理解するため、専門科目を学ぶための導入として、「人体のしくみ」、「人間と健康」、「健康生

活と社会」の3科目群を設定している。

「人体のしくみ」においては、健康な人体の形態学的側面と機能的側面を理解し、同時に人体を科学的側面から理解する基礎知識の習得とともに人間を総合的に理解することを目的として、「人体の構造と機能Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」及び「人体の生化学」が置かれている。

「人間と健康」科目群においては、健康の概念を理解するとともに、疾病の予防から疾病治療・リハビリの各レベルを理解し、また身体・心理・社会的側面から保健医療に関わる領域について学修することを目的として、「疾病の成り立ち」「疾病の回復促進Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「感染と防御」「臨床薬理学」「臨床心理学」「生命倫理」などが設定されている。

「健康生活と社会」科目群では、健康問題を社会や生活者の視点から考えるために「疫学と公衆衛生」「保健統計学演習」「社会保障論」「医療関係法規」「国際保健論」等が設定されている。

(3) 栄養学科専門基礎科目

まず、栄養学科として不可欠な基本的知識を「栄養学科基礎科目」で学習した後、医療保健学的視点から、人間の生活と食品・健康・環境・生涯発達を理解するための基礎及び医療保健専門職者としての豊かな人間性の形成をめざし、専門科目を学ぶための導入として、「社会・環境と健康」、「人体の構造と機能・疾病の成り立ち」、「食物と健康」の3科目群を設定した。「栄養学科基礎科目」では、「管理栄養士活動論」や「医療保健統計学」「食文化論」など、これからの学習の基礎となる科目が設定されている。平成24年度のカリキュラム改正により、「栄養生命科学」と「臨床医学概論」がこの分野に加わった。「社会・環境と健康」では、公衆衛生学を体系的に学び、「人体の構造と機能・疾病の成り立ち」では、「解剖生理学」「生化学」「病理学」などの科目が設定され、身体の構造や機能を系統的に学ぶとともに、主要疾患の成因や病態、診断、治療等についても学修する。「食物と健康」の分野では、食品について、さまざまな面から学修する。

3. 専門科目

(1) 看護学科専門科目

「看護の基本」「看護の実践」「地域・在宅看護」「看護の統合と発展」の4分野に分かれている。「看護の基本」では、看護援助のための基礎的な知識・技術を修得するため、看護の基本的な考え方と看護に最低限必要な技術を体系的に学修する。

「看護の実践」では、成人、小児、母性、高齢期、精神など、対象者別の看護を学修している。「地域・在宅看護学」分野は、公衆衛生学看護学として体系化した。また、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正をうけ、保健師資格の取得は選択とすることにした。看護学の基礎となる公衆衛生看護の領域については必修であるが、保健師資格を希望しない学生は、選択の余地が増えたのである。「看護の統合と発展」の区分では、保健・医療・福祉の総合的な知識やマネジメント能力、研究態度、人材育成に関連した科目として、機能看護学と看護専門職論を学修する。

(2) 栄養学科専門科目

栄養学の専門的知識・技術を深め、科学的知識に基づいた実践的能力を培い専門職

者としての基礎を学修するため、栄養学科では「基礎栄養学」、「応用栄養学」、「栄養教育論」、「臨床栄養学」、「公衆栄養学」、「給食経営管理論」の6領域に区分している。

「基礎栄養学」領域では、栄養とは何かとその意義・役割を学修し、「応用栄養学」領域では、人体の構造や機能の変化に応じた栄養状態の特徴を理解し、栄養アセスメントの基本的な考え方及び栄養素の機能等の健康への影響に関するリスク管理の考え方や方法を学修する。「栄養教育論」領域では、健康・栄養状態、食行動、食環境等の評価・判定に基づき、栄養教育プログラムの作成・実施・評価を総合的にマネジメントする能力を養うことを目的とした栄養教育に関する学修をする。「臨床栄養学」領域では、疾病者の病態や栄養状態の特徴に基づいた適正な栄養管理を行う能力を養い、また具体的な栄養状態の評価・判定、栄養補給、栄養教育、食品と医薬品の相互作用について学修する。「公衆栄養学」領域では、地域や職場等における栄養関連サービスに関するプログラムの作成・実施・評価を総合的にマネジメントする能力を養い、社会資源の活用や栄養情報の管理、コミュニケーション管理などの仕組みについて学修する。さらに「給食経営管理論」領域では、給食運営や関連の資源を総合的に判断し、マーケティングの原理とその応用、組織管理などマネジメントの基礎を学修する。

平成 24 年のカリキュラム改正により、6 領域それぞれへの学生の理解を深めるため、領域内での科目の再編成が行われた。

本学では、開学から 4 年を経過した平成 24 年度から、教育課程を変更して、社会の変化に合わせた教育課程で教育している。

各教科において、シラバスで、それぞれ学習の目的を設定し、到達すべき目標を設定し、その学習成果を定期試験のみならず、ディスカッションや記録・レポートなど、総合的に評価していく教科目も多い。「社会に出て役立つ人間の育成」という建学の精神が生かされた教育であるといえる。

また、学外での「臨地実習」（病院等での実習）や「看護セミナー」に代表されるように、医療・保健の現場において、これまで学修した知識・技術でいかに対応していくかを学修していく教科目が多いのも本学の特長であるといえる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-2-1】 桐生大学設置認可申請書「設置の趣旨を記載した書類」

【資料 1-1-1】と同じ

【資料 2-2-2】 授業科目の概要 エビデンスデータ編【表 2-5】と同じ

【資料 2-2-3】 桐生大学医療保健学部学則変更届(平成 24 年 3 月)変更の事由および時期を記載した書類

【資料 2-2-4】 桐生大学医療保健学部学則変更届(平成 24 年 3 月)新旧対照表

【資料 2-2-5】 桐生大学シラバス(平成 26 年度)

【資料 2-2-6】 臨地実習要項(平成 26 年度・看護学科)

【資料 2-2-7】 看護セミナー実習要項(平成 26 年度・看護学科)

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

医療保健学部は、看護学科・栄養学科ともに、国家試験の受験資格が得られる学科であるため、必修科目が多い。そのため、単位修得ができない科目が数科目あると、他の教科の履修に差し障りが出たり、4年間で卒業が困難となってしまう。出身校も多様化している今日、看護・栄養の基礎をしっかりと学修し、その上で対応力のある専門職者を養成するためには、個々の学生に適した履修指導・学習指導を行っていく必要があると認識している。教養科目、専門基礎科目、選択科目を中心に、多様な学生に対応しうるカリキュラムを検討していく予定である。

2-3 学修及び授業の支援

《2-3 の視点》

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

教員と職員の協働体制は、本学の前身である桐生短期大学の仕組みを受け継いでいる。教員が事務局の管理職、その他の事務職を兼務し、職員と協働して学校運営に参画している。その影響もあり、兼務教員だけでなく、事務職員も、出席管理、成績管理、諸届の処理等において、問題を生じた学生がいた場合、そうした状況をいち早く察知し、必要があれば、迅速にクラス担任等に連絡をするという体制が整っている。

本学は、各学科各学年にクラス担任と副担任を置き、学生一人ひとりをサポートする体制をとっている。クラス担任は、学期はじめに学生への履修指導を行ったり、クラス全員を対象とした個別面談を実施したり、また事務職員から提供されたデータに基づき、問題を抱えている学生や欠席が目立つ学生への学生生活および学習面での相談、支援を行っている。

学修支援については、学生が授業時間以外でも教員に質問や相談が可能となるよう、各教員に対して、シラバスにオフィスアワーの記載を義務付けている。学生は、各教員研究室等で、個別に授業や研究に関する質問や相談に応じてもらうことができる。

また本学では、看護学科は看護師国家試験の受験を、栄養学科は管理栄養士国家試験の受験を目指す学生が全員である。そのため、国家試験に関する学修支援は、多くの学生・保護者が希望するものである。そこで、国試対策室を中心に看護学科・栄養学科に所属するほとんどの教員が参加して、4年生を中心とした国家試験対策を行っている。

両学科ともに、学生を少人数のグループに分けて、学科所属教員及び助手が分担してグループの学生を担当し、学生の学習状況のチェック、相談、グループの学生に対する個別指導等を実施している。また、課外授業として、学生の苦手な分野を中心に、既に

履修が終わっている授業科目の内容を復習するための講義を行っている。模擬テストを学内で実施し、その結果を分析し、学生と学習方法のアドバイスをするための面談も実施している。

学生の授業に関する意見等をくみ上げるしくみとして、学生による授業アンケートを、中間評価と最終評価の2回実施している。15回の授業の場合、8回目に授業評価を実施し、教務課で迅速に処理し、できるだけ早くアンケート結果を教員に集計して示している。教員は、当該授業が進行中であるときに無記名の学生の意見を知ることができる。したがって、後半部分の授業について、改善を図ることが可能となるのである。中間評価については、進行中の授業の改善が可能となるという点で、きわめて有益であるといえる。

授業支援としては、入学前教育、履修に関するオリエンテーション、初年次教育があげられる。入学前教育は、高校で学んできた領域の中でも、特に今後の大学での学修にとって必要と考えられる領域について、出された課題を自分で学習して、提出してもらうというものである。履修に関するオリエンテーションは学期始めに実施され、主に科目履修についての支援を目的とするものである。初年次教育は、新入生に対して講義履修の際の準備、あるいは大学の各施設の利用に関する情報提供を主な目的として行われるものである。

入学前教育は、平成 22（2010）年度から入試合格者に対して実施している。まず入学前教育ガイダンスを実施し、その後、別の日程で入学前教育スクーリングを実施するという2部から構成される。入学前教育ガイダンスでは、入学前教育の趣旨説明、各学科に分かれてのオリエンテーション、課題背景の解説と課題内容の説明、そして課題提出・スクーリングの説明が行われる。入学前教育の対象は、主にAO入試や推薦入試に合格し入学手続きを行った入学予定者である。これらの入試は早期に進路が決まるため、入学して大学での学修に取りかかる時期まで間が空くことになる。その間、高校等での授業は続くものの、進路が決定したことにより学修に対するモチベーションが下がる可能性もある。入学前教育の趣旨の一つには、この学修に対するモチベーションの維持がある。さらに、大学後の学修にとって必要と考えられる高校等での学びを確実なものとすることもあげられる。

入学前教育オリエンテーションでは、こうした趣旨や大学での学び・各学科での学びと高校までの学びとの相違についてのオリエンテーションが行われ、さらに参加者は学科が企画する各種ワークショップ等に参加することで、大学とはどのような環境なのかを体験する。

入学前教育課題は、理系課題（化学、生物、数学）と文系課題（国語力）に大別される。課題作成は本学教員が担い、課題ごとに担当教員が決められる。課題は、本学入学後に必要と考えられる高校までの学修に基づいて本学独自に考案される。既存のテキストを使用する場合もあるが、その選定は教員が行う。理系課題は、生物、化学、数学の3領域から構成される。文系課題は、国語力として長文の要約課題を中心に構成される。平成 24（2012）年度からはインターネットのオンライン課題も取り入れられ、学生は各課題について自己学習を進める。課題は提出期限が定められ、その期限までに大学に提出され、その課題を確認して各領域担当の教員は、後のスクーリングの内容を検討す

るのである。

一方、入学前教育スクーリングは、課題を自己学習した入学予定者が不明であった点などを確認したいというような場合、それを補う目的で実施される。生物、化学、数学、国語力の4領域について、課題作成を担当した教員がそれぞれスクーリングの授業も担当する。スクーリングでは、入学予定者が不明だった箇所や、課題の解説、大学の授業で必要となるスタディスキルの一端を体験してもらう。例えば、国語力のスクーリングでは講演の映像を見て、講演者が話す内容をまとめるノートテイキングの体験をする。

こうした取組は、学生の大学入学後の講義への導入を円滑にしている。さらには、ともに学科で学んでいくことになる者と知り合いとなるきっかけ作りとなることも期待でき、学生の早期の大学環境への適応を促す役割も果たしている。

履修に関するオリエンテーションは大学入学後に実施される。その一つとして、入学時に学部生全員に対してなされるオリエンテーションがある。ここでは主に教務に関する内容のオリエンテーションを実施する。例えば、大学の単位制度の意味、授業の評価方法、シラバスの活用法、4年間の履修計画の立て方、選択科目の履修についての注意点、卒業単位等を説明するものである。また、学年別のオリエンテーションは、各学期のはじめに、履修の手引き（履修ガイドあるいは履修の手引き）を配付し、具体的な授業科目表、時間割を見ながら、学年担任が履修に際しての注意点を説明し、その後各自が履修科目を選択、履修登録をする支援するというものである。こうしたオリエンテーションを通して、学生は履修すべき科目を確認し、履修登録の手続きを行っていく。

初年次教育は、入学直後の新入生オリエンテーション及び入学数ヶ月後に、学部又は学科1年生全体に対して実施するものである。入学直後に行われる初年次教育の内容は、大学での学びの技法について、図書館利用について、学内の情報機器の取り扱いについて、の3つに大別できる。

大学での学びの技法については講義を行っている教員が担当する。内容は、大学での学びの特徴、講義への心構え、講義の聴き方、ノートテイキング、テキスト・参考書の活用等についての講義から構成される。一部、入学前教育ガイダンスで取り上げた内容も含まれるが、それはこれから授業を受けるにあたって、再度、大学での学習への心構えを確認する意味もある。また、大学で学ぶためのスタディスキルズについても触れられ、例えば講義ノートを実際にとって見るために、教員が実際に授業している内容を、短時間ではあるが学生に聴かせてノートを取る練習をするなどの内容も含まれる。

図書館利用や情報機器利用は、大学での学修を支援するアカデミックスキルズの一部となる。図書館利用については、図書館スタッフが担当する。大学の学習に欠かせない図書の蔵書数あるいは蔵書図書の種類、図書検索システム（OPAC）の紹介、書庫の案内、図書館利用のためのルールなどの内容が含まれる。情報機器の取り扱いについては、メディア情報センターのスタッフが担当する。学内のコンピュータ等情報機器の配置教室、コンピュータ利用のためのIDやパスワードの説明、利用に伴う注意事項などの内容が含まれる。とくに利用に伴う注意事項として、インターネット情報の信ぴょう性、セキュリティ対策、マナー、著作権について注意喚起をしている。

また、入学後しばらくすると、各学科の授業科目の中で、レポートの書き方、プレゼンテーションの方法などが取り上げられる。これは、各学科で書式等が異なるため、学

科に任される方式で実施している。

こうした授業支援としての入学前教育、履修のためのオリエンテーション、初年次教育はある一定の成果を生んでいると考える。例えば、入学前教育を実施したことにより、大学の授業時間、学習方法、必要な知識などをある程度理解することができている。履修のためのオリエンテーションは、履修計画を立てる上で不可欠なルール・知識等を修得できるため、履修ミスによる失敗の減少につながる。初年次教育は、学生に高校の授業と大学の授業の違いを授業開始前に理解してもらい、またノートテイキングの考え方や書籍、情報機器の活用法などについて講義開始前に学習することで、学生の授業への導入が円滑に行われている。また授業の中でレポートの書き方やプレゼンテーションの技法を身につけることで、実践的な技法を身につけることができる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-3-1】 桐生大学・桐生大学短期大学部 学務分掌

【資料 2-3-2】 シラバス記入方法

【資料 2-3-3】 国家試験対策委員会規程

【資料 2-3-4】 平成 25 年度国家試験対策概要

【資料 2-3-5】 平成 26 年度国家試験対策年間計画

【資料 2-3-6】 授業評価アンケート集計表(例)

【資料 2-3-7】 入学前教育の概要

【資料 2-3-8】 履修の手引き、履修ガイド 【資料 F-5】 と同じ

【資料 2-3-9】 初年次教育資料

【資料 2-3-10】 桐生大学・桐生大学短期大学部図書館 利用細則

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

学生募集のみならず、日常の事務運営においても、教員と職員が協働している状況は、授業以外の場でも学生の状況を理解する上で、大きな利点となっている。今後は、職員力を活用するため、学生指導・対応のための知識を得、また技術を上げるための研修等の取組を導入していきたい。

オフィスアワーについては、学生のオフィスアワー制度への理解が不足していることもあり、オフィスワーク時間外の相談も多い。学生へのきめ細かなケアを実践しているともいえるが、教員が、教育・研究・管理のすべてにわたり、その責務を果たすためには、学生にある程度、オフィスワーク時間を守ってもらう必要がある。まずは、オフィスアワーの活用について、学生への認知度をあげていく必要があると考える。

国家試験対策については、グループ指導への出席率と国家試験の合格率はある程度連動しているようである。学修支援であるため、単位認定とは無関係であることから、強制的な出席をさせにくい状況ではあるが、グループ指導の有用性、自学自習の難しさなどをデータにより十分に理解してもらう努力を続けていく必要がある。今後の改善すべき点である。

授業評価については、曜日によって授業回数の進行に差が出るため、アンケート結果の返却が遅れることがあった。FD委員会が中間評価の意義を事務局に理解してもらっ

た事により、随時結果の教員への配付が行われるようになり、評価結果を進行中の授業に活かしていくことが可能となったことはきわめて意義のあることであった。

授業支援のための取組としては、リメディアル教育について一部導入を検討したい。これまでは、看護学科・栄養学科の基礎となる知識については、学部共通科目の履修を十分に活用することとして、リメディアル教育は実施してこなかった。しかし、高校での学習分野の多様化により、基礎となる知識の学習量に大きな差異が生じてきている。そのため、ある程度は、個々の学力に合わせて高校までの基礎学力を担保する指導が必要となってきたことが導入の理由としてあげられる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

《2-4 の視点》

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

建学の精神、大学の使命・目的に基づき、また学部・学科の教育目的・目標に沿って、本学では学位授与の方針(ディプロマポリシー)を定めている。学位授与の方針は、下記のとおりである。

医療保健学部

医療保健分野に関する幅広い知識と確かな技術を修得し、国際化・情報化が進展した社会環境においても柔軟に対応ができ、医療・福祉施設及び居宅等の多様な場で活躍できる能力を備えている。その結果、本学の建学の理念である「社会に出て役立つ人間」となり得る知識・技術を修得している。

看護学科

- ①人間に対して、社会・環境・コミュニケーションなどの諸側面から理解している。
- ②看護学の基礎となる、人体のしくみ、健康の諸側面、健康生活と社会との関係について、理解している。さらに、医療者として必要な倫理、守るべき法令を理解し、それに沿って行動できる。
- ③看護の基本精神・基礎技術を理解した上で、さまざまな健康レベル、あらゆる発達段階における科学的知識を修得し、実践的な援助技術を修得している。
- ④看護学を系統的に理解し、看護の基礎や健康問題別発達段階別看護で学んだ知識と技術を統合することができる。また、臨床現場でチーム医療の一員として活躍し、そこで調整する能力及び問題を解決する能力を修得している。

栄養学科

- ①人間に対して、社会・環境・コミュニケーションなどの諸側面から理解している。
- ②人間の健康を規定する要因として幅広く社会・環境を科学的に理解し、さらに健康の維持・増進プログラムを実践するために必要な人体の構造並びに疾病の成り立ちから食べ物と健康の知識や技能を修得している。
- ③多様な対象や人間のライフステージ・ライフサイクルに沿って、利用者の身体の状態、栄養状態、生活習慣に係る栄養・食事管理、栄養教育、臨床栄養ならびに公衆栄養、給食経営分野に関して必要な知識や技術を修得している。
- ④これまでの学習を統合・発展させ、多様な社会のニーズ、変化に対応できる知識・技術を身につけ、実践的な職業人として活躍できる知識・技術を修得している。

上記の学位授与の方針に基づき、卒業認定がなされるが、個々の科目の単位認定は下記の通りである。

成績評価方法については、桐生大学履修規程第6条により、「試験により行う」となっているが、授業科目の内容・特色によっては、「レポート、調査、作品、実技、受講状況、口頭試問等の方法をもって試験に代えることができる」とこととしている。各授業科目の具体的な評価方法は、シラバスの成績評価の欄に記載することとしている。

学生は単位の修得をするためには、被成績評価資格を得ていなければならない。履修規程第9条により、次の要件を満たすことが求められている。

- (1)当該授業科目の履修科目登録手続がなされていること
- (2)学費の納入がなされていること
- (3)講義に区分される授業科目の場合、原則として授業時間数の2/3以上出席していること。また、実習・実験・演習及びそれに該当する授業形態の授業科目の場合、原則として授業時間数の4/5以上出席していること。

(1)(2)は手続に関する規定であるが、(3)の定めにより、授業期間中の学修を総合的に判断して、成績評価が行われることとなる。

定期試験は、15回の授業終了後、前期・後期それぞれ試験期間を設けて、その期間に実施される。試験時間は、原則として50分であるが、授業科目の内容・特色によっては、90分までの試験時間を設定することを認めている。

評価は、授業科目ごとの評点により、下記の通り判定される。

判 定	評 点	評 価
合 格	8 0 ～ 1 0 0	A
	7 0 ～ 7 9	B
	6 0 ～ 6 9	C
不 合 格	5 9 点以下	D

定期試験を受験できなかった者に対しては、追試験を実施する(履修規程第8条第4項)。また、定期試験及びそれに代わる評価の結果、不合格だった者に対しては、当該授業科目の再試験を実施することとなっている。

追試験の評価は、「公欠」、「忌引き」により定期試験を受けられなかった場合には、定期試験の本試験と同様に得点数の100%で評価するが、「病気・けが」により定期試験を受けられなかった場合は、得点数の80%で評価することとなっている。

なお、公欠として認められるのは、「原則として学長が認めた行事・大会に参加する場合」、「特定感染症等によって出校を停止された場合」、「就職試験の場合」に限定される。「公欠」「忌引き」「病気・けが(欠席届の提出が必要)」のいずれかの理由がない場合は、追試験は受験できず、不合格とみなされるため、再試験を受験することになる。

再試験は、昨年度の履修規程の改正により、機会均等の観点から、すべての科目で実施されることとされた(履修規程第9条)。再試験の評価は、下記の通りである。

判 定	評 点	評価
合 格	6 0	C
不合格	5 9 点以下	D

学生は再試験で不合格となった場合、次年度以降の再履修により単位修得をしなければならない。再履修については、「桐生大学再履修手続き細則」により、その実施方法が定められている。まず、「再履修」の定義について、細則では、不合格者、未履修者のどちらであっても、下級年次に開講されている科目を「再履修」としている。なお、編入生については、別に取り扱うこととしている。細則第2条で「再履修は、所属学科の下級年次の正規開講科目(時間割)に配当された時限で、下級年次の学生との合同授業で履修すること」を原則としている。ただし、細則第2条第2項で例外を規定し、「下記の各号のいずれかに該当し、かつ教授会の委任を受けた教務委員会の審議を経て学長が認めた場合には、前項の規定に関わらず、正規開講科目(時間割)とは別枠で再履修に係る科目を履修することができる。」と規定している。そして、要件として「一 教育効果において特に必要があると認められた場合、二 卒業年次において、当該学年の必修開講科目と必修未修得科目が重複した場合、三 カリキュラム変更に伴う科目変更、開講学年の変更等、学生の責に帰さない事由が生じて、再履修が不可能になった場合」を定めている。

単位認定の仕方については、被成績評価資格を満たして不合格になった場合に関しては、補講と試験により、一定水準に到達した場合には、単位認定を認めるという考え方も存するが、本学では、再度、被成績評価資格を満たすことを要件としている。これは、学部 of 学位授与の方針「社会に出て役立つ人間」となり得る知識・技術の「修得」を確かなものにするという考えに基づいている。

本学では、教育課程を体系的に学修し、それによって「社会に出て役立つ人間」としての能力を身につけるため、「学外実習科目」の履修にあたっては、当該科目「に対応する「単位修得していなければならない科目」の単位を修得していなければならない」ことを履修要項で定めている。学外実習科目の履修に係る今年度の履修要項の具体的内容は次の通りである。

看護学科

学外実習科目	単位修得していなければならない科目
「成人看護学実習Ⅰ」 及び 「成人看護学実習Ⅱ」	「成人看護学概論」「成人看護学方法Ⅰ」 「成人看護学方法Ⅱ」「基礎看護学実習Ⅰ」 「基礎看護学実習Ⅱ」のすべての科目

「母性看護学実習」 及び 「小児看護学実習」	「母性看護学概論」「小児看護学概論」 「母性看護学方法」「小児看護学方法」 「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」 のすべての科目
「精神看護学実習」	「精神看護学概論」「精神看護学方法」 「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」 のすべての科目
「高齢期看護学実習」	「高齢期看護学概論」「高齢期看護学方法」 「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」 のすべての科目
「在宅看護学実習」	「在宅看護学概論」「在宅看護学方法」 「基礎看護学実習Ⅰ」「基礎看護学実習Ⅱ」 のすべての科目

栄養学科

学外実習科目	単位修得していなければならない科目・単位
「給食経営管理論 実習Ⅱ」	「給食経営管理論Ⅰ」「給食経営管理論Ⅱ」「給食経営管理論実習Ⅰ」のすべての科目、かつ、専門基礎科目および専門科目の合計が 50 単位
「臨床栄養学実習Ⅲ」	「臨床栄養学Ⅰ」「臨床栄養学Ⅱ」「臨床栄養学Ⅲ」「臨床栄養学Ⅳ」「臨床栄養学実習Ⅰ」「臨床栄養学実習Ⅱ」のすべての科目、かつ、2年次までに修得した専門基礎科目および専門科目の合計が 50 単位
「公衆栄養学実習Ⅱ」	「公衆栄養学Ⅰ」「公衆栄養学Ⅱ」「公衆栄養学実習Ⅰ」のすべての科目、かつ、2年次までに修得した専門基礎科目および専門科目の合計が 50 単位

多くは3年生で実施される学外実習科目に係る履修制限により、学生は2年生までに、学外実習科目の基礎となる科目について単位修得をしていなければ、3年生の学外実習科目の履修ができないため、結果として4年生で実習することになる。現在の履修規程等の内容・趣旨からは、他の講義科目の重複履修は認められないので、4年間での卒業は不可能となってしまうのである。学生にとっては、表面上は不利益であるが、ディプロマポリシーを実質的に担保するためには、大学として必要な定めであると考えている。

単位数の上限に関する規定は、平成25年度の「桐生大学 履修規程」の改正により、定められた。第4条で、平成26年度入学生からは、「1年間に」履修「登録できる卒業要件に含まれる科目の単位数の上限」を定めることとした。今回の単位数上限に係る規定設置の経緯は次の通りである。

本学は、看護師学校として、また管理栄養士学校として、認可されているため、資格取得に係る単位数が多い。そのため、両学科ともに卒業に係る単位に占める必修単位の割合が高いものとなっている。したがって、カリキュラムポリシーに基づく教育課程の

学年配置を適切に行うことによって、昨年度までの入学生についても、学生は適切な履修と単位修得が可能であった。ただし、再履修が必要である学生については、ある一定の制約が必要であったため、「再履修手続き細則」で再履修できる単位数の上限を定めていた。細則旧第2条によると「再履修科目は、半期4単位を限度として履修をすることができる」というものである。この規定が平成25年度までの入学生については、単位数の上限を定めたものと同様の効果をもたらしていたのである。1～2科目のみ再履修を必要とする学生にとっては、当該規定で問題は生じなかったのであるが、体調を崩して半期ほとんど欠席してしまい、単位認定ができないようなケースについて、不都合が生じたのである。例えば、1年次の後期の単位取得がほとんどできなかった場合、半期ほとんど単位が修得できなかったのであるから、卒業が1年伸びるのは仕方ないのであるが、単位の修得の仕方により、次のような問題が生じる。2年次の後期に1年次の後期の科目を再履修しようとしても4単位までに限定されるため、2年次の科目を先に修得することになってしまい、教育課程の基本方針とは異なる履修方法となってしまうことになる。こうした不都合を解消するため、平成26年度入学生からは、単位数の上限設定を実施することとした。なお、平成25年度以前の入学生について、上記の例のような不都合が生じた場合には、「教務委員会の審議を経て学長が認めた場合に」半期4単位の限度での再履修という制限をはずす措置をとることを再履修細則附則2のただし書きで規定している。

本学の教育課程については、特に必修科目については、看護学科は保健師助産師看護師学校指定規則の規定するところ、栄養学科は管理栄養士学校指定規則及び栄養士養成施設指定規則等により、国家資格の付与要件を満たす科目ともなっている。したがって、両学科ともにディプロマポリシーの②③については、専門基礎科目及び専門科目の必修科目についての単位修得がなされている場合には、要件が満たされていると考えられる。

ディプロマポリシー①については、学部共通科目の分野ごとに8単位以上の単位修得がなされていれば、①の水準は満たされていると考えられる。

看護学科のディプロマポリシー④については、看護学に関する学外実習のすべての単位を修得し、また「看護の統合と発展」分野の教科目の必要単位を修得していれば、④の水準に至っていると考えられる。特に看護セミナーの単位修得は、④の水準について、総合的に判断した結果であるとする。

栄養学科のディプロマポリシー④については、学内での実習の単位をすべて修得し、「給食経営管理論実習Ⅱ」「臨床栄養学実習Ⅱ」の学外実習の単位を修得していれば、④の水準に至っていると判断できる。

したがって、単位の上限設定、再履修制度などから、また教育課程の単位修得方法などから、ディプロマポリシーを厳正に適用しているといえる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-4-1】 学生ハンドブック(平成26年度) 【資料 F-5】 と同じ

【資料 2-4-2】 桐生大学履修規程

【資料 2-4-3】 桐生大学再履修手続き細則

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、大学の使命・目的、教育目標・目的に沿って定められているディプロマポリシーに基づいて、卒業認定がなされてきているが、厳格な単位認定と再履修により、結果として4年間で卒業できない学生が出てしまっているのが現状である。建学の精神である「社会に出て役立つ人間の育成」を続けていくためには、成績評価基準は変えずに、個々の学生の成績の底上げが必要となる。成績がふるわない学生に対しては、現状の学習支援体制をさらに充実させ、学生の自主的な学習を手助けするしくみを作ると同時に、教員の教育力を上げるための対策を講ずることによって現状に対応していく必要がある。

2-5 キャリアガイダンス

《2-5 の視点》

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

医療保健学部には属する看護学科・栄養学科ともに、卒業に係る単位の取得が、看護師・管理栄養士それぞれの国家試験受験資格の取得につながるようになってきている。また、【図表 2-4】に示すように、昨年度就職した者のうち、看護師(看護助手含)または保健師としての就職者が 97.6 %、管理栄養士又は栄養士としての就職者が 75.5%を占めていることから、ほとんどの学生に関して、教育課程内での教育が卒業後の職業に直接結びつくことになる。

【図表 2-4】

学科	卒業生数	就職者数	看護師(看護助手含)又は保健師としての就職者数	管理栄養士又は栄養士としての就職者数	専門職としての就職率
看護学科	90	83	81		97.6%
栄養学科	53	49		37	75.5%

看護学科の教育課程内においては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の看護師課程および保健師課程として必要とされる内容に加えて、キャリア支援のための内容も加えた教育課程としている。まず、専門基礎科目という科目区分に「医療保健共通科目」

という科目群を設け、他の保健医療職者との連携に係る「チーム連携論」、栄養学科の学生と一緒に実習を行う「早期体験合同実習」を科目として設定している。次に、専門科目の科目区分に「看護の統合と発展」という科目群を設けている。この科目群は実際の臨床現場での実践に直接つながる科目設定になっており、機能看護学Ⅰ～Ⅲ、看護専門職論Ⅰ～Ⅷ等の科目が設定されている。特に「機能看護学Ⅰ(看護教育とキャリア発達支援)」「看護専門職論Ⅰ(看護倫理)」「看護専門職論Ⅱ(医療安全管理)」など、職場での実践に深く関わる教科目が設定されている。

栄養学科の教育課程においても、管理栄養士学校指定規則に定められている管理栄養士課程として必要とされる内容に加えて、管理栄養士もしくは栄養士としてのキャリア支援を内容とする教育課程となっている。まず、看護学科の教育課程と同様に、専門基礎科目という科目区分に「医療保健共通科目」という科目群を設け、他の保健医療職者との連携に係る「チーム連携論」、看護学科の学生と一緒に実習を行う「早期体験合同実習」を科目として設定している。また、同じく専門基礎科目の区分に「栄養学科基礎科目」という科目群を設け、まず、管理栄養士という資格・職業及び管理栄養士として必要な知識・技術を理解するため「管理栄養士活動論」という教科目を設けている。この科目を学修することにより、学生は職業の具体的なイメージ、大学で身につけるべき具体的な知識・技術について、理解することが可能となり、今後の学修への動機付けにもなっている。また、専門科目の区分に、「総合演習」という科目群を設けている。これは管理栄養士学校指定規則に規定されて必要とされている教育内容であるが、「管理栄養士総合演習Ⅰ」「管理栄養士総合演習Ⅱ」を設定し、教育内容ごとに修得した知識・技能を統合し、管理栄養士としての総合的能力を養成するための授業を実施している。

看護学科・栄養学科ともに、学外実習が卒業に係る科目として多数設定されており、これらは、看護師、保健師、管理栄養士、栄養士の資格取得に必要な科目であると同時に、キャリア教育として重要な位置を占めている。

教育課程外のキャリア教育として、看護学科在学生に対しては、学生支援センターを中心に次のような進路決定への支援を行っている。

支援方法としては、対象者全員に対するガイダンスの実施と個別面談等による支援がある。対象者全員に対するガイダンスとしては、まず看護学科3年次の7月に、看護職としての自覚と進路の選択のための現場を知ることが目的に「キャリアガイダンスⅠ」を実施する。4年次の4月には、実際の就職活動支援講座として、履歴書や面接等具体的な対応を習得するため「キャリアガイダンスⅡ」を実施している。4年次の5月には、「キャリアガイダンスⅢ」を実施している。このガイダンスでは、本学周辺の多くの病院から管理職の方や卒業生に来てもらい、学生が実際の進路先を考えるきっかけとなるよう、現場に即した話をしてもらい、また質疑応答の機会を設けている。それにより、4年生が実習病院でのキャリアについて考える場を提供している。

個別支援については、学生支援センターのセンター員および担任が随時個別面談を行い、就職活動に関わる相談（履歴書の書き方、電話の仕方、服装マナー、面接指導、礼状の書き方、誓約書の書き方等）や、進学等、卒業後の進路に関わる相談に対応している。

栄養学科在学生に対しては、学生支援センターを中心に次のような進路決定への支援

を行っている。

3年次の9月に3年生全体を対象とする「キャリアガイダンスⅠ」を開催している。12月より始まる就職活動に向けての準備や実際の活動の仕方、求人票の閲覧方法などや栄養・健康に係る各分野で活躍している卒業生や栄養士・管理栄養士その他の専門職の状況について、外部講師、学生支援センター員・担任から説明し、その後、学生からの質問に答えるという形で実施される。3年生が、職業について、現実感をもって考えるよい機会となっている。4年次の4月には看護学科と合同で「キャリアガイダンスⅡ」を実施し、前期における就職活動の実際についての説明と個々の就職・進学指導の際の資料となる進路希望調査をおこなっている。また前期における就職活動の重要性を強調し、4月から9月の間にできるだけ内定をもらい後期には看護師・管理栄養士の国家試験対策準備に力を注げるよう指導している。

個別支援については、看護学科と同様に、学生支援センターのセンター員および担任が随時個別面談を行い、就職活動に関わる相談（履歴書の書き方、電話の仕方、服装マナー、面接指導、礼状の書き方、誓約書の書き方等）や、進学等、卒業後の進路に関わる相談に対応している。

職種として、看護師、保健師、管理栄養士を目指す学生が大多数であるため、大学としては、キャリア支援としても、国家試験の合格を支援することが重要であると位置づけ、国試対策指導室を中心に組織的な国家試験合格のための指導を実施している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-5-1】卒業後の進路先の状況 エビデンス集(データ編)【表 2-11】と同じ

【資料 2-5-2】授業科目の概要 エビデンス集(データ編)【表 2-5】と同じ

【資料 2-5-3】学部学生支援プログラム(平成 25 年度)

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

看護師、保健師、管理栄養士を目指す学生が大多数であるため、大学としてのキャリア教育は方向性がはっきりしている。教育課程の内外において、的確なキャリア教育が展開できていると考えるが、看護師、保健師、管理栄養士以外の就職をめざす学生に対するサポート体制はやや不足しているように考える。また大学での就職開拓は実習先を中心としたものになっているため、本学近隣地域以外の地方出身の学生への就職指導がやや不足する傾向にある。学生支援センターにおいて、そうした少数学生への支援を担当する教職員を配置するなど、対応を考えていきたい。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

《2-6 の視点》

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

教育目的の達成状況の点検・評価方法として、客観的なものとしては、国家試験合格率・就職状況の調査があげられる。また、就職先(実習先)職員との面談により、卒業生の総合的な能力について把握することができている。また、両学科とも学外実習の評価を行う場合には、実習先の担当者の評価を参考にしているので、その際に学外者の客観的な評価を知ることができる。

国家試験合格率は、看護師・保健師・管理栄養士等の資格を得るための試験であるため、教育目的の達成状況を判断する絶対的な基準とはなり得ないが、教育課程における必修科目の多くは、看護師・管理栄養士に係る科目であるので、判断基準の一つとしては利用しうる。

就職状況については、職種全般をとりまく就職状況や本人の希望に左右されるため、こちらも絶対的な評価基準とはならないが、職種・就職先の規模など就職内容までを検討・分析することで、判断基準の一つとなり得る。

本学の場合、実習先が就職先となっているケースも多いので、実習先の担当者との面談は、卒業生の総合的な評価を知るよい機会となっている。また、卒業生の就職先からの求人担当者の面談でも、卒業生の総合的な評価や他校の学生と比較した結果を知るよい機会である。

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

教育内容・方法及び学習指導等の改善に向けての取り組みは、FD委員会が中心となって実施している。桐生大学開設以来、これまで実施してきた具体的な取り組みとしては、下記のものがあげられる

- ・新任教員のための研修会
- ・授業評価アンケートの実施（前後期それぞれ中間評価および最終評価を実施）
 - ※平成 21 年度から授業形態（講義・演習・実習・学外実習）別のアンケートを実施
- ・授業評価アンケートの公表（前後期それぞれ中間評価および最終評価を学内専用サイトに掲載）
- ・授業評価アンケートの学科別総括
- ・新任教員(教職歴 3 年未満)の研修会の実施(平成 20 年度)
- ・学科ごとのFD研修会の実施
 - ※ 学科の理念、カリキュラムの基本方針、各授業との関係等について研修
- ・外部講師を招いたFD研修会(大学に関する基本法令及び教育方法について)の実施(平成 22 年度)
- ・公開授業および授業検討会(新任教員(教職歴 3 年未満)およびFD委員は原則として参加)の実施(平成 20・21 年度)

- ・2週間の設定期間中の全授業を対象とした教員相互間の授業参観の実施
(平成22年度以降、平成25年度は未実施)
- ・eラーニング教材・授業支援システム活用のための全体研修会の実施(平成20年度及び平成25年度)
- ・eラーニング教材・授業支援システム活用のための新任教職員研修の実施(平成21年度～)
- ・授業支援システムのWeb上への公開
- ・系列校との連携協議会の開催
- ・教育研究学習指導等活動報告書を全教員が作成・提出

これらの取り組みにおいて、本学に特徴的であり、また効果を上げていると考えられるのは、授業評価アンケートと教育研究学生指導等活動報告書である。

【図表2-5】学生による授業評価アンケート用紙

(講義・演習科目用)

授業評価アンケート (講義・演習科目用)

必ずH10の黒鉛筆でマークしてください。
折り曲げないでください。

このアンケートは今後の授業改善に役立てるために活用しますので、あなたがどう感じたか率直に慎重な授業評価をしてください。回答内容は成績に無関係であり、あなたに不利益になることはありません。各質問に対しては、5段階評価となっていますので自分の評価に対する番号をマークしてください。

授業科目名	
担当教員名	

科目コード	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

【授業への取り組みについての自己評価】

1. この授業にどの程度準備をして(予習復習、シラバスを読む、等)臨んでいますか。準備の度合いを5段階で評価してください。

←不十分 → 十分
① ② ③ ④ ⑤

2. この授業に対する、あなたの取り組みを5段階で評価してください。

←低い → 高い
① ② ③ ④ ⑤

【授業内容・方法の評価】

3. 講義概要(シラバス)に沿って授業が行われていますか。

←いない → いる
① ② ③ ④ ⑤

4. この授業の教材(テキスト、資料、視聴覚教材、等)は、よく準備されていると思いますか。

←思えない → 思えた
① ② ③ ④ ⑤

5. 教員の教授法(説明、話し方、板書、速度など全般)は適切ですか。

←不適切 → 適切
① ② ③ ④ ⑤

6. 教員は授業に集中できるように配慮している(私語の防止等)と思いますか。

←思えない → 思えた
① ② ③ ④ ⑤

7. 教員は学生に公平に接していると思いますか。

←思えない → 思えた
① ② ③ ④ ⑤

【授業の全般的印象】

8. 授業に対する教員の意欲や熱意を感じますか。

←感じない → 感じた
① ② ③ ④ ⑤

9. この授業を受けてこの分野への学習意欲がわきましたか。

←わかない → わいた
① ② ③ ④ ⑤

10. 授業の満足度を5段階で評価してください。

←不満足 → 満足
① ② ③ ④ ⑤

※この授業について、よかった点や改善してほしい点等をこの用紙の裏面に記入してください。

桐生大学

(実験・実習・実技科目用)

授業評価アンケート (実験・実習・実技科目用)

必ずH10の黒鉛筆でマークしてください。
折り曲げないでください。

このアンケートは今後の授業改善に役立てるために活用しますので、あなたがどう感じたか率直に慎重な授業評価をしてください。回答内容は成績に無関係であり、あなたに不利益になることはありません。各質問に対しては、5段階評価となっていますので自分の評価に対する番号をマークしてください。

授業科目名	
担当教員名	

科目コード	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩
	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩

【授業への取り組みについての自己評価】

Q1. この授業にどの程度準備をして臨んでいますか。準備の度合いを5段階で評価してください。

←不十分 → 十分
① ② ③ ④ ⑤

Q2. この授業に対する、あなたの取り組みを5段階で評価してください(最高5点、最低1点)。

←低い → 高い
① ② ③ ④ ⑤

【授業内容・方法の評価】

Q3. この授業は、シラバスや学生の理解度を考慮しながら進められていましたか。

←いない → いた
① ② ③ ④ ⑤

Q4. この授業は、十分に準備されていたと思いますか。

←思えない → 思えた
① ② ③ ④ ⑤

Q5. 教員の説明・デモンストレーションはわかりやすかったですか。

←わかりにくい → わかりやすかった
① ② ③ ④ ⑤

Q6. 教員は授業に集中できるように配慮していると思いますか。

←思えない → 思えた
① ② ③ ④ ⑤

Q7. 教員は学生に公平に接していると思いますか。

←思えない → 思えた
① ② ③ ④ ⑤

【授業の全般的印象】

Q8. 授業に対する教員の意欲や熱意を感じましたか。

←感じない → 感じた
① ② ③ ④ ⑤

Q9. この授業を受けてこの分野への学習意欲がわきましたか。

←わかない → わいた
① ② ③ ④ ⑤

Q10. 授業の満足度を5段階で評価してください(最高5点、最低1点)。

←不満足 → 満足
① ② ③ ④ ⑤

※この授業について、よかった点や改善してほしい点等をこの用紙の裏面に記入してください。

桐生大学

(臨地実習用)

授業評価アンケート 必ずH1Bの黒鉛筆でマークしてください。
折り曲げないでください。

【臨地実習】 良い例 ● 悪い例 ○

このアンケートは今後の授業改善に役立てるために活用しますので、あなたがどう感じたか率直に慎重な授業評価をしてください。回答内容は成績に無関係であり、あなたに不利益になることはありません。各質問に対しては、5段階評価となっていますので自分の評価に対する番号をマークしてください。

授業科目名										
担当教員名										

科目コード	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩

＜実習への取り組みについての自己評価＞

Q1. この実習にどの程度準備(関連する教科の復習や注意事項の確認等)して臨みましたか。準備の度合いを5段階で評価してください。

←不十分 十分→
① ② ③ ④ ⑤

Q2. この実習に対する、あなたの取り組みを5段階で評価してください(最高5点、最低1点)。

←低い 高い→
① ② ③ ④ ⑤

＜実習内容・方法の評価＞

Q3. 指導内容は、一貫性がありましたか。

←ない あった→
① ② ③ ④ ⑤

Q4. 説明は、具体的でわかりやすかったですか。

←わかりにくい わかりやすかった→
① ② ③ ④ ⑤

Q5. 実習生の質問に、的確に答えましたか。

←いない いた→
① ② ③ ④ ⑤

Q6. 課題・提出物の量や期限は適切でしたか。

←不適切 適切→
① ② ③ ④ ⑤

Q7. 事前・事後指導は、十分に役立ちましたか。

←役立たない 役立った→
① ② ③ ④ ⑤

＜実習の全般的印象＞

Q8. 実習に対する指導者の意欲や熱意を感じましたか。

←感じない 感じた→
① ② ③ ④ ⑤

Q9. 教員と実習生間のコミュニケーションはよかったですか。

←よくない よかった→
① ② ③ ④ ⑤

Q10. 実習の満足度を5段階で評価してください(最高5点、最低1点)。

←不満足 満足→
① ② ③ ④ ⑤

*この実習において、改善点があると考える方は、希望を裏面に記載してください。実習評価は、よりよい実習が実施されるための重要な参考資料です。是非、記載してください。

桐生大学 K5590W

学生による授業評価アンケートについては、【図表 2-5】のような様式・内容の評価を実施している。質問項目は10に限定し、内容は「学生自身について」、「教員について」、「教科について」の3領域にわたって評価するようにした。最終授業時の最終時間5分程度を利用して、担当者自身が下記のようなマークカードを配布して評価を行う。無記名で実施し、また教員から中が見えないような「提出ボックス」に学生が直接カードを入れる等、カードから学生の特定制ができないような配慮をし、教員の影響を受けない評価ができるよう配慮している。

平成21年度後期から授業形態に応じて、講義・演習科目用、実験・実習・実技科目用、臨地実習科目用の3パターンの授業評価を実施しており、より実態に即した評価ができるよう配慮している。

「学生自身について」の項目を入れることで、学生自身の取り組みを含めた、授業全

体の評価を意図している。また、質問項目が多すぎると、学生が評価を真摯な評価を放棄してしまう可能性があるため、10項目に限定することで、適正な評価を可能にしていると判断している。また、評価用紙を3パターンにすることで、実験・実習・実技および学外実習の授業内容の特質に合わせた評価ができている。授業評価アンケートは、学期の授業の中間日及び最終日で実施しており、評価終了後、教務課でマークシート用紙を処理し、教員へ返却するための授業評価アンケート集計結果表を作成し、科目ごとにマークシート用紙(裏面にコメント記載欄あり)といっしょに返却している。集計結果表には、項目ごとに学部平均、学科平均と自身の評価結果を比較できるようになっており、相対的にどの項目の評価が低いのか、認識することが可能になっている。

教員は、9～10回目の授業では、評価結果を生かした授業展開が可能となっており、授業担当教員にとって、改善点を示唆しうる大変有効なデータとなっている。

教育・研究・学生指導等報告書は、大学設置申請時以来、年度末に教員に提出を義務づけているものである。教育活動については、担当科目名、対象学科、対象人数、授業コマ数及び授業評価に対する自己評価について、記載する欄が設けられており、授業評価アンケート結果を検証しないと記載できないようになっている。教員へのフィードバックと自己点検のしくみは適切に機能していると判断できる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-6-1】 国家試験合格率

【資料 2-6-2】 卒業後の進路先の状況 エビデンスデータ編【表 2-11】と同じ

【資料 2-6-3】 FD 研修会概要

【資料 2-6-4】 授業支援のためのメディア情報研修会

【資料 2-6-5】 授業支援システム(web 画面)

【資料 2-6-6】 教育・研究・学生指導等活動報告書作成例

【資料 2-6-7】 学生による授業評価結果(平成 25 年度前期中間)

【資料 2-6-8】 学生による授業評価結果(平成 25 年度前期最終)

(3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

学生を社会に出して、専門職として働くことができるようにするためには、国家試験合格率という基準があるため、それを 100%に近づけることが学習成果であると思いがちであるが、「社会に出て役立つ人間の育成」というミッションを果たすためには、学士力を培っていかなければならないと考えている。そのためには、学士として必要とされる教養を身につけ、自ら学び問題解決を図ることのできる能力を身につけ、医療保健の現場において、対応力がなければならぬと考える。そのため、真の教養を身につけるための教養教育を実施し、また教養に関する能力を測る方法を検討していきたい。また、自ら学び問題解決を図ることのできる能力を身につけることができるよう、学生の自主的な学習が可能になるような学習環境の整備を図っていきたい。

教員のFD活動については、個人レベルでの自己点検評価のしくみは整っているが、全体としての個人PDCAサイクルをすべての教員の資質向上に結びつけていくよう検討していきたい。

2-7 学生サービス

《2-7の視点》

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

(1) 2-7の自己判定

基準項目 2-7 を満たしている。

(2) 2-7の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-① 学生生活の安定のための支援

1. 学生生活を支援する組織

学生生活を支援するための組織として、学生委員会、学生支援センター、メディア情報センター、ウェルネスセンターが置かれている。また、事務局には学生課が設置されている。また、事務局の管理課も学生生活を支援する役割の一部を担っている。

学生委員会は、短期大学部との合同委員会であるが、学長が指名する委員長と、各学科所属の教授、准教授、講師又は助教から数人ずつ選出された教員、実務担当職員により組織されている。委員会では、「(1) 学生行事の企画・運営に関する事項、(2) 学生指導に関する事項、(3) 学生の福利厚生に関する事項、(4) 学生支援センターとの連携に関すること、(5) その他委員長が必要と認める学生生活全般に関する事項」について審議し、上記(1)～(3)に関わることについては、実際に運営に携わることもある。学生が主体的に関わる行事としては、4～5月の新入生歓迎会、8月の球技大会、10月の群馬県私大スポーツ大会、11月の大学祭があげられ、これらの行事は全学生が会員となっている学友会が主体となって、企画・運営に参画している。学生委員会は、こうした学生の主体的活動を支援する役割を担っている。

学生委員会の具体的な役割として、まず第一にあげられるのは、学生の課外活動であるクラブ・サークル活動に対して支援する役割を果たしていることである。クラブ・サークル活動は学友会の活動として、学生が主体的に活動するものであるが、学生委員会は顧問・副顧問の推薦や予算の取りまとめ、活動の支援などを行っている。

第二に、学生の日常活動に対する指導も学生委員会の役割である。学生の健康・安全の確保のため、指導的な活動を行っている。その一つは、学内全面禁煙の遵守指導である。本学は、開学以来、健康増進法の趣旨を踏まえ、また本学の前身である短期大学時代の学友会の学内全面禁煙決議を踏まえ、全面禁煙を実施している。学生委員会では、学生ハンドブックの記載および学内掲示において、学内全面禁煙の遵守を告知している。また、新入生オリエンテーションの際の学生生活オリエンテーションにおける説明においては、学内全面禁煙についての説明と同時に、健康に対する喫煙の影響についても説明している。もう一つは、交通安全に関する指導である。大学への通学手段として、自家用車での通学を認めているため、学生が重大事故に関わる可能性が考えられる。日常的に駐車違反を含む交通ルール違反をしないよう、また交通事故防止に対する運転者への注意喚起と、歩行者・自転車通行者としての交通事故に巻き込まれないように注意喚起をしている。また、交通事故を含む犯罪被害者の家族の体験や警察職員からの犯罪

被害防止のための講話を聞く、犯罪被害防止セミナーを5月上旬に開催している。本セミナーで加害者・被害者のどちらの側であっても犯罪に巻き込まれることのデメリットと巻き込まれないための努力について、認識してもらっている。同じく、学生安全確保のため、防犯指導を行っている。前述の犯罪被害防止セミナーでは、学生が巻き込まれやすい犯罪と防犯意識について知ってもらっているが、学校内とその周辺での犯罪に巻き込まれないため、学生委員会を中心に防犯巡視を実施し、学生の安全を確保するよう努めている。

第三に、学生の福利厚生面での支援も、学生委員会の役割である。経済的支援としては、学生支援センターと連携して、日本学生支援機構をはじめとする各種奨学金の説明会や申請指導、また申請時に必要な人物評価のための面接等に関する業務を支援している。また、学内の奨学金である「関崎ミレニアム奨学金」の募集、取りまとめ、選考手続き等の業務を担っている。住居支援として、アパート・下宿の紹介を行っている。特に、通学範囲内に住所のない入学予定者に対して、大学近隣のアパートの情報を提供している。さらに、ウェルネスセンターと連携して、健康診断実施の支援を行っている。

学生支援センターは、学生の進路支援が主たる業務であり、就職（求人企業の対応、求人票の処理、個々の学生の就職相談、キャリアガイダンスの計画・実施等）、進学に関する学生指導を中心に活動しているが、各種奨学金に関して、日常的な学生生活を支援している。日本学生支援機構の奨学金の募集、取りまとめ、登録手続きを実施し、また学生委員会の協力を得て、選考のための面接を実施している。また、都道府県、病院、企業が募集を行っている奨学金についても、それらを取りまとめ、対象となっている学科に告知し、またそれに対する相談等の業務を果たしている。

メディア情報センターでは、学生が快適にコンピュータやインターネットを利用できるよう、学生のネットワーク環境の整備を進めている。本学には、短期大学部との共用で利用するコンピュータ演習室に Windows PC が 42 台設置され、語学演習室では Windows PC が 50 台と CALL システムによる語学学習が可能となっている。また、看護学科で利用している 10 号館の OA 実習室には Windows PC が 50 台、栄養学科で利用している栄養教育実習室には Windows PC が 16 台設置されている。これらの教室は、教員の許可が必要となる教室が一部あるものの、授業で利用していない時間帯において、自由に利用することが可能となっている。また、それぞれのコンピュータはすべてネットワークで結ばれており、インターネットを利用することも可能である。インターネット回線については、国立情報学研究所の SINET を利用し、快適なネットワーク環境が整っている。実際、学生は 1 年次に入学した段階から、コンピュータを利用し、授業の課題などに取り組んでいる。

そのため、入学後の初年次教育として情報ネットワーク利用ガイダンスを実施し、その際に「コンピュータ・ネットワーク利用の手引き」を配布して利用方法やインターネットを利用する上での注意点など説明を行っている。特に、インターネットの利用においては、トラブルになりかねない行為やネットワークにおける犯罪、著作権の問題などこれからの学修や生活において特に注意が必要な点を説明している。一方で、近年ではノート型コンピュータの利用やタブレット端末、スマートフォンなどの普及が目覚ましく、これらを利用したネットワークの接続環境の整備も重要である。そこでレストラン

や図書館など、多くの学生が利用するエリアにはフリーの Wi-Fi アクセスポイントを設置し、インターネットに自由に接続できる環境を用意した。これらの利用方法やスマートフォン利用の注意点なども初年次ガイダンスで説明している。

また、医療保健学部においては、「情報処理基礎演習」の授業が 1 年次前期に必修科目として開講され、すべての学生がコンピュータリテラシーについては学習するが、その中でも、コンピュータを通して具体的な利用方法、例えば本学が学生全員に与えている e メールなどの利用方法も指導している。

その他にメディア情報センターでは、ネットワークを通じた学習環境の提供を行っており、一部の授業では教材などの資料をオンラインで見て学習できる。なお、本学の入学前教育についても入試広報課と連携し、オンライン教材を利用した学習を取り入れている。

ウェルネスセンターは、学生の心身の健康維持を支援する役割を担っている。その大きな役割として、年度当初に実施する学生健康診断の企画・運営、医療機関との調整のうえ各種予防接種の実施計画の作成とその運営、そして日常的な保健室・カウンセリングルームの運営、の 3 点を担っている。

学生健康診断は保健師、看護師、養護教諭の資格を有する教員が主に携わり、学内では学校保健委員会や事務局学生課と、学外では医療機関と連携して円滑に運営するよう努めている。学生の健康診断書は、実施医療機関からの返却をウェルネスセンターで受け、就職活動等で必要となる学生には、学生課を窓口として発行受付ならびに診断書の発行を行っている。また健康診断の結果、所見に異常が認められた学生には、ウェルネスセンターから保護者宛・本人宛に郵送にて通知し、夏季休暇中に再度医療機関を受診してその結果を大学側に知らせるよう指導を行っている。

各種予防接種は、本学が看護師・保健師・助産師・管理栄養士・栄養士の養成機関であり、学生が臨地実習に出るため、健康管理の一環としてきわめて重要である。学生は麻疹・風疹等の抗体検査を予め行い、行っていない学生は個別指導を徹底し検査を受けぬまま実習に出ることのないよう指導を徹底している。

日常業務として行っている、保健室ならびにカウンセリングルーム（相談室）の運営・管理については以下の通りである。

保健室の運営は、学校保健委員会と協同して行っている。保健室は基本的に週 5 日開室している。看護師、保健師、養護教諭資格を持つ教員が、曜日ごとに決められる担当者シフトに添って学生の不測の疾病・傷害、体調不良等に対応できる体制を敷いている。その一環として、各担当者は保健室専用の携帯電話を持ち、その電話番号を学内に公開している。学生が直接その日の保健室担当者に連絡が取れるようにしており、担当者は保健室にて傷害等の応急措置にあたる。各学科には救急箱が常備され、喫緊の際にはそれが使用されることもある。また外部の医療機関への搬送が必要な場合、主に保健室担当教員がウェルネスセンター長の指示のもと、救急車を呼ぶこともある。利用者があった場合は、その内容が記録される。

保健室を中心とした活動には、学生自身が自己の健康を自分で守る意識を高めるため、新入生に対してうがい・手洗いのワークショップの実施も含まれる。これは、インフルエンザやノロウイルスなどの集団感染が危惧される感染症が流行し始める前の時期に実

施されるもので、感染症対策の一環でもある。学内にはマスクの自動販売機も設置されている。万一感染症に罹患した学生が出た場合には、各学科長、各学年のクラス担任と連携して学生の情報を迅速に収集し、状況の把握に努めるようにしている。

一方、カウンセリングルーム（相談室）は、基本的に週 5 日、大学の昼休み時間を中心に開室している。看護師、保健師、カウンセリングを専門とする教員、心理学担当教員・心理士資格（学校心理士、認定心理士）所有教員が、曜日ごとに決められる担当者シフトに添って学生の心身の悩みや不安、問題行動に対する相談に応じることができる体制を整えている。学生が直接その日の担当者に連絡が取れる体制が整えられており、カウンセリングルームで相談を受ける。また、学生が自発的に来談できるよう、担当教員は専用の携帯電話を持っており、その電話番号を学内に公開している。相談がある学生は、直接カウンセリングルームに来室するだけでなく、その携帯電話を通して担当教員とアポイントメントを取り来室する場合もある。利用者があった場合は、その内容が記録される。

また、カウンセリングルーム開室時間外でも担当者との調整で学生は相談をすることができる。本学の場合、カウンセリングルーム利用者はさほど多くはないが、それはクラス担任が学生と密にかかわりを持っており、そこで担任教員が相談に応じているためでもある。したがって、利用者は自発的な来談者ばかりではなく、クラス担任に奨められて来談する場合もある。いずれの場合でも、担当教員は学生の話当真に傾聴し、対応に困る場合はカウンセリングを専門とする教員のスーパーバイズを受ける、もしくはリファールによって対処を図るようにしている。

さらにこうした学生生活の現状を把握し、学生がどのような点で大学生活上の困難さを感じているかを把握するために、ウェルネスセンターでは平成 26（2014）年度に学生生活アンケートを実施しその結果を検討することを予定している。学生生活アンケートは平成 22（2010）年度、平成 23（2011）年度に実施された経緯があり、短期大学部や別科助産専攻の学生も含めた全学生を対象としたものであった。平成 22（2010）年度は大学開設後 3 年目、平成 23（2011）年度は完成年度を迎える年度であった。こうしたアンケートは学生のニーズを検討することを念頭においたものでもあり、報告書の形でまとめられるとともに、その結果を研究紀要に掲載することで学内に周知を図っている。アンケート項目の検討、企画・分析もカウンセリングルームの役割の一部である。

事務局の学生課も学生生活支援の役割を担っている。学生委員会で所掌している業務に関連して、日常の学生生活において生じる事務については、学生課が対応している。(1) 学生行事の企画・運営に関する事項に関連して、事務局として、運営管理、予算のとりまとめ、記録等について処理する役割を果たしている。(2) 学生指導に関する事項に関しては、セミナーの開催について、学校行事と同様に、運営管理、予算のとりまとめ、記録等について、役割を果たしている。また、学生に対する指導に関して、巡視計画、指導記録などの管理を行っている。(3) 学生の福利厚生に関する事項については、経済的支援においては、学生支援センターと連携して、日本学生支援機構奨学金の募集、とりまとめ業務の一部を担い、また、関崎ミレニアム奨学金については、募集を広告し、受付窓口となり、とりまとめ、及び返済の管理業務を行う。住居支援のアパート・下宿に対する情報提供の業務においては、アパート・下宿を提供する業者から情報収集をし、

情報のとりまとめの業務を行っている。

学生委員会で所管している業務に関連するもの以外にも、学生課が学生生活支援として実施している業務は多数ある。一つは、スクールバスの運行管理である。本学では、学生の通学を支援するため、JR 桐生駅・東武桐生線阿左美駅と桐生大学間にスクールバスを運行している。1 時限から 5 時限までのそれぞれの授業の開始時刻と終了時刻と電車の時刻表を調整して、1 日 7 往復運行している。学生課は、スクールバス運行計画の作成と管理、連絡調整の任を担っている。経済的支援においては、授業料等減免についての申請受付、処理等の業務を行っている。授業料の減免については、学校法人桐丘学園が運営する高等学校の出身者及び同窓生等に係る減免措置である。

学生生活支援において、大きな役割を果たしているのは、クラス担任である。本学は、各学年に担任及び副担任を配置し、専任教員がその任に当たっている。教員は、学生の履修方法や学生生活に関する相談に応じ指導にあたることとなっている。学期はじめ及び終了時、また必要に応じて、履修や学習面・生活面、学校行事についてのクラス指導を実施しているが、年間を通じて、学習面・生活面また進路について個別の相談に応じ、随時適切な指導ができる体制をとっている。特に 4 年次の担任は進路指導、看護師・管理栄養士国家試験対策指導での重責を担っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-7-1】 学生委員会規程

【資料 2-7-2】 学友会会則

【資料 2-7-3】 平成 26 年度 クラブ・サークル一覧

【資料 2-7-4】 学生ハンドブック 30 頁「11. 喫煙」【F-5】と同じ

【資料 2-7-5】 平成 26 年度 犯罪防止セミナー実施要項

【資料 2-7-6】 関崎ミレニアム奨学金募集要項

【資料 2-7-7】 コンピュータ・ネットワーク利用の手引き

【資料 2-7-8】 学生相談室、医務室等の利用状況

エビデンス集(データ編)【表 2-12】と同じ

【資料 2-7-9】 スクールバス運行表

【資料 2-7-10】 平成 23 年度桐生大学・桐生大学短期大学部 学生アンケート調査結果報告書

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

各学科でクラス担任制を敷いており、各担任教員が中心となって学生とのコミュニケーションを図り、学生指導を行っている。その際に学生の意見や要望を聞くこともあり、学生生活の改善に役立てるよう努めている。また、学生の保護者が集う後援会総会が年 1 回開催される。大学側からは、各クラスの担任教員等が出席するが、その場で保護者の感じる意見や要望を拝聴し、それを汲みあげるように努めている。

このほか、各学科学年のクラスの代表が集う代議委員会では、大学祭の企画などを検討するが、その際にクラスの意見を委員会で話し合ったり、委員会での決定をクラスの学生に伝えたりすることによって学生同士または教職員と学生とで意見や要望を交換し

合う機会がある。

さらに、2-7-①でも触れたように、平成 22（2010）年度に引き続き、平成 23（2011）年度には、ウェルネスセンターが学生生活アンケートを実施し、大学生活で学生が感じる問題点の抽出を行った。その結果、医療保健学部では、初年次では授業への取組について困っている学生の割合が多く、学年が進行するにつれて進路や就職について困っている学生の割合が増加する傾向が見られた。そのほかには、国家試験、奨学金やアルバイトについての悩みを抱えている学生が多く見られた。現在では就職支援・就職情報の積極的な開示や、国家試験の学習に少人数制のグループワークを取り入れるなどの取組が見られる。このグループワークには担当の教員がついて学生の学習の進行状況を見ながらの学習指導が行われる。経済的な面での悩みを抱えている学生に対しては、学生支援機構奨学金だけではなく、本学独自の奨学金制度である関崎ミレニアム奨学金の貸与、各種病院等の奨学金の情報収集と情報提供を行うなど、経済的支援についても対応を進めている。

（3）2-7 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービスの具体的支援については、今後も積極的に充実を図るよう努めていく。本学の場合、学生サービスに関する事項として、課外活動支援、学内禁煙・交通事故防止の遵守ならびに犯罪被害への理解の浸透と防犯意識の向上による安全支援、奨学金等経済的支援、情報環境整備、健康支援、学生相談の充実があげられる。

課外活動支援については、クラブ・サークルの活動支援をより充実させていく。スポーツ系のサークルのいくつかは、群馬県私立大学スポーツ大会への参加により入賞等の結果を残すものもある。活動充実のための予算の確保等を通して、学生の活動を支援していく。

安全支援については、看護師・保健師・助産師・管理栄養士・栄養士といった人の健康・安全に携わる職種の養成機関であることを前提に、学生の健康意識・安全意識の向上やルール・マナーの遵守に資する取組を今後も継続させていく。卒業後、学生の多くは対人援助職に就くことが予想されることから、他者の健康を気遣う意識のみならず、自己の健康にも意識を向けることができるよう指導する必要がある。これらの取組はそのため大きな役割を果たすと考えられる。

奨学金等の経済的支援については、昨今の社会情勢も勘案すると経済的に困窮する家庭の学生も多く含まれることが予想される。そのため、よりきめ細かい経済的支援、情報提供、それに加えて、学生支援センターを中心とした就職支援をより一層充実させる必要がある。

情報環境整備については、情報ネットワーク環境の整備を今後も図るとともに、ネットワークを活用した学習環境の提供、及びホームページ等による学生への情報提供をより充実させていく必要がある。とくに昨今の学生は携帯端末を所有している者が多く、コンピュータ上に限らず携帯端末で大学の情報を確認できるようなシステムの一層の充実を図る必要がある。また、学生がインターネット犯罪や SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の普及に伴うトラブルに巻き込まれないような情報リテラシー教育の充実も、今後の情報環境整備の一環として考えられる。

健康支援・学生相談については、ウェルネスセンター、学校保健委員会等を中心として、心身の問題を抱えた学生に対する支援をより充実させていく必要がある。とくに学生相談については、学生の悩みや問題に対する対応を慎重に行う必要があり、教員の対応能力の一層の向上が求められる。また、学生アンケートの結果で、初年次に学習に困難を示す学生が見られたことから、現在実施している入学前教育をどのように初年次の教育につなげていくか、さらには各学科の専門教育につなげていくかといった学習支援の側面の検討も求められる。

2-8 教員の配置・職能開発等

《2-8 の視点》

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

(1) 2-8 の自己判定

基準項目 2-8 を満たしていない。

(2) 2-8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

【図表 2-6】医療保健学部 看護学科、栄養学科 専任教員表(平成 26 年 5 月 1 日現在)

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数		助手	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	〔イ〕	〔ロ〕		
看護学科	7	6	8	1	22	12(6)	—	7	保健衛生関係
栄養学科	8	3	6		17	10(5)	—	4	家政関係
(小計)	15	9	14	1	39	22(11)	—	11	
〔ロ〕						—	10(5)		
(合計)	15	9	14	1	39	22(11)	10(5)		

(イ)は学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数。()内は教授数

(ロ)は大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数

【図表 2-7】医療保健学部 看護学科、栄養学科 専任教員表(平成 25 年 5 月 1 日現在)

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数		助手	備考
	教授	准教授	講師	助教	計	〔イ〕	〔ロ〕		
看護学科	7	5	10	1	23	12(6)	—	7	保健衛生 関係
栄養学科	9	4	6		19	10(5)	—	5	家政関係
(小計)	18	4	19	1	42	22(11)	—	12	
〔ロ〕						—	10(5)		
(合計)	18	4	19	1	42	22(11)	10(5)		

上記【図表 2-6】【図表 2-7】表で示しているとおり、平成 26 年 5 月 1 日現在、大学設置基準において求められている教授が不足している。平成 26 年に入ってから、健康面を原因とした教授職の退職が相次いだため、5 月 1 日までに補充ができていない状況である。各学科、大学としての総教員数については基準を満たしており、また、教育課程に対応する専任教員に配置できており、授業実施および教育指導において、支障は生じていない。

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

教員の採用については、「桐生大学・桐生大学短期大学部教員採用規程」に定める基準に従い、「学校法人桐丘学園組織事務分掌規程」の第 3 条で定める教育職員につき、採用を行う。教員の採用・昇任については「桐生大学・桐生大学短期大学部教員資格審査委員会規程」に基づき行われている。採用・昇任手続きは、「教員任用昇格に関する内規」に定めるものにより、次のような手続きで実施される。まず、候補者となる教員の所属学科長からの推薦に基づき、学長が教員資格審査委員会へ諮問を行い、審査委員会が「教員資格審査委員会規程」に基づき、審査を実施する。昇任が可決された教員については、学長から理事長に具申し、理事長の承認により、昇任が決定する。採用にあたって、所属学科長の推薦に至る手続きについては、規定が存しないが、原則として広く公募の上、採用することとしている。

なお、平成 23 年度までの採用については、原則として大学設置審査会への「教員変更手続」を経なければならないため、欠員のあった分野について、公募の上、所属学科長からの推薦および学長・理事長の承認により、大学設置審査会へ教員審査を提出することとし、教員審査で「可」とされた教員については、大学運営評議会の承認を経て、理事長により採用としてきた。

教員の昇格においては、「教育・研究・学生指導等活動報告書」を基にした教育評価センターの報告も審査における一つの資料とされている。したがって、「教育・研究・学生

指導等活動報告書」に記載されている、教育課程内外の教育活動、研究及び社会的活動、学生指導および入試広報活動などを総合的に評価することになっている。

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

教養教育の充実のため、教養教育推進委員会が設置されている。所掌事項は、「(1)教養教育に関する基本方針の検討、(2)教養教育と学科教育との調整、(3)学部・学科の教育目標と教養教育の内容の調整、(4)教養教育の課題・取りまとめ、(5)教養教育に関する調査・研究、(6)教養教育におけるFD活動の推進および自己評価、(7)その他、教養教育推進のために必要な事項の検討」である。看護師、保健師、管理栄養士を養成している本学では、実学教育偏重に走る危険性があり、それでは「社会に出て役立つ人間の育成」というミッションを果たすことはできない。教養教育推進委員会では、中教審で示された「自らの立脚点を確認し、今後の目標を見定め、その実現に向けて主体的に行動する力＝新しい時代の教養」を身につけさせるような教養教育を実施できる体制・内容を検討する趣旨で設置されたものである。今年度より、本格的な活動を開始しており、まだ目に見える成果は出ていないが、大学の使命・目的を達する上で、重要な役割を果たすものといえる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-8-1】授業科目の概要 エビデンスデータ編【表 2-5】と同じ

【資料 2-8-2】桐生大学・桐生大学短期大学部教員採用規程

【資料 2-8-3】学校法人桐丘学園 組織事務分掌規程

【資料 2-8-4】桐生大学・桐生大学短期大学部教員資格審査委員会規程

【資料 2-8-5】教員任用昇格に関する内規

【資料 2-8-6】桐生大学・桐生大学短期大学部教養教育推進委員会規程

(3) 2-8 の改善・向上方策（将来計画）

教育課程に対応する教員は適切に配置されているが、上記のような経緯で、大学設置基準に適合する教授数が1名不足している。辞職の申し出以降、公募したうえ、選考中であり、近日中に設置基準上の教員は確保できる見込みである。昨年度から、教授職の退職者が多かったことにより、教員の年齢構成は適切なものとなってきている。今後は、緊急な退職等にも備えられるよう、余裕を持った教員採用を検討し、また内部の教員が資質向上により、十分な能力を身につけることができるようなしくみを検討していきたい。FD活動については、さまざまな取り組みを行ってきており、授業評価アンケートや活動報告書等、効果的な取り組みもあるが、さらなる教員の資質向上のため、外部者による講演・研修等積極的に取り組んでいきたい。

教養教育の推進については、端緒についたばかりであるが、実学偏重にならないよう、実学から遊離しないよう、その役割を果たすようにしていきたい。

2-9 教育環境の整備

《2-9 の視点》

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

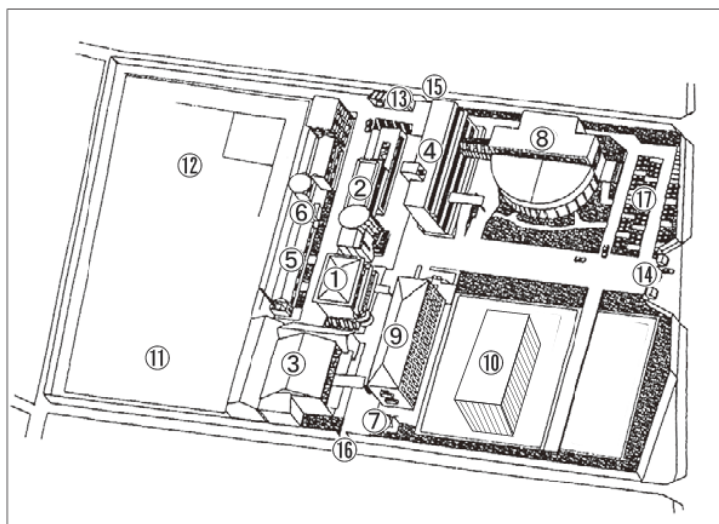
(1) 2-9 の自己判定

基準項目 2-9 を満たしている。

(2) 2-9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

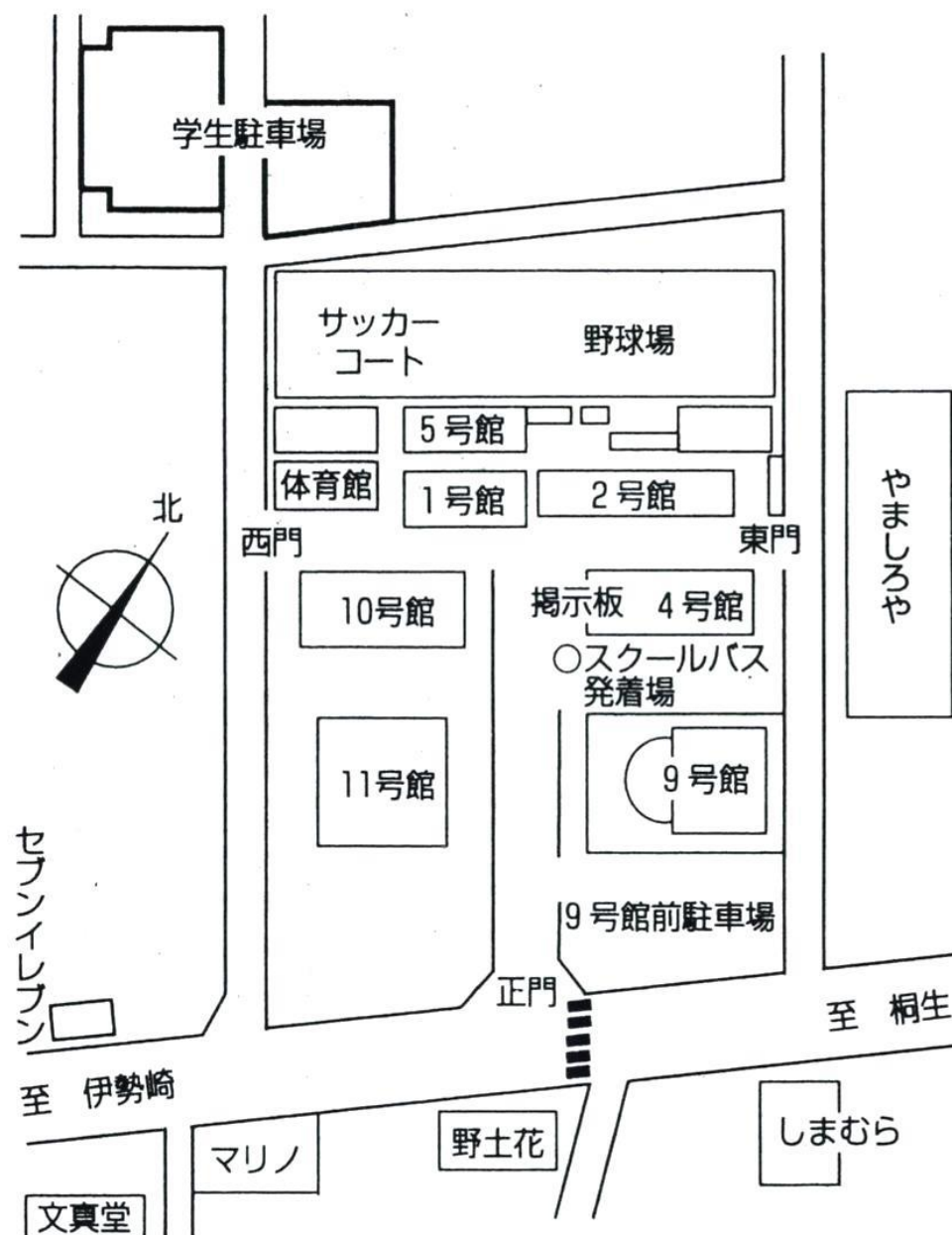
2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
校地・校舎

見取り図

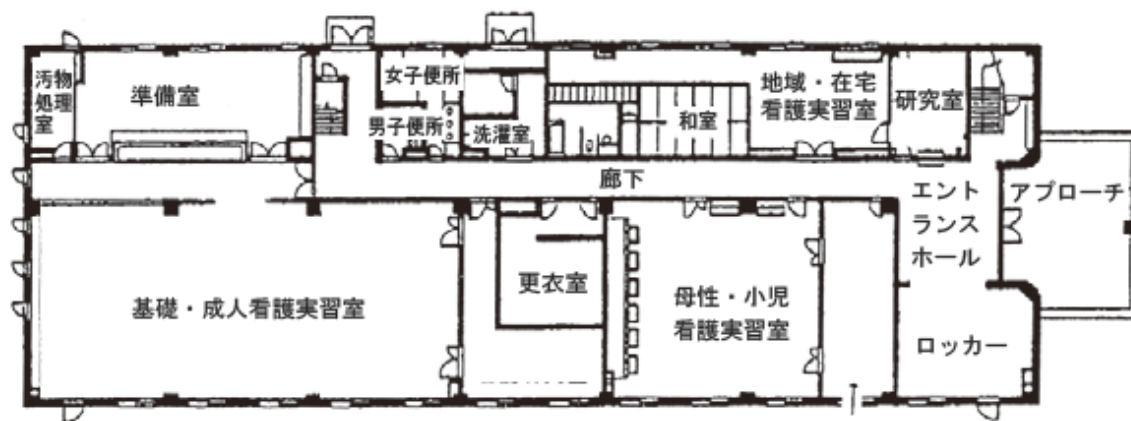


- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| ①: 1号館（アート・デザイン学科棟） | ⑩: 11号館（レストラン・栄養学科・別科棟保健室1F） |
| ②: 2号館（図書館） | |
| ③: 3号館（体育館） | ⑪: サッカーコート（夜間照明付） |
| ④: 4号館（事務局） | ⑫: 野球場 |
| ⑤: 5号館 | ⑬: 用務員室 |
| ⑥: 6号館 | ⑭: 正門 |
| ⑦: 野外トイレ | ⑮: 東門 |
| ⑧: 9号館（科学科棟・図書館分館・平成記念ホール） | ⑯: 西門 |
| ⑨: 10号館（看護学科・保健室2Fカウンセリング室3F） | ⑰: 9号館前駐車場 |

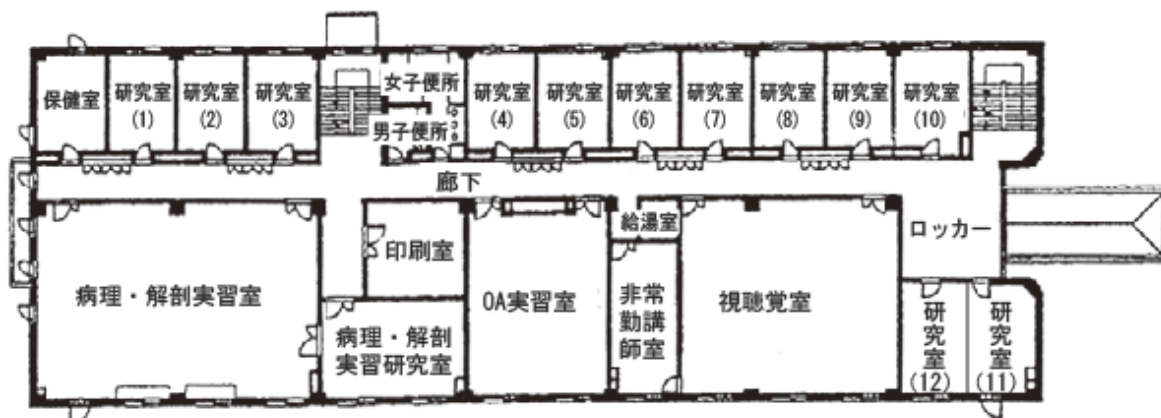
(2) 平面図



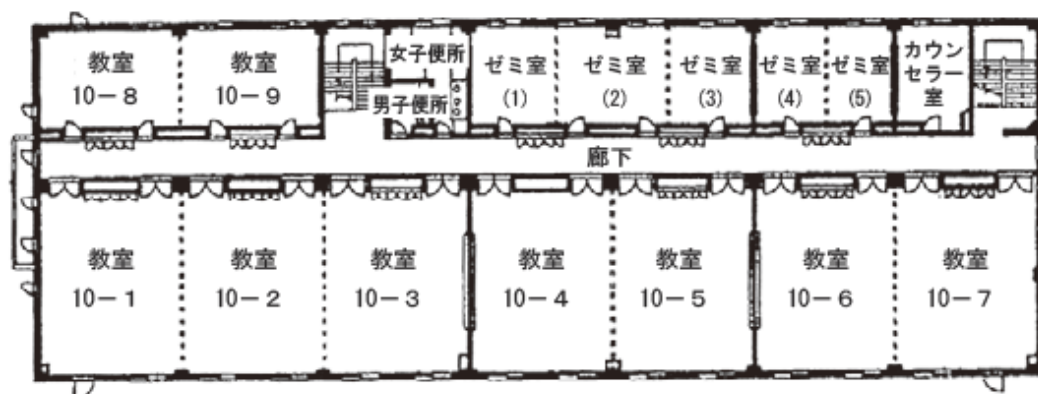
10 号館(看護学科棟)



1 階

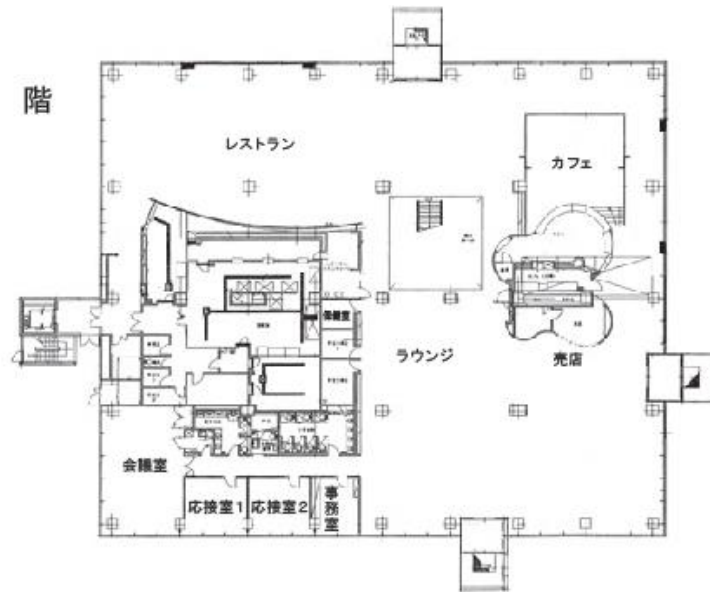


2 階

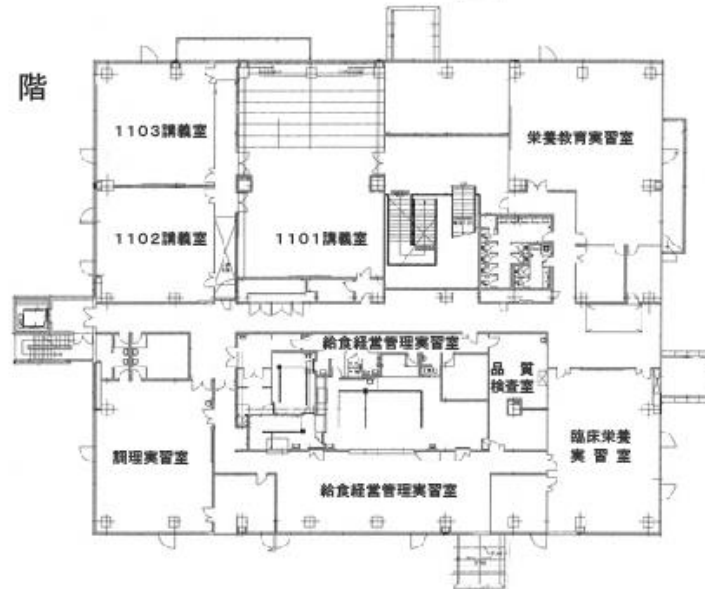


3 階

1 階



2 階



3 階



【図表 2-8】

校地・校舎一覧表

(平成 26 年 5 月 1 日現在)

収容定員	区分	基準面積	現有面積	差異
600 人	校舎	8,924.00 m ²	16,652.31 m ²	7,728.31 m ²
	校地	6,000.00 m ²	35,640.00 m ²	29,640.00 m ²

※ 校舎の現有面積は、共用部分 6,296.18 m²を含む校地の現有面積は、共用部分 24,716.87 m²を含む

桐生大学基準校舎面積＝家政関係 4,263.6 m²(別表第 3 イ) ＋ 保健衛生学関係
(看護学関係) 4,660.4 m²(別表第 3 イ)

桐生大学基準校地面積＝600 人 × 10 m²

【図表 2-8】のとおり、校地・校舎については、十分な面積を有しており、基準校舎面積及び基準耕地面積を大きく上回っており、教育環境として適切であると考え。

看護学科の授業に使用している 10 号館及び栄養学科の授業に使用している 11 号館には、それぞれの学科で専門的な技術の取得に必要となる実習が行える実習室が整備されている。それらの実習室では医療機器をはじめ、映像機器やシミュレーション教材、模型教材などを活用した実習が行え、学生の技術習得に役立っている。一方で、すべての講義室ではプロジェクタとスクリーン、ネットワークに接続可能なコンピュータを活用した授業ができる環境となっている。またホワイトボードやマイク（一部はワイヤレス）なども整備されており、さらに多くの教室ではビデオ映像を映し出すことも可能となっている。大学開設時以降も、受講環境の整備には力を入れ、平成 21 年には、10 号館 3 階の講義室にあるプロジェクタを入れ替え、スクリーンを 100 インチにし、後部座席の学生からも映像がわかるように天吊モニターを設置するなど学生の見やすさを改善した。また 11 号館の多くの講義室・演習室・実習室については、自由に移動できる机を導入しており、授業の形態に応じて、講義形式の一斉授業やグループでのディスカッションなど様々な学習スタイルで授業が展開できる。さらにそれらの教室については無線 LAN を使用できる環境があるため、ノート PC やタブレット端末を持ち込むことで情報収集なども行え、教室に設置してあるプロジェクタを利用すればプレゼンテーションも可能となっている。給食経営実習の試食室である 11 号館給食経営管理実習室にもプロジェクタやスクリーンなどを設置して、その場で学生のプレゼンテーションが行える環境を整えた。

また、10 号館の O A 実習室と 11 号館栄養教育実習室にはコンピュータが設置され、授業で活用されている。これらの教室には複合機が設置されており、授業に関連する内容であれば自由に印刷が可能となっている。その他にも、短期大学部と共用でコンピュータ演習室、語学演習室にコンピュータが設置されており、特に語学演習室では CALL システムを用いた語学学習が可能となっているため、学生のスピーキング、ヒアリン

グ能力の向上に役立っている。

これら教室の管理は教務課で、プロジェクタ、コンピュータ機器についてはメディア情報センターで管理をおこなっている。

コンピュータなどリース契約で整備している機器については、リース契約の満了に伴って入れ替えなどを計画している。その他の機器についても5年を一つの目安にして入れ替えを計画している。

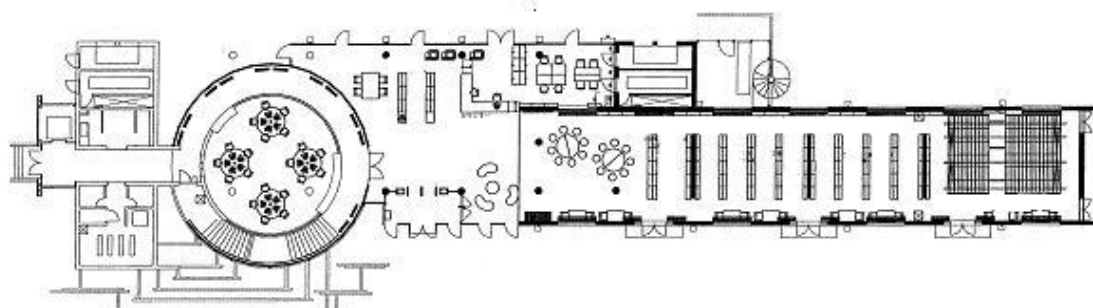
校地、校舎について、危険な箇所は、管理課による定期点検等で対応している。また、校舎内へは、学生の自動車の乗り入れは原則として禁止しており、また特別な許可車両以外は、正門右手側の駐車場以外に乗り入れられることはない。1階がレストランとなっている11号館および図書館がある2号館にはエレベーターが設けられ、障害者対応のトイレも設置されている。スポーツについて、学生は体育館を利用して授業やサークル活動を行っている。学生の休憩場所としては、11号館1階のレストラン等のスペース、9号館1階の試食スペースがあり、無線LANが自由に利用できるフリーアクセスポイントも設置されているため、快適なネットワーク環境を活用して、コンピュータやタブレット端末などで情報を収集しながら学習を進めることができる。

看護学科の実習施設は、桐生市民、みどり市民及び広域圏の医療の中心を担っている、桐生厚生総合病院、東邦病院などの医療機関10施設、介護老人施設7施設、幼稚園1施設など、さまざまな場、さまざまな健康レベルに応じた看護を学ぶことができるように十分な施設数を確保し、実習を行っている。

栄養学科の実習施設については、桐生厚生総合病院などの医療機関19施設その他、健康福祉事務所11施設、学校給食センター11施設、事業所13施設と、広範囲の分野・対象に対応できる管理栄養士の養成に十分な施設数を確保し、実習を行っている。

図書館は独立した2階建ての建物（本館：座席200席）と、3階建ての2階部分（分館：座席100席）から構成されており、目録検索コーナー、事務室、移動式書架を備えている。本館（図1、2）は平成20（2008）年の桐生大学の開設時に新設された。

図1 本館1階（2号館）



【図表2-9】 図書館蔵書数一覧（平成26年5月1日現在）

※書籍の（ ）内は蔵書管理システム登録冊数

56

本学の主たる教育分野の栄養学、看護学に関しては、蔵書数のほとんどを占めており（蔵書管理システムデータにおける）、問題なく整備されていると判断できる。

また医療保健学部（看護学科、栄養学科）、短期大学部（生活科学科、アート・デザイン科）、別科より選出された図書委員による図書委員会（図書館長が委員長）において、各学科の図書の選定について協議され、学科間の図書のバランスや講読雑誌等の見直しがなされている。

図書館の開館時間は9時00分～20時00分であり、授業を終えた学生や、実習を終えた学生にも余裕を持って利用できるよう配慮している。

また、学内LANに接続されている学生用パソコンを18台用意し、資料以外にも幅広いサービスを提供していることもあり、平成25年度は50,248人の来館者があり、学生の活発な利用が見られた。

【図表2-10】来館者数一覧

項目	平成25年度	平成24年度	平成23年度
来館者数（人）	50,248	49,951	44,320

【図表2-11】貸出状況一覧（図書／単位：冊）

貸与者	平成25年度	平成24年度	平成23年度
学生	4,351	4,431	3,569
教職員	1,436	1,108	615
学外利用者	36	60	90

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

看護学科の1学年の学生数は、1・2年が80数名、3・4年が90名前後であり、原則として講義科目については、1学年1開講で実施している。語学関係科目、情報関係科目については、40名程度までの少人数クラスで実施することとしている。看護学の演習科目については、40名前後で演習を行い、複数の教員もしくは助手が担当することとしている。

看護学科の学外実習については、1ヶ所(病棟・施設等)6名前後のグループでローテーションができるように実習施設を確保して、実習を実施している。1グループに対して、必ず本学の教員又は助手が指導者として実習に参加している。

栄養学科の1学年の学生数は、1・2年が60数名、3・4年が70名前後であり、看護学科同様、原則として講義科目については、1学年1開講で実施している。平成21年度までは、管理栄養士養成に係る科目については、講義科目であっても1学年2開講で実施していたが、平成22年度から、栄養士養成施設においても、教室の設備等で支障のない場合、50名以上の合併授業も認められることとなったため、以降は1学年1開講で授業を実施している。看護学科同様、語学関係科目、情報関係科目については、30名前後の少人数クラスで実施することとしている。また、必修の実験・実習科目については、大学開設以来、1学年2開講で授業を実施している。

栄養学科の学外実習は、実習科目によって1ヶ所で実習するグループの人数に差があ

るが、実習施設ごとに相手方が指導可能な人数を精査し、その範囲内で実習を実施している。

1つの授業を実施する際の学生数は最大でも、140名程度であり、11号館1101教室が収容できる人数である。1101教室は階段教室となっており、モニター、マイク設備等、十分な学習環境を備えているため、授業を行うのに不都合は全くない。

実習については、実習先と十分に連携をとりながら、人数調整を実施しているので、臨地実習要項に示されている予定通り、適切な人数のグループで実施できている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-9-1】校地、校舎等の面積 エビデンスデータ編【表 2-18】と同じ

【資料 2-9-2】臨地実習要項(平成 26 年度・看護学科) 【資料 2-2-6】と同じ

【資料 2-9-3】桐生大学・桐生大学短期大学部 図書館規程

(3) 2-9 の改善・向上方策(将来計画)

基準に適合する校舎・校地であり、また看護学科が使用している 10 号館は、平成 9 年に建造された校舎であり、栄養学科が主に使用している 11 号館は、平成 20 年の大学開設時に建造されたものである。そのため、施設は比較的新しく、利用しやすさ、耐震性などの安全性、災害への対応力などは、問題がないと判断している。ただし、学修環境を支援する PC やネットワークの技術革新などに対応する必要性があり、PC の入れ替えや無線ネットワーク環境整備などには積極的に取り組んでいる。また、講義を実施する教室について、視聴覚機器の更新にも積極的に取り組んできた。これらの教育環境を支援する教材の開発速度も速いため、できるだけ学生が効率的な学修を行えるよう、取り組んでいきたい。特に学生が主体となるアクティブラーニングを展開するために、PC 機器等の有効活用が求められる。そこで、現状の教室についても改造を検討し、グループ活動が可能となる什器やデジタルボード、さらにコンピュータまたはタブレット端末などを活用した授業が可能となる教室の整備を進めていきたい。また、現在学生が自主的に学習できる環境は、図書館、閲覧室、コンピュータ演習室、空き教室、レストラン等となっており、グループで PC 機器を利用して学習できる場や、議論できる場は不足している。そのため、将来の計画として、オープンスペースに机や椅子、ホワイトボードなどを設置し、授業時間外にグループでディスカッションしながら学習をするためのスペースや、PC 機器を活用しての学習が行えるラーニングコモنزの設置を検討している。

学生数については、適切に管理できているが、原則として、講義は 1 学年 1 開講、演習・実習、実験は 1 学年 2 開講としているが、少人数指導が適しているような授業内容によっては、講義でも 1 学年 2 開講で実施する必要があるれば、弾力的に対応していきたい。

【基準 2 の自己評価】

建学の精神、教育目的・目標に沿った学生受け入れ方針に対して、適切な教育課程の編成方針が作成され、また公表されており、適切な教育課程の内容となっている。また、

学位授与の方針も適切なものとなっている。教員の配置において、一部不足しているところはあるが、教育課程に対する教員の配置、教員の資質向上への取り組み、学生支援のための様々な取り組みが建学の精神、教育目的・目標に沿ったものとなっている。

基準 3. 経営・管理と財務

3-1 経営の規律と誠実性

《3-1 の視点》

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

桐生大学の設置者である学校法人桐丘学園は、「学校法人桐丘学園寄附行為」第 3 条において、「教育基本法および学校教育法ならびに私立学校法に基づき学校教育を行い、社会に出て役立つ人材を育成することを目的とする」ことを規定している。そのため、建学の精神は、「社会に出て役立つ人間の育成」であり、1901 年に創設者が桐生女子裁縫専門女学館を設置して以来、一貫して、建学の精神である「社会に出て役立つ人間の育成」をするため、「実学実践」の教育方針の下で、高い教養と確かな専門技術を修得することを目指して、私立学校としての特色ある教育を行ってきた。

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

現在、学校法人は大学、短期大学部、高校、中学校および幼稚園を擁して、「実学実践」という教育方針の下で、「社会に出て役立つ人材の育成」を行っているが、これらの諸学校を運営する法人の最高意思決定機関は、寄附行為に規定されている「理事会」である。また、諮問機関として位置づけられている機関は「評議員会」である。「理事会」「評議員会」とともに、年度当初の計画に基づき、定期的開催され、経営と財務に関する重要事項を中心に審議を行っている。理事会では、予算・決算の審議の他、「事業報告」及び「事業計画」に関する審議も行われ、法人としての使命・目的を実現するよう努力している。

法人の日常的な業務運営については、理事長の補佐機関として置かれた学園運営協議会で協議している。本会は理事長、法人所属各校の長および法人事務局長、等で構成されている。そして、「学園運営協議会規約」第 5 条により、本会の決定事項について、各所属校の長等は、「適切な措置を講ずる」責務を負うことになっている。

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

本学園の寄附行為及び諸規程、並びに大学の学則及び諸規程は、学校教育法、私立学

校法、大学設置基準等の法令を遵守し、またそれらの法令の趣旨に適するよう制定されている。大学の設置、運営に関して追加、変更等が生じた場合には、関係法令の定めるところにより、遅滞なく、また正確に届出、申請等を行っている。

また、日常の業務運営における、法令の遵守状況や管理運営の適切さについては、「学校法人桐丘学園業務運営管理に関する規程」に基づき、各部署の長である「業務運営管理責任者」が、部署ごとに定期的に(原則として半期に1回)自己点検・評価を実施している。また、法人の「業務及び財務について、不正、誤謬、脱漏の防止、業務能率の向上を図る」ため、内部監査室を置き、年1回、「業務監査」および「財務監査」を実施している。

3-1-④環境保全、人権、安全への配慮

桐生大学は、環境に関する国際標準規格 ISO14001 の認証を受けている。本規格の環境方針として「地球環境に配慮した大学運営」を掲げ、さまざまなグリーン・エコ活動を実践している。具体的な活動として、次のものが挙げられる。第一に、ソーラーパネルを設置し、太陽光発電を行い、自然エネルギーを活用し、地球温暖化対策に寄与している。第二に、ゴミの分別・廃棄手順を定め、ゴミを種類ごとに収集し、それを計量し、掲示板・ホームページ等に公表することでゴミの減量化を図っている。第三に、環境教育を推進している。課外講座として、毎年、環境教育講演会を実施し、またカリキュラム内にも環境に関わる科目を設置している。

人権への配慮としては、大学にハラスメント防止委員会を設け、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメントによる人権侵害が起きないように啓発活動を行っている。また、ハラスメントに対する相談員をおいている。また、「学生ハンドブック」や学内掲示等でハラスメント防止についての啓発に努めている。その他、個人情報の保護に関する規則を置き、学生の個人情報の保護にも努めている。

災害等への対応としては、危機管理委員会を中心とした組織的対応を定めている。「桐生大学危機管理マニュアル」を定め、危機に対する「予防対応」及び「危機管理」について規定している。また、特に「防災マニュアル」「応急処置マニュアル」「不審者対応マニュアル」も別に定めている。また、校外実習時における危機管理の対応についても、別に定めている。また、大学の所在市であるみどり市と「災害時における協力体制に関する基本協定」を締結し、本学周辺地域における災害対応拠点として、学生を含めた地域住民を対象とする災害対応体制を整備している。また、三国コカコーラ・ボトリング株式会社と「緊急災害時における飲料提供に関する覚書」を締結し、緊急災害時に必要な飲料の確保を図っている。

3-1-⑤教育情報・財務情報の公表

学校教育法第113条で求められている教育研究活動の状況を大学設置基準第2条に定められた手段であるホームページで公開している。また、大学設置基準第2条の2で定められている「教育研究上の目的」、同25条の2に基づく「授業内容、卒業認定等の明示」、学校教育法109条による「自己点検・評価の結果公表」等を行なっている。さらに、学校教育法施行規則第172条の2に係る「教育活動の状況」を公開している

また、私立学校法第47条で要求されている「計算書類、財産目録の公表」を行なっている。

学園の情報公表は、法令遵守の観点のみならず、公的な教育機関としての社会への説明責任と言う観点から、公開情報を検討し、説明責任を果たしうる情報公表となるよう、努めている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-1】学校法人桐丘学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-1-2】学校法人桐丘学園運営協議会規約

【資料 3-1-3】学校法人桐丘学園業務運営管理に関する規程

【資料 3-1-4】学校法人桐丘学園内部監査規程

【資料 3-1-5】環境管理マニュアル(第12版) 【資料 B-1-8】の中に記載

【資料 3-1-6】桐生大学・短期大学部ハラスメント防止委員会に関する規程

【資料 3-1-7】桐生大学・桐生大学短期大学部 個人情報保護に関する規則

【資料 3-1-8】桐生大学危機管理マニュアル(第3版)〈「防災マニュアル」「応急処置マニュアル」「不審者対応マニュアル」等含む〉

【資料 3-1-9】災害時における協力体制に関する基本協定(みどり市)

【資料 3-1-10】緊急災害時における飲料提供に関する覚書(三国コカコーラ・ボトリング株式会社)

(3) 3-1 の改善・向上方策(将来計画)

桐生大学開設以降も、建学の精神を生かした特色ある教育を実施し、地域社会に有益な人材を提供しようと努めてきた。また、大学設置の際に、法令遵守と業務監査の仕組みを導入したことにより、経営の規律と誠実性は維持できていると考えている。今後は、少子高齢化、情報化のさらなる進展等の社会の変化に対応しうる管理・運営体制となっているのか、定期的に検証していきたい。また、近年の自然環境の悪化、これまでにないような災害の頻発等に対応しうる危機管理体制を構築できるよう、さらに努力していきたい。また、校舎内外の安全確保のため、計画的組織的な対策を進めていきたい。

3-2 理事会の機能

＜3-2 の視点＞

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

桐丘学園は、その使命目的を達成するため、桐丘学園理事会において戦略的意思決定を行っている。理事会は、学園の最高意思決定機関であり、「学校法人桐丘学園寄附行為」

第 16 条第 2 項により「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」権限・責務を担っている。

理事は寄附行為の規定により、6 人以上 9 人以内であり、選任区分として 1 号理事は、学園所属の各学校の長より「3 人以上 5 人以内」と規定され、2 号理事は、「評議員のうちから互選により選任された者 1 人」であり、3 号理事は、1・2 号理事の「過半数により選任された者 2 人以上 3 人以内」となっており、現在は、1 号理事 3 人、2 号理事 1 人、3 号理事 2 人の計 6 人である。理事長は、理事総数の過半数の互選により選任される。

理事会及び評議員会は、原則年 4 回（平成 26 年度より年 5 回）開催され、学園の重要案件を審議している。

また、学園運営協議会も定期的（原則月 2 回）に開催され、法人及び各校の現状把握と、業務運営・管理を適切かつ円滑に執行している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-1】理事会・評議員会の開催状況【資料 F-1】と同じ

【資料 3-2-2】学園運営協議会の開催状況

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

現状では、理事会及び評議員会の活動は適切に執行されており、学園運営協議会も十分に機能している。今後は、さまざまな分野での社会の変化を敏感に感じ取れるよう、理事会及び評議員会の構成員の年齢及び外部出身理事・評議員等の専門領域の多様化を図り、社会環境・教育環境の変化に対応できる体制の整備を図っていく必要がある。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

《3-3 の視点》

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

大学の重要な意思決定は桐生大学学則第 9 条に規定されている大学運営評議員会の審議を経て、学長がこれを行う。大学運営評議員会の構成員は学則第 9 条第 2 項により「(1) 学長、(2) 学部長、(3) 学長が指名する者」と規定されており、平成 26 年度における「(3) 学長が指名する者」は、学長を補佐する「副学長」に加え、「看護学科長、栄養学科長、看護学科長補佐、栄養学科長補佐」の学科の代表者、「法人および大学事務局長、学務部長、法人企画調整室長」の事務部門の代表者、さらには「学生支援センター長、地域連携センター長、ウェルネスセンター長、メディア情報センター長」の学生支援組織等の

代表者により、適正にバランスよく構成されている。大学運営評議会は、学則第 9 条第 3 項により「(1) 教育及び研究活動の基本に関する事項、(2) 大学の組織及び運営に関する事項、(3) 学則その他重要な規則の制定又は改廃に関する事項、(4) 教員人事に関する事項、(5) 大学の将来計画に関する事項、(6) 学年歴及び全学的行事に関する事項、(7) 入学、卒業又は課程の修了その他、学生の在籍に係る方針及び学位の授与に係る方針に関する事項、(8) 教学関係予算の編成方針及び予算の配分等に関する事項、(9) 学生の厚生補導の基本に関する事項、(10) 学生の賞罰の基本に関する事項、(11) 学長から諮問された事項、(12) 教授会から提案又は付託された事項、(13) その他必要な事項」を審議すると規定されており、大学の基本的方針・計画に係る事項について審議して、学長意思決定に寄与している。大学運営評議会は、原則として月 1 回開催される。

大学の教育研究・学生生活支援等の活動における重要事項について審議して、学長意思決定に寄与する機関として、学則第 10 条では、「教授会」を設置することを規定している。教授会の構成員は、学則第 9 条第 2 項により「(1)教授、(2)准教授、(3)学部長が指名する者」と規定されており、(3)については、教授会から事前に示された議案に係る、教授会により設置が認められた委員会の長等で(1)(2)以外の者を、学部長が指名する場合である。教授会は、学則第 10 条第 3 項により(1)学部内規程等の制定及び改廃に関する事項、(2)学生の入学・進学・転学・休学・退学及び卒業並びに除籍に関する事項、(3)編入学生の単位の認定に関する事項、(4)研究生・聴講生・科目等履修生及び外国人学生に関する事項、(5)教育課程の編成及び試験に関する事項、(6)学生の厚生補導並びに賞罰に関する事項、(7)学長の諮問した事項、(8)その他本学部の教育・研究及び運営に関する重要事項」を審議すると規定されており、学校教育法施行規則第 144 条で審議することが求められている「学生の入学、退学、転学、留学、休学及び卒業」等の事項を中心に、教育課程、厚生補導等の重要な事項について審議して、学長意思決定に寄与している。教授会は、原則として月 1 回開催される。

教授会により設置が認められた委員会が、各委員会規定に基づき、その所掌する範囲内で、教育、研究、学生生活に関する事項について、審議を行い、学長意思決定に寄与している。学則第 10 条第 4 項は、教授会設置委員会に教授会の任務の一部を付託すること認めている。教授会設置委員会により、迅速で適切な任務遂行が可能となっている。

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長の選考は、「桐生大学・短期大学部学長選考規程」に基づき理事会がこれを行う。その手続きは、教授会により選任された構成員による選考委員会が推薦した候補者から、理事会が選考するという仕組みであり、学長は教学・経営の両面から信任を得て就任していることとなる。

学長は、大学全般の運営にあたり重要事項を審議する大学運営評議会の議長として、かつ教学面の重要事項を審議する教授会議長として、適切なリーダーシップを発揮している。また、教授会が設置した委員会の委員長から定期的に報告を受け、必要に応じて適切な指示・諮問等を行っている。また、法人の理事として構成員になっている理事会・評議員会において、大学の代表者として、学園全体の運営に参画している。さらに、学園運営協議会の一員として、学園としての課題に対処している。このように、教学・法人の両面において、バランスよく適切にリーダーシップを発揮している。

本学では、多くの大学改革等に対処していくために、学長がリーダーシップを発揮し、全学的な視点から効果的なガバナンス体制が構築できるよう副学長を置いている。副学長は、学長の所掌事項が教学・その他の大学運営の多岐にわたるため、適切な意思決定ができるよう学長を統括的に補佐する役割を担っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-3-1】 桐生大学 大学運営評議会規程

【資料 3-3-2】 桐生大学 大学運営評議会開催状況

【資料 3-3-3】 桐生大学教授会規程

【資料 3-3-4】 桐生大学教授会開催状況

【資料 3-3-5】 桐生大学・桐生大学短期大学部委員会分掌

【資料 3-3-6】 桐生大学・短期大学部学長選考規程

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

大学運営評議会は、教育研究活動に限らず、学生生活支援のための活動も視野に入れて、総合的に大学運営を検討する機関であり、学長の適切な意思決定を支えてきている。また、法人との十分な連携も保障する枠組みとして機能している。今後は、社会全体の変化だけでなく、地域社会のニーズ、学生のニーズをより迅速に把握できるようにするため、大学運営評議会構成員の所掌する部署・センター等の調査・検討機能を充実させ、部署・センター等からの提言を大学運営評議会ですらに活用できるようにしていきたい。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

《3-4 の視点》

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

本学では、大学運営の重要事項を審議する機関として大学運営評議会が置かれ、教学の代表者、事務部門の代表者、学生生活支援の代表者等により構成され、月 1 回開催されている。当該会議には、法人事務局長(兼大学事務局長)及び法人企画調整室長が参加し、大学のみならず、法人の現状・課題も踏まえた審議が行われる。

また、各校の長等が構成員となっている学園運営協議会においても、定期的に法人と大学のコミュニケーションがはかられている。

さらに、学長を含む教職員全員が参加する全教職員会が月 1 回開催され、そこにおいても、法人事務局長が参加し、法人の現在の活動状況についての告知がなされる等、十分なコミュニケーションの機会が設けられている。

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

桐丘学園寄附行為第 23 条に定める重要事項(予算・借入金等、事業計画、予算外義務負担又は権利放棄、寄附行為の変更、合併、等)については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならず、評議員会によるチェックが規定されている。

監事は、法人の理事、職員または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。その職務は、法人の業務監査と、また法人の財産状況の監督である。また、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会および評議員会に提出することを責務としている。寄附行為第 15 条第 4 号では、監査の結果、不正、法令・寄附行為違反の重大な事実がある場合、文部科学大臣、理事会・評議員会に報告する義務を負っている。業務及び財産状況の監査は定期的に適正に実施されている。

また、「学校法人桐丘学園 業務運営管理に関する規程」に基づき、大学だけでなく学園全体で、学科及び事務組織の課、各センター等の各部署で、当該組織の長が、担当部署の業務が適正に運営・処理されているか、半期に一回、業務点検の実施と監督を行うこととしている。そこで、改善事項があった場合、所属長が改善計画を立案し、実施することとなっている。

さらに、法人には内部監査室を設置し、業務監査の適切性を精査・検証し、全学的な観点から報告することとなっている。

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

日常の法人としての業務運営を実施する機関である理事長は常勤であり、定期的に各所属校及び法人事務局から経営面や教学面など全般にわたる報告を受け、それについて協議を行っている。また、定期的（原則月 2 回）に開催されている学園運営協議会においても、理事長が法人及び各校の現状と課題を把握することができ、その結果、日常的な業務運営を適切かつ円滑に執行することが可能となっている。さらに、理事長は、入試広報や教学面に関わる具体的な重要事項についても、起案・報告書等の決裁を通じて、現状及び問題点を把握している。

昨年度より、プロジェクトとして、「桐丘学園将来ビジョン策定プロジェクト」が設置され、法人の各所属校において、現状課題の把握・分析・検討と将来計画に関する構想作成を行っており、法人の経営面においても、ボトムアップの体制が整えられている。

学長は、教学面の責任者として、大学運営評議会及び教授会の審議の後、重要事項についての意思決定を行うほかに、教学面に関する日常業務においては、起案・報告書の最終決裁者となっている。また、大学運営の各部門について検討する教授会が設置する委員会の委員長より、委員会の議事録等を通じて、報告を受けることで、大学の現状・課題の掌握に努めている。こうした体制により、学長が各部門の意見を十分に吸い上げることのできる体制となっている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-4-1】全教職員会開催状況

【資料 3-4-2】学校法人桐丘学園寄附行為【資料 F-1】と同じ

【資料 3-4-3】平成 25 年度監査報告書

【資料 3-4-4】平成 25 年度業務運営管理報告書

【資料 3-4-5】平成 25 年度内部監査報告書

(3) 3-4 の改善・向上方策（将来計画）

学園運営協議会・大学運営評議会・事務連絡会等、法人と大学のコミュニケーションの機会は十分に確保されている。また、将来計画についても、ボトムアップの仕組みが導入されている。こうした体制をさらに充実・強化していく必要がある。また、通常の法令で要求される以上の業務運営への相互チェック体制が形作られている。これに安心することなく、会社等における監査体制の変化にも注意しながら、さらに効果的で適切なチェックの仕組みを形作っていききたい。

3-5 業務執行体制の機能性

《3-5 の視点》

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

本学の事務組織は、大学の使命目的を達成するため、効率的な業務執行体制が確保できるよう、職員の能力、資格、専門性および経験に配慮して、適切に採用し、配置している。具体的な大学の事務分掌は、「学校法人桐丘学園組織事務分掌規程」で定められている。

大学および短期大学部の規模がそれほど大きくないので、大学・短期大学部共通の事務組織で業務を実施している。組織事務分掌規程により、事務組織として、総務課、管理課、教務課、学生課、入試広報課が設置されており、それぞれの分掌する事務の内容については、組織事務分掌規程に定められている。また、学生生活支援のための組織として、学生支援センター、メディア情報センター、地域連携センター、ウェルネスセンター、図書館、レストランが設置されており、その分掌する事務の内容については、同様に、組織事務分掌規程に定められている。

これらの組織は、組織事務分掌規程に定められた範囲内で、それぞれの権限と責任に基づき、事務を分掌しているが、より効率的な相互の連携・協力体制を構築するため、原則として月 1 回、「事務連絡会」を開催し、大学の事務組織に加えて、法人の事務組織も参加して、それぞれの事務組織の現状と課題についての情報を共有し、また連携・協力が必要な事項については、部署間で調整を行っている。

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

理事会で決定された経営の基本方針に基づいて、法人事務局によって法人の業務は執行されている。法人事務局は、法人事務局長の下、財務課、総務課が設置され、法人全体の企画立案、予算の執行、人的管理、及び法人所属各校との連絡調整を行っている。法人と所属各校及び所属各校間の連絡調整は、定期的（原則月 2 回）に開催される学園運営協議会においてもなされており、法人全体の教職員の意思統一に有効な役割を果たしている。

法人事務局と大学事務局は、原則として月 1 回開催される事務連絡会において、情報を共有し、双方の課題が検討されており、十分な意思統一が図られている。

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

入職時に、初任者研修会を実施し、大学職員として必要な基本的知識、学内組織・諸規程に関する内部研修を実施している。入職後は、定期的に SD 研修会を実施し、また外部団体主催の事務職員研修会に担当者を出席させ、事務職員の能力開発及び日常事務処理の効率化に努めている。

平成 25 年度の SD 研修会は、事務連絡会終了後に実施された。法人事務局及び大学事務局の分掌上の業務について、その内容と課題について説明がなされ、その後の質疑応答により、相互の業務についての理解が深まることで、業務を適切で効果的な処理することが可能になっている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-5-1】学校法人桐丘学園 組織事務分掌規程 【資料 2-8-3】と同じ

【資料 3-5-2】平成 25 年度事務連絡会開催状況

【資料 3-5-3】新任教職員研修会資料 【資料 1-3-2】と同じ

【資料 3-5-4】平成 25 年度 SD 研修会開催状況

(3) 3-5 の改善・向上方策（将来計画）

桐丘学園組織事務分掌規程に基づき、大学運営は実施されており、権限の適切な分散と明確化が図られている。今後も、定期的に学園運営協議会、理事会・評議員会で事務分掌の適切さについて、検討を重ねていきたい。職員の資質・能力向上について、SD 研修会は大きな役割を果たしているが、今後は外部研修の機会をさらに活用し、職員を積極的に計画的に研修させるようにしていきたい。

3-6 財務基盤と収支

《3-6 の視点》

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 3-6 の自己判定

基準項目 3-6 を満たしている。

(2) 3-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

地域・社会の教育環境に係るニーズに適切に応えるため、将来的に大学院の設置、新学部の増設あるいは既存学科の教育環境の整備等、学園として 2 号基本金の積立を行っている。平成 26 年 3 月末現在、2 号基本金の残高は、3 億円となっており平成 33 年度までに 7 億円を組み入れる計画としている。

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

桐生大学医療保健学部は、平成 20 年 4 月に開学し、平成 23 年 4 月に完成年度を迎えた。4 学年がすべてそろった平成 23 年度の帰属収支差額は、1 億 1,700 万円となり平成 24 年度以降もプラスを維持している。また、定員充足率も平成 24 年度以降 90% 台で推移しており収入の中で大きな割合を占める学生生徒等納付金の確保ができています。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-6-1】学校法人桐丘学園 貸借対照表(平成 25 年度)

【資料 3-6-2】消費収支計算書関係比率 【エビデンス集(データ編)表 3-6】

(3) 3-6 の改善・向上方策（将来計画）

今後の安定した財務基盤の充実に向け、大学をはじめ短期大学部や高等学校等、本学園が設置する全ての学校において学生・生徒・児童・園児を恒常的に確保できるよう、教職員の適性配置の調整、募集方法等の改善、学部・学科・コースの改組・設置等も視野に入れ検討を進めている。

3-7 会計

《3-7 の視点》

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3-7 の自己判定

基準項目 3-7 を満たしている。

(2) 3-7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準および経理規程等の諸規程に基づいて適正な処理を行なっている。また、文部科学省や日本私立学校振興共済事業団等が主催する研修会・説明会等に出席することにより、内容の再確認・変更点の把握に努めている。

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

学校法人の財産の状況の監査、業務執行状況の監査等、監事の職務を行えるよう、文部科学省主催の学校法人監事研修会への出席による専門性の向上を行っており、理事会に出席して業務の全般を監査し公認会計士とも連絡を取り合いながら職務を執行している。

また、監事の下部機関として内部監査室を設置し、監事の職務を支援するために学校法人業務の管理・財務・教務に関し内部監査室において適切に執行されているか調査し報告することとしている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-7-1】 学校法人桐丘学園 経理規程

【資料 3-7-2】 学校法人桐丘学園 監事監査規則

【資料 3-7-3】 学校法人桐丘学園 内部監査規則

(3) 3-7 の改善・向上方策（将来計画）

会計基準が平成 27 年度から変更されることにともない、今後も会計処理が適正に行えるよう関係職員への内容の十分な周知徹底が必要である。

また、今後科学研究費補助金や日本私立学校振興・共済事業団の補助金等の積極的な申請・獲得を行い学生生徒等納付金以外での収入の確保を目指し、担当部署の各種研修会の参加等によりスキルアップをはかるとともに、全職員で情報の共有を行い適正かつ厳正な処理・管理を行なっていく。

【基準 3 の自己評価】

法人の最終的な意思決定は理事会によって行われ、理事会は定期的に開催されている。日常の業務運営は理事長が実施しており、学園運営協議会が法人所属各校の現状・課題把握、問題解決、相互調整などの役割を適切に果たし、理事長の職務執行を助けている。また、プロジェクト等で管理職以外の職員の意見表明の機会を確保しており、ボトムアップの仕組みも備えている。また、内部監査及び業務運営管理等を制度化し、法令等で要求される以上の相互チェックの仕組みを備えている。したがって、管理運営部門のコミュニケーションは十分にとれており、ガバナンスは適切に機能していると考ええる。

財政については、完成年度を迎えた平成 23 年度以降、帰属収支差額は、常にプラスを維持している。また、定員充足率も平成 24 年度以降 90%以上であり、安定的な経営が可能となっている。

今後は、地域社会のニーズの変化に対応できるよう、常に教育環境を見直しつづけ、

現状の学科の改組、学部増設なども視野に入れ、大学の使命目的を達成でき、かつ安定した経営に利するような施策の検討を行っていきたい。

また、学生が安全で快適な大学生活が送れるよう、校舎の老朽化対策、自主的に学習できる場の提供等、施設・設備の拡充および整備を計画的に実施できるようにする。

基準 4. 自己点検・評価

4-1 自己点検・評価の適切性

《4-1 の視点》

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

本学の使命・目的は、建学の理念に基づいて地域社会において活躍し貢献できる優秀な人材を送り出すことにある。その使命・目的を達成するには、学生の教学等に携わる教員の資質向上を、絶えず目指す必要がある。そのため、本学では「自己点検・自己評価委員会」を設置し、教育研究活動の向上を図り、運営改善に向けた次の事項について調査・審議を行っている。その内容は、「(1)建学の精神・教育理念・教育目標、(2)教育の内容、(3)教育の実施体制、(4)教育目標の達成と教育効果、(5)学生支援、(6)研究、(7)社会的活動、(8)管理運営、(9)財務、(10)改革・改善等」である。なお、委員会は専門委員会を設置できることとなっており、自己点検評価運営委員会が該当する。

自己点検評価運営委員会は、大学の教育研究活動についての調査・自己評価の実施に係る運営を行っている。具体的には各学科部局から提出された自己点検報告をとりまとめ、具体的な自己評価を実施し、報告書を作成することを任としている。

自己点検評価運営委員会による自己点検・評価に係る調査は、教育理念、各科の教育目標・目的に合致しているか、学生の満足度の高い教育となっているか等の観点から実施される。

自己点検評価運営委員会による自己点検・評価は、入試結果、在学生数、教員数、教育課程の概要、教育評価の結果等、客観的なデータに基づき実施されるが、各学科、事務局各部署、その他のセンター等の各組織が定期的実施する「業務運営管理」の結果や、各教員が原則として年度末に実施している教育の大学での諸活動に関する自己評価結果である「教育研究学生指導等活動報告書」を活用して実施される。

自己点検評価運営委員会による自己点検・評価は、具体的な教育研究活動やその他の大学の活動状況を明らかにするものとなっており、それにより大学の教育研究活動等に対する客観的な評価が可能となり、自己点検・自己評価委員会の審議により、教育研究活動の向上および運営改善につながられている。

以上のように、使命・目的に即した自己点検・評価を実施していく体制ができていると判断している。

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

本学学則第 2 条に規定する自己点検・評価は、「自己点検・自己評価委員会」により

実施される。当委員会は、理事長、学長、事務局長等より構成される委員会で、理事長を委員長とする。

委員会での主な審議事項は以下の通りである。

(1)建学の精神・教育理念・教育目標、(2)教育の内容、(3)教育の実施体制、(4)教育目標の達成と教育効果、(5)学生支援、(6)研究、(7)社会的活動、(8)管理運営、(9)財務、(10)改革・改善等。

これらの事項について審議する基礎となる具体的・客観的な諸活動について、調査、検討を行う専門委員会として、大学に自己点検評価運営委員会が置かれている。

自己点検評価運営委員会は、認証評価連絡者(LO)を中心に、学長の指名する学科・事務部局の長により構成されており、平成 25 (2013) 年度は、看護学科長・栄養学科長、事務部門からは学務部長、教務課長、入試担当課長等の各部門の責任者が構成員となっている。自己点検評価運営委員会は、教務課、入試課等有している客観的データと、各部署の業務運営管理の結果、また各教授会設置委員会の活動状況をうかがうことのできる議事録、各教員の自己点検評価の結果である教育研究学生指導等活動報告書の内容等を検討し、自己点検評価報告書の作成にあたっている。評価結果については、自己点検・自己評価委員会に報告するとともに、大学ホームページで学内外に広く公表することになっている。

自己点検・自己評価委員会は、法人・大学の経営責任者により構成されており、また、自己点検評価運営委員会は、教育研究活動の各部門の責任者により構成されている。まず、自己点検評価運営委員会による具体的・客観的な調査に基づく、自己点検・評価の結果報告が行われ、それに対する自己点検・自己評価委員会による審議が行われるという体制は、適切なものとする。

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

自己点検・評価については、毎年実施しているが、報告書の作成時期については、「自己点検評価運営委員会規程」には規定がない。したがって、自己点検・自己評価委員会の指示により、自己点検評価運営委員会が適切な時期に報告書を作成することとなる。これまでは、大学設置申請時に文科省に提出した設置認可申請書類の「設置の趣旨に係る書類」により、完成年度までは毎年自己点検・評価を実施することとしてきたため、平成 20 (2008) 年度以来、平成 23 (2011) 年度までは毎年自己点検評価報告書を作成してきている。

報告書作成に関する明確な規定はないが、これまでの実績として、平成 20 (2008) 年度報告から平成 23 (2011) 年度報告までが作成され、平成 25 (2013) 年度報告としては本報告書が作成されているため、適切な評価周期であるとする。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-1-1】 自己点検・自己評価委員会規程

【資料 4-1-2】 自己点検評価運営委員会規程

【資料 4-1-3】 自己点検評価報告書(平成 23 年度)

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

部署ごとの業務運営管理、各教授会設置委員会の議事録、及び教員各人の「教育研究学生指導等報告書」を基にして、自己点検評価運営委員会の自己点検・評価活動が行われ、その結果が自己点検・自己評価委員会の審議につながるという体制は、学校全体の組織的な自己点検評価のしくみとなっている。「教育研究学生指導等報告書」の内容については、教育研究評価センターが、教員の大学での活動を評価する際の資料の一部としても活用している。したがって、自己PRとして主観的な報告がなされている可能性が否定できないので、客観的なデータを抽出するよう留意している。今後は、事務局については部署ごとの評価にとどまっているが、職員個人についての自己点検・評価を自己点検評価のしくみに組み入れるよう検討していきたい。

4-2 自己点検・評価の誠実性

《4-2 の視点》

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

入試結果、在籍者数、授業概要、教員数のデータについては、学校法人基礎調査および学校基本調査、その他看護師保健師学校調査、管理栄養士学校(栄養士養成施設)に関する調査等の結果と同一であり、客観性の高いものである。また、教育情報等の公開においても同様のデータを利用している。各部署の現状・課題等に関する自己点検・評価の基礎データについては、「業務運営管理 定期点検報告書」に基づいて収集されている。定期点検報告書は、各部署の責任者に、業務運営管理委員会が作成したフォームでチェックしてもらうものである。そのチェック項目は部署ごとに異なる項目となっており、チェック項目ごとに「問題あり」・「問題なし」をチェックしていくという形式である。点検の結果、問題があった場合には、備考、総合所見にその内容を記載する形で自己点検・評価を実施していく。部署ごとにA4版1枚の用紙でチェックしていくが、各部署には、点検した結果について業務運営管理委員会又は内部監査室よりエビデンスの提示が求められることがあるため、客観的な自己点検・評価となっている。

またデータには、各部署で収集される客観的データもある。例えばそれらには、入試データ、学生成績データ、就職データが含まれる。各々、入試広報課、教務課、就職支援センターがデータを取りまとめるが、こうしたデータも自己点検評価運営委員会の求めに応じて活用される。これらのデータは、学生募集活動、教員の教学活動、学生支援活動に関する大学の自己点検・評価の一環となり、以下のように利用・開示される。

入試データは、推薦入試、AO入試、一般入試、編入学入試、特別選抜入試といった

各入試種別によって集計される。定員数、志願者数、受験者数、合格者数、入学手続き者数が集計され、当該入試が終了した後の入試判定資料として教授会で開示される。また、これらの結果は次年度6月から7月に作成される大学案内（要覧）にも記載され、高校生等の志願者に対して提供される情報の一つとなっている。また入試広報課では、各オープンキャンパスや入学前教育ガイダンスを企画・運営し、そのたびに参加者へのアンケート調査を行っている。企画が参加者にどのように受け止められたのかを知り、次の企画に活かすために用いられている。

学生成績データは、当該年度の期ごとに開講され、学生が履修登録して学期末試験等成績評価を受けた授業科目の点数が明記されている。各学生には、当該期の学期末試験終了後に、追再試験対象者にはその終了後に最終の成績通知書として配布され、学生はそこで自分の履修科目の成績を知る。この最終の成績通知書は、保護者へも郵送にて通知される。また、学科長、各クラス担任にも情報提供され、成績下位学生あるいは単位修得が不十分な学生に対する面談資料として利用される。成績不良の場合、それが退学や休学につながる場合もあるので、重要な資料となる。また、入試広報課と成績データを共有して、看護師・保健師国家試験、管理栄養士国家試験の可否、入試時の試験得点や高校の成績との対比によって、高校から大学そして国家試験の可否と関連付ける試みもある。これは、高校の、主に進路指導担当の教員に対する説明会等で大学入学時の学生の実情を説明するために用いられる。

就職データは、卒業学年に在籍する学生の就職活動の動向を知る目的で、卒業年次の10月から集計される。これにより各学科でどの時期に何名の内定者が出ているかを把握することができる。本学の場合、国家試験合格が学生の大きな目標の一つであり、それに集中するためには内定を早期に獲得することも必要になる。そこで学生支援センターでは、卒業学年の担任と連携して、早期の就職活動・内定取得支援の一環としてこうしたデータをもとにして学生の就職支援に利用している。最終的な就職先の情報は、年度が変わって3月に確定され、大学案内（要覧）等で広く公表される。

こうした学生データは、先の定期点検報告書のように、直接的に各組織が大学運営や各データを管轄する部署の活動を自己点検・評価するものとは性質が異なるが、学生の活動を通した各部署の自己点検・評価と捉えることができる。その点で、透明性の高い自己点検・評価の活動を担うものといえる。

一方で、自己点検・評価には、教員の活動をみずから点検・評価する取組もある。教員による自己点検・評価としての「教育研究学生指導等活動報告書」は、教育活動、研究活動、社会的活動、教授会・委員会活動、学科における役割・活動、クラス指導・クラブ活動指導、学校行事での役割、入試・広報活動のそれぞれの項目について、当該年度の活動実績を記載し、教員自身の年度の活動を自己点検する。そして、教育活動分野、研究・社会的活動分野、学生指導・学内の管理的活動分野・その他の3つの分野についてそれぞれA・B・Cの3段階で自己評価をし、その理由を記載することとしている。教員自身の3段階の自己評価については、記載事項に表れない事柄を提示してもらう意図で設けており、このことが教員全体としての自己評価に影響を及ぼすものではない。大学教員としての役割はこれまで以上に多様化している。大学教員の役割は、教育、研究、運営に大別できると考えられる。この3つの役割はいずれも大学教員として果たさ

なければならない役割である。これらの役割を総合的に自己点検・評価できるよう工夫されたのが「教育研究学生指導等活動報告書」である。

そして、この「教育研究学生指導等活動報告書」は、教員個人の側から教育活動、学生指導等の活動を記載してもらうことで、大学、学科、委員会等の機関からの自己点検・評価の正確さを検証し、修正することが可能となっている。例えば、委員会の活動について、議事録の記載を個人の委員会活動の記載とつきあわせることで、委員会活動の正確な把握が可能となる。

このように、自己点検・評価のためのエビデンスは、各組織および各教員からの報告書を中心とした具体性・客観性の高いものであり、自己点検・評価の透明性は高いものであるといえる。

4・2・②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

学校法人基礎調査および学校基本調査のみならず、その他看護師保健師学校調査、管理栄養士学校（栄養士養成施設）に関する調査等と同一のデータを活用するため、法令への遵守状況については、十分なデータを収集していることになる。

現状把握という点では、事務局各部署及び各センター等が、部署・センターの業務に合わせた運営管理を定期的実施しており、必要な調査は行われていると考えられる。

また収集されるデータには、入試データ、学生成績データ、就職データが含まれる。各々のデータは、入試広報課、教務課、学生支援センターが収集し取りまとめを行うが、自己点検評価運営委員会の求めに応じて活用される。これらは、組織が自己点検・評価をして収集するデータとは異なるが、学生募集活動、教員の教学活動、学生支援活動に対する学生の活動を通した各部署の自己点検・評価と捉えることができる。

入試データは、各入試種別によって定員数、志願者数、受験者数、合格者数、入学手続き者数が集計されたものである。各種入試が終了した時点で教授会用資料として入試判定のためにまとめられる。このデータは、次年度の大学案内（要覧）に掲載され広く公表される。各入試の志願者数は、志願者に対する入試広報活動の評価として捉えることができ、その点で自己点検・評価の一部として位置づけることができる。

学生成績データは、各科目担当教員が評価した成績をもとに集計される。教員は点数による評価（100点満点）を行い、学生個人の成績通知書には点数に応じたランク（A、B、C、D）による評価も記載される。学生にとっては、自分がどの程度学習に取り組めばどの程度の点数（評価）に反映されるのかを自覚することができる。また、各科目の点数は各学科長、クラス担任に共有され、学生との面談の資料としても使われる。とくに成績不良・単位修得状況が芳しくない学生に対しては、学習状況の確認や今後の履修指導の材料として用いられることがある。その指導において、例えば、ある学生に対する指導の結果、進級するごとに点数が良くなった乃至は単位修得状況に改善が見られたということであれば、学生指導の成果が見られたということになる。その点で、自己点検・評価のデータとして扱うことのできるものである。

就職データは、各学科の内定先および内定者数を10月より計上を始め、年度末3月時点で最終的なとりまとめを行う。3月には内定時期、職種、就職先とその人数をまとめ、その年度の内定率や就職率など就職状況を把握するデータを作成する。これは、卒

業学年のクラス担任のもとに集まった情報を学生支援センターに集約しているものである。次年度の大学案内（要覧）に掲載され広く公表される。これも学生に関するデータではあるが、学生の内定率・就職率は学生の就職支援活動を捉える自己点検・評価に用いることは可能である。

こうした学生自身の活動のデータであっても、その活用によって自己点検・評価に活用できるため、十分なデータ収集・分析のもと現状把握を行うことができる。

一方、教員個人からの自己点検評価である「教育研究学生指導等活動報告書」においては、具体的な項目についての記載が求められている。「教育活動」については、「授業科目に関する活動」「学外実習に関する活動」「課外活動等指導」について、具体的な科目名、対象人数、時間数、学生による授業評価があった場合にはその結果に対する自己評価などを記載しなければならない、十分なデータが収集できる。「研究活動」については、著書、学術論文、その他のそれぞれの区分について、論題、雑誌・出版社名、概要などを記載しなければならない、教員審査のための教育研究業績書を提出するのと同じ情報量を1年分ではあるが提出することとなる。「社会的活動」についても、具体的に実績を記載しなければならない。管理的活動についても、詳細に記載することになる。教授会構成員は、教授会の出席状況と欠席の場合の理由、教授会設置の委員会及びその他の委員会の活動状況と欠席理由などを記載することになる。教員によって、学科での役割が多い教員、クラス担任の教員、サークル活動等の顧問である教員など、さまざまであるので、そうした活動実績についても、くまなく報告書に記載するように求めている。「入試・広報活動」については、入試における役割、オープンキャンパス、進学説明会の業務状況とうについて、参加日時、役割、内容について記載することとなっている。このように「教育研究学生指導等活動報告書」は、さまざまな領域の教員個人から見た大学の活動が記載されており、十分な調査・データ収集と分析がなされていることになる。

4・2・③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

「桐生大学・桐生大学短期大学部 自己点検評価運営委員会規程」により、自己点検評価運営委員会は、各学科部局から提出された自己点検報告を受けて、自己点検評価報告書を作成する任にあたっている。また「自己点検および評価の結果について、認証評価機関、その他学内外に広く公開する」役割も担っている。公開方法についての定めはないが、現状は大学ホームページで公開することとしている。自己点検評価報告書報告書については、平成 23（2011）年度までは、毎年作成することとし、それ以降の作成時期の定めはない。平成 23（2011）年度以前の報告書は、大学ホームページで公表してきている。

大学の事業内容については、大学報を作成し、公表している。大学報は、自己点検評価報告書とは異なり、大学の年度ごとの事業内容を簡単に理解することができ、大学の活動状況の報告として、重要な役割を果たしていると考ええる。保護者の集まりである後援会、学外者が多数集まる大学祭、学位授与式等で配布することで、大学の活動状況を広く知らしめる効果がある。また、大学ホームページには、大学の事業報告や入試結果・学生数・就職データ・教員の概要等が公表されていることで、大学を評価・検討するための資料を提示している。

〈エビデンス集・資料編〉

【資料 4-2-1】 学校法人桐丘学園業務運営管理に関する規程 【資料 3-1-3】 と同じ

【資料 4-2-2】 教育研究学生指導等活動報告書(枠)

【資料 4-2-3】 大学報

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

組織による業務運営管理の定期点検、教員個人の大学での諸活動の評価を制度化することにより、具体的・客観的なデータによる自己点検評価の実施が可能となっている。また、学生による授業評価における 2 回の評価の実施等、自己点検・評価の有効活用のしくみが機能している。さらに、部署ごとに集計される客観データの活用を通じた自己点検・評価のしくみ、教員ごとの自己点検・評価のしくみは有効に機能している。大学全体としての評価結果報告である自己点検評価報告書については、大学設置申請に際し、毎年作成することとし、平成 23（2011）年度までは、毎年作成してきた。これらの自己点検評価報告書は、短期大学部の認証評価基準に合わせた報告書となっており、それ以降の作成時期の定めはなかったため、評価基準変更後の最初の報告書（自己点検評価書）が今回の報告書となる。自己点検評価すべき内容を検討した後、毎年変化のある事項や経年的変化を比較することが有益である事項等については、毎年公表するようにしたい。

4-3 自己点検・評価の有効性

《4-3 の視点》

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

自己点検・評価の結果、課題が認識できた場合、法人を含んだ組織的な取り組みが必要な課題と大学全体での組織的な取り組みが必要な場合、日常的な業務の中で、各部署での改善にとどまる場合がある。

業務運営管理の定期点検等を中心とした、各部署での自己点検・評価結果については、業務運営管理委員会を通じて学長に報告書が提出されるため、場合によっては学長からの直接の指示により、各部署が対策を作成し、起案等で改善がなされる場合がある。また、協議が必要な場合には、大学運営評議会で審議され、大学運営者のコンセンサスを得た上で、各部署が客観的データや起案等を提出し、改善がなされることになる。

各委員会での自己点検評価の結果、協議が必要な場合には、教授会の審議を経て、学長の指示により、改善がなされていくことになる。

建学の精神・大学の目的等に照らして、大学の諸活動について自己点検・評価を行い、学園経営や将来計画に関わるような改善の必要性が提案された場合には、「自己点検・自

己評価委員会」において審議して、基本的方針を決め、理事会・評議員会に提案することになる。

このように、自己点検・評価の結果において、課題の性質により差異はあるが、課題解決のための PDCA サイクルは有効に機能しているといえる。

〈エビデンス集・資料編〉

【資料 4-3-1】平成 25 年度業務運営管理 定期点検報告書(写し) 【資料 3-4-4】と同じ

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

自己点検・評価のしくみ及び客観的なデータ収集・分析のしくみはうまく機能しており、また課題解決のための PDCA サイクルも有効に機能している。より迅速にまたいろいろな面から課題解決を図ることを可能にするため、委員会、教授会、大学運営評議会等の場を設定しなくても、部署ごとの自己点検・評価結果を他部署と日常的に共有できるしくみをイントラネット等の活用により導入するよう検討したい。項目によっては、部署間で連携した自己点検評価のしくみを検討していきたい。

【基準 4 の自己評価】

自己点検評価を行うために十分な体制と点検評価システムは構築されている。また、自己点検・評価を行うためのエビデンスは、数値で測ることの難しい項目についても、より客観的なものであると判断している。また、各部署あるいは個人レベルで、中間評価を含む定期的な自己点検を実施していることは、評価結果を迅速に有効活用するのに役立っている。したがって、自己点検・評価の結果を大学教育の質の確保に有効に活用するための、PDCA サイクルは確立していると判断する。

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 教員の研究活動の活性化と支援

A-1 研究活動における教員の使命の共通理解

《A-1 の視点》

A-1-① 大学の使命・目的に即した使命の共通理解

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学の使命・目的は、「保健医療的課題への対応や社会的要請に応えるために、「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」スペシャリスト教育をめざす」ことである。このようなスペシャリスト教育を施すためには、関連する分野での研究を活性化させる必要があることを教員は良く理解して研究活動を行っている。そのため、本学では「教員個人研究費規程」を定め、「教員個人研究費執行の手引」を作成して研究を推進している。

医療系のコメディカルを対象とした研究には動物を使用した「基礎実験研究」や人間を対象とした「臨床・臨地研究」がある。その中で、本学では例えば、「基礎実験研究」の充実をはかるため大学設置認可を受けた平成 21 年に、本格的な恒温、恒湿 12 時間の明暗自動交替の動物実験研究棟（ネズミ・マウス）を大学構内に新たに設置し、「基礎実験研究」の場を教員に提供して、研究活動の活性化をはかっている。教員のなかには、すでに研究実績が豊富な教員も積極的に「基礎実験研究」に参加し、他の教員の指導的な立場で研究を行っているなど、教員相互での支援が大学全体の研究活動活性化につながっている。その結果として、動物実験研究棟稼働 4 年 6 か月になるが、この実験棟を使用した研究成果のなかには国際的に権威ある糖尿病、肥満学術誌に採用掲載された研究もあり、研究から 1 名の論文博士が誕生した。今現在も 3 名が論文博士取得を見込める研究に従事している。

一方、「臨床・臨地研究」の進展もみられ、多くの教員が学会発表や論文投稿など研究活動を積極的に行っている。本学では毎年「桐生大学紀要」を発行しているが、その中にも「臨床・臨地研究」が多く投稿され、掲載されている。また、「臨床・臨地研究」の中には外部の機関や研究者と共同で大きな研究を実施し、成果を出しているものもあり、2 名の社会人課程博士取得者がでていて、現在もなお 2 名の教員が「臨床・臨地研究」で論文博士取得が見込める研究を継続中である。

その他にも、教員がお互いに連携をとりながら、新しく「基礎実験研究」の開始を希望したり「臨床・臨地研究」継続したりしている状況があり、また教員独自の研究テーマに基づいて研究を実施している。

そして教員の研究能力の向上と研究実績の蓄積により、さらなる高度な教育が施せる環境を提供するため、将来的に大学院設置も目指せるよう環境を整えている。

このように大学の使命目的に則した研究活動の活性化に対する共通理解は行き渡っていると考えている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 A-1-1】 桐生大学・短期大学部教員個人研究費規程

【資料 A-1-2】 教員個人研究費執行の手引

【資料 A-1-3】 桐生大学紀要

A-2 若手教員の研究活動活性化の支援

《A-2 の視点》

A-2-① 若手教員の研究活動の支援

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

大学教員として教育と研究は両輪をなすものである。研究活動を行うことは外部との交流を高めることになり、この効果が教員のモチベーションを高め、教育活動にも良い影響を与えるものと考えて、特に若手教員の研究活動支援を行っている。

具体的には小規模なコメディカル系大学では実施が難しい動物を使用した「基礎実験研究」の充実を計るため、動物実験研究棟を新設し、動物実験研究への参加を募っている。そして参加する若手教員に対しては、教育に係る業務（講義、実習等）の特定日の免除と振替、若手研究者の実験費用の自己負担免除による実験活動の支援を行っている。本学では教員個人に対して、大学から教育活動や学会参加等の個人研究費を支給しているが、それとは別に動物実験費用の心配なく実験研究に打ち込めることが研究意欲を高め、さらに週 1 日を実験研究日として保証することで、研究をスムーズに実施できるように配慮している。このことが、若手教員の学位（博士）取得のための研究を順調に進ませている理由であると考えている。

また、「基礎実験研究」や「臨床・臨地研究」をはじめとした、特に若手教員が個人の研究を進めるために必要となる経費について、大学独自の特別個人研究費・研究旅費助成を設けて毎年募集し、成果が期待できる研究に対し助成している。大学の特別個人研究費・研究旅費助成に関しては応募書類を学長、副学長、事務局長、学部長、教育研究推進センター長からなる研究費審査委員会で審査して、学長が決定し、理事長に具申しで承認を得るという手順で助成している。現在までに 1 名の教員が助成を受けている。

しかしながらすべての研究活動を大学負担で行うことは不可能なため、外部資金、特に日本学術振興会の科学研究費助成への公募、獲得を奨励しており、そのための説明会も実施しており、その結果、若手教員のなかにも実際にこの資金を獲得している者がいる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 A-2-1】 全教員の個人調書「研究活動に関する事項」

【資料 A-2-2】 桐生大学特別個人研究費・研究旅費助成実施規定

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後は、科学研究費をはじめ、その他の研究費助成等外部資金の獲得を推奨するとともに本学の特別個人研究費・研究旅費助成についてもさらに多くの若手教員が申請し獲得できるよう支援していく必要がある。また、実験研究については研究費、研究日を確保して進行しているが、臨床・臨地研究に対しては、多忙な教員が多く「研修日」の充実と研究指導体制を確立して研究の進展を助ける施策を進めていくことが必要である。そして、研究内容を高めて、現在、「大学紀要」に掲載されている多くの学術論文をそれぞれ専門分野の学会誌に掲載される論文に至るよう研究の質を高める支援を行っていくことが若手教員の研究活動の支援として必要である。

A-3 研究実績による国際的活動

《A-3 の視点》

A-3-① 国際学術、著書執筆、雑誌掲載、学会発表活動

A-3-② 国際学会における高評価の活動

(1) A-3 の自己判定

基準項目 A-3 を満たしている。

(2) A-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-3-① 国際学術、著書執筆、雑誌掲載、学会発表活動

研究成果の発表は国内学術誌掲載、国内学会発表よりは国際学術誌掲載や国際学会発表の方が研究者の高いモチベーションを示すとともに、国内学術論文や国内学会より評価が高いのが一般的である。国際的な著書執筆は国際学会、国際シンポジウムのプロシーディングを除いて、国際的に研究成果が認められて学問的な地位が確立して権威者となって依頼されるのが一般的である。

本学教員の多くが研究成果を国際学術誌での学術論文に掲載され、また国際学術学会での発表を行っている。教員のなかには英国との共同研究を行っている教員もいる。学長と看護学科の 1 教員は外国の出版社に依頼され、著書で国際的教科書（テキストブック）の一部を分担して執筆している。

A-3-② 国際学会における高評価の活動

本学教員のなかには国際的に高い評価の研究成果を国際学術誌に度々発表して成果を認められ、国際学会や外国の学会、外国の大学のセミナー等に招待され特別講演、シンポジウム、セミナー講演を行っているものもいる。学長、看護学科の 1 教員、栄養学科の 1 教員がこのような活動を行っている。

なお、学長は肥満学、栄養学の国際学会で種々の役員を勤め、国際的英文学術誌の 1 雑誌で編集長（Editor-in-Chief）、2 雑誌で編集委員（Editorial board member）を勤めている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 A-3-1】全教員の個人調書「国際的活動に関する事項」

(【資料 A-2-1】と同じ)

(3) A-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学教員の国際的活動は一部を除いて本学赴任前からの活動実績であり、今後本学においても引き継ぎ、国際的活動を継続していくためには、教員本人のモチベーション維持が必要不可欠である。そのために本学における支援体制の礎を築いていく。

【基準 A の自己評価】

大学の使命・目的は「保健医療的課題への対応や社会的要請に応えるために、「幅広い知識と確かな技術をもつ、対応力に優れた」スペシャリスト教育をめざす」ことである。このようなスペシャリスト教育を施し、高度医療専門職者の養成を行うためには、教員は関連する分野での研究を積極的に行い、さらに教育力を高めるという共通理解が十分図られている。その一例として、小規模コメディカル大学において実施が難しい動物を用いた「基礎実験研究」による研究成果が挙げられ、若手教員の学位取得や一部教員の国際的な活躍に結び付いており、このことが学生への教育の質を高めている。また、これらの研究活動を活性化させ、支援する仕組みも整えられている。しかし、全学的な研究活動としてまだ不十分な部分もあるため、さらなる支援策の検討が必要であるが、現時点では初期の目標は達成していると考えている。

基準 B. 知的資源を活用した地域社会貢献活動

B-1 地域社会との連携及び大学独自の地域貢献活動

《B-1 の視点》

B-1-① 活動方針、方策、運営の適格性

B-1-② みどり市との地域連携事業による社会貢献活動の実施

B-1-③ 大学独自のプログラムによる社会貢献活動の実施実績

B-1-④ 教員個々の社会貢献活動

B-1-⑤ 環境教育の実践による社会貢献活動

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-① 活動方針、方策、運営の適格性

大学の使命・目的には地域への貢献が含まれているが、本学は所在地みどり市と「桐生大学・みどり市連携協力に関する包括協定書」を締結し、地域連携協議会を設けて「桐生大学・みどり市連携・協力事業」として健康講座をはじめ多くの事業を実施するなど、地域貢献活動は着実に進展している。また、大学独自に世界的な著名人を招待して「公開講座」を年 1 回開催している。前身の短期大学時代から続き、本年度は第 35 回目の公開講座であるが、桐生大学主催としたのは大学設置後で現在は 7 回目になり、いずれの公開講座も地域の人々に大変な注目を呼び参加者が大変に多い公開講座となっている。さらに、本学栄養学科が群馬県栄養士会の支援を受け「健康と栄養」についての主に医療専門家向けの「健康フォーラム」として専門家による講演会を開催し、これも好評を得ており、現在 7 回目になっている。

本学では経験と実績がある教員が多いために、個々の教員が地域的あるいは全国的な社会貢献活動に参加していることが多い。

B-1-② みどり市との地域連携事業による社会貢献活動の実施

本学とみどり市の連携として「桐生大学・みどり市連携協力に関する包括協定書」を締結し、「桐生大学・みどり市地域連絡協議会」を立ち上げ、「桐生大学・みどり市連携・協力事業」として講演形式による「みどり市健康講座」の実施や「みどり市総合計画」、「みどり市地域保健計画」、「みどり市地域福祉計画」、「みどり市環境基本計画」、「みどり市男女共同参画計画」等、平成 25 年度は 20 事業の策定に本学教員が関わり、関連する諸政策の審議会や懇談会に参加している。また、大学図書館、レストラン、カフェなど桐生大学施設の市民への開放、「地元農産物の活用検討」などを協議し、実行した。実際「みどり市健康講座」は大学が開学した平成 20 年度から実施しており、初回の講座以降は「女性のための健康講座」として毎年 2 日間にわたり実施している。環境については調理実習やレストランで出た廃油をみどり市に委託し、みどり市で精製して公用車（ディーゼルカー）の燃料として再利用するという実績もある。さらに、「災害時における協力体制に関する基本協定」も締結し、災害発生時には本学の施設を提供し、教職員、学生ボランティアなどが支援する体制を整備している。一方で、学生は「インターンシッ

プ」として、みどり市の保健センターに教員とともに伺い、母親学級、両親学級、母子訪問、乳幼児健診等も実施した。これらの連携事業については、本学の役割が大きく、「桐生大学・みどり市地域連絡協議会」の会長には副学長が、「みどり市教育行政事務に係る点検評価」や「男女共同参画推進審議会」、「みどり市環境推進審議会」等の委員長については本学教員が就任し、会議を2～3回開催している。このように、みどり市との連携・協力事業は着実に進展しており、本学開学初年度（平成20年度）は9事業であったが、保健・福祉事業以外の教育分野に対しての要望も大きく、平成25年度は「教育に関する事務点検及び評価」や「子ども・子育て会議」などを含めて20事業を実施した。

【エビデンス集(資料編)】

【資料B-1-1】 桐生大学・みどり市連携協力事業に関する包括協定書

【資料B-1-2】 桐生大学・みどり市地域連絡協議会設置要綱

【資料B-1-3】 災害時における協力体制に関する基本協定

【資料3-1-9】と同じ

【資料B-1-4】 桐生大学・みどり市連携・協力事業実績

B-1-③ 大学独自のプログラムによる社会貢献活動の実施実績

みどり市との連携による「健康・栄養」啓発活動としての健康講座以外にも、本学は大学独自のプログラムによる社会貢献活動を実施している。

ひとつは国際的著名人による地域一般市民を対象とした「公開講座」を年1回開催し、平成26年度には桐生大学として7回目を迎える。このプログラムは前身の短期大学からのプログラムで桐生大学開設時には第29回になっていた。桐生大学開設後も国際的著名人による講演を企画して、講演者に直接交渉し「公開講座」を再構築しており、本年度で7回目になっている。過去の講演者は数学者の藤原正彦氏、落語家の春風亭小朝氏、ノーベル物理学賞受賞者の小柴昌俊氏、登山家の野口健氏などであり、今年度はマラソン指導者瀬古利彦氏に講演していただく。大きなことを成し遂げて世界的にも有名になった人の講演はその業績に至る歩みやその人の人格も表出されるため、講演は毎年大好評で、本学学生、教職員を含めて参加市民に深い感銘をもたらしており、地域住民が待ちこがれているプログラムとなっている。

もうひとつは群馬県栄養士会後援による「健康フォーラム」で、主に医療専門家向けではあるが、地域市民にも公開されているため、地域の栄養士の方々も含め約200人が参加される講演になっている。この講演会は冬季に開催されるので現在6回が終わっている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料B-1-5】 桐生大学公開講座リーフレット・実績

【資料B-1-6】 桐生大学健康フォーラムリーフレット・実績

B-1-④ 教員個々の社会貢献活動

本学教員は個人個人が諸々の地域と連携して講演や、実地活動を通じて社会貢献をしている。また、地域におけるボランティア活動をしている教員もいる。

例えば、学長は種々の一般財団、公益財団、NPO 活動の役員として社会活動を行っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 B-1-7】 全教員個人調書「社会活動に関する事項」

B-1-⑤ 環境教育の実践による社会貢献活動

本学は環境問題を意識し、環境改善に取り組む国際社会の一員としての役割を果たし、さらに地域貢献活動の一環として環境負荷の低減活動実践を推進するため、国際標準規格 ISO14001 の認証^{注1)}を取得し、教職員、学生に環境問題について啓発を行っている。学生はその実践を通して環境問題について学び、本学内だけでなく、卒業後には地域社会の環境問題改善に役立つ人材となるように活動を行っている。

目的は以下の通りである。

1. 環境教育を通じて学生の環境問題の理解を深め、今後周囲に環境に関する啓蒙活動ができる学生を養成する
2. 環境保全活動を行う（廃棄物の削減、太陽光発電の維持管理、廃液、感染性廃棄物の管理等）

これらの目的を実現するために環境マネジメントシステム^{注2)}を構築・維持継続している。

桐生大学が教育機関であることから特に環境教育活動を中心にその具体例を下記に列記する。

① 新入生への環境教育研修会の実施

毎年、入学オリエンテーション時に実施し、廃棄物管理システム等について説明している。

② 各学科における環境美化活動

実験実習終了時のみならず、週間清掃を学生の手によって行っている（別に清掃業者による清掃も行われている）。

③ ゴミ分別の徹底化

可燃性ゴミ、カン、ビン、ペットボトル、段ボール、古紙などのゴミ分別を行っている。

④ ペットボトルキャップの回収

学内でペットボトルキャップを独自に回収し、事業特定非営利活動法人『キャップの貯金箱推進ネットワーク』を通じて「世界の子どものワクチンを日本委員会」に寄附を行い、世界で病気に苦しんでいる子どもにワクチンや医療物資を届けている。

⑤ シュレッダーゴミの削減化

学内で発生する一部の機密文書をシュレッダー処理せず、専門の業者に回収をお願いし、可燃性廃棄物の削減化を行っている（シュレッダーゴミは再生紙とすることができ

ないため可燃性ゴミとなる)。

⑥ 調理実習等で発生した廃油の活用

調理実習等で発生した廃油をみどり市に寄附している。市では精製後公用車（ジーゼルカー）の燃料として再利用した実績がある。

⑦ 落ち葉を使った有機肥料

キャンパス内で発生した落ち葉や除草を堆肥化し、これを肥料とした野菜作りを行っている。収穫された野菜の一部は調理実習に利用している。

⑧ 環境に関する講演会を実施

毎年、外部有識者を講師として招き、環境に関する講演会を実施している。

・「24 時間型社会における光環境とストレス」 下位 香代子 先生 静岡県立大学
環境科学研究所（平成 24 年）

・「ふつうのことをふつうにしたらふつうでなくなる」 赤池 孝彦 先生（東京
芸術大学 先端芸術表現科）（平成 25 年）

⑨ 使用電力の削減と太陽光発電システムの維持管理

特に夏場における電力削減を強化するため教職員による節電パトロールを実施している。また、以前より太陽光発電を行い使用電力の一部として利用している。

注 1) 認証

桐生大学は、既に構築・運用している EMS について、ISO 14001 規格に適合しているかどうか認証機関（審査登録機関）に審査を受けて認証されている。認証機関：日本化学キューエイ(株)JCQA

注 2) 環境マネジメントシステム

EMS (Environmental Management System) ともいう。組織において、組織活動にともなう環境への影響を継続的に改善していく仕組みを指す。14001 の規格では、①まず組織の目指すべきものを「環境方針」として定める。②次にその実現のために計画 (Plan) し、実施及び運用 (Do) を行い、その結果を点検及び是正 (Check) し、もし不都合があったならそれを見直し (Act)、再度計画を立てるというサイクル（頭文字をとって PDCA サイクル）を構築していることが求めている。桐生大学ではこれを実践している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 B-1-8】 環境管理システムの概要

(3) B-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学の社会活動は、みどり市連携事業、大学独自プログラム、みどり市とも一部連携した環境対策活動が主なものである。本学は地方に存在する小規模大学であり、地域との連携は重要な使命と考えている。そのため、今後も大学の知的資源を地域の貢献に役立て、Center Of Community となるよう、地域の要望に耳を傾け、積極的に取り組んでいきたいと考えている。一方で、本学の建学の精神は「社会に出て役立つ人間の育成」であるため、医療保健従事者として有能な人材を地域社会に輩出していけるよう、教育

内容についても検討を進めていきたい。また、これらの活動は教員個々の協力が必要となるため、教員の地域を志向した教育・研究活動などを推進していくとともに、今後は大学独自としての企画による社会貢献活動をさらに拡大していく必要がある。

【基準 B の自己評価】

本学の使命・目的とする地域社会への貢献と、大学本来の機能の視点からも本学の担うべき機能に「社会貢献」をあげることができる。本学は小規模な大学であるため、大学全体としての社会貢献活動が十分とはいえない部分もあるが、みどり市との地域連携事業、ISO14001 の認証取得と環境負荷低減のための実践による活動は誇れる社会貢献活動と考えている。また国際的な著名人を招待する公開講座は地域の住民の方々に大変好評を得ている企画である。それに教員個々の多様な活動を加味すると地域社会への貢献という目的は達成できていると考えている。

V. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表 F-1】	大学名・所在地等	
【表 F-2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表 F-3】	学部構成（大学・大学院）	
【表 F-4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表 F-5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	該当なし
【表 F-6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	該当なし
【表 F-7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-8】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2-2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	該当なし
【表 2-4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-5】	授業科目の概要	
【表 2-6】	成績評価基準	
【表 2-7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2-8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2-9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2-10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2-13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2-16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2-17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2-18】	校地、校舎等の面積	
【表 2-19】	教員研究室の概要	
【表 2-20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2-21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-22】	その他の施設の概要	
【表 2-23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2-24】	学生閲覧室等	
【表 2-25】	情報センター等の状況	
【表 2-26】	学生寮等の状況	該当なし
【表 3-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3-2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3-3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3-4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3-5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-6】	消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間）	
【表 3-7】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 3-8】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	備考
	該当する資料名及び該当ページ	
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人桐丘学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内（最新のもの）	
	大学案内(平成 26 年度)	
【資料 F-3】	大学学則	
	桐生大学学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱（最新のもの）	
	平成 25 年度学生募集要項、入学者選抜規程	
【資料 F-5】	学生便覧、履修要項	
	学生ハンドブック(平成 26 年度)、 履修の手引き・履修ガイド	
【資料 F-6】	事業計画書（最新のもの）	
	学校法人桐丘学園 事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書（最新のもの）	
	学校法人桐丘学園 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ、キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	規程集目録	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び 理事会、評議員会の開催状況（開催日、開催回数、出席状況 など）がわかる資料（前年度分）	
	役員名簿・評議員名簿	
	理事会開催状況	
	評議員会開催状況	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	桐生大学設置認可申請書「設置の趣旨を記載した書類」	
【資料 1-1-2】	桐生大学ホームページ http://www.kiryu-u.ac.jp/university/	
【資料 1-1-3】	学生ハンドブック(平成 26 年度)	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-4】	学校案内(平成 26 年度)	【資料 F-2】と同じ
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	桐生大学学則	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	法令の遵守状況	エビデンスデータ編 【表 3-2】と同じ
【資料 1-2-3】	教員の審議会等委員状況	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	桐生大学設置認可申請書「設置の趣旨を記載した書類」	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 1-3-2】	新任教職員研修会資料	

基準 2. 学修と教授

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学案内(平成 26 年度)	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-2】	平成 25 年度学生募集要項	【資料 F-4】と同じ
【資料 2-1-3】	桐生大学ホームページ http://www.kiryu-u.ac.jp/university/	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 2-1-4】	オープンキャンパス実施状況(平成 25 年度)	
【資料 2-1-5】	進学説明会参加状況(平成 25 年度)	
【資料 2-1-6】	入試説明会実施状況(平成 25 年度)	
【資料 2-1-7】	高校訪問実施状況(平成 25 年度)	
【資料 2-1-8】	求める学生像(アドミッションポリシー)共感 BOOK	
【資料 2-1-9】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移(過去 5 年間)	エビデンスデータ編 【表 2-1】と同じ
【資料 2-1-10】	入学者選抜規程	【資料 F-2】と同じ
【資料 2-1-11】	入試広報委員会規程	
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	桐生大学設置認可申請書「設置の趣旨を記載した書類」	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 2-2-2】	授業科目の概要	エビデンスデータ編 【表 2-5】と同じ
【資料 2-2-3】	桐生大学医療保健学部学則変更届(平成 24 年 3 月)変更の事由 および時期を記載した書類	
【資料 2-2-4】	桐生大学医療保健学部学則変更届(平成 24 年 3 月)新旧対照表	
【資料 2-2-5】	桐生大学シラバス(平成 26 年度)	
【資料 2-2-6】	臨地実習要項(平成 26 年度・看護学科)	
【資料 2-2-7】	看護セミナー実習要項(平成 26 年度・看護学科)	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	桐生大学・桐生大学短期大学部 学務分掌	
【資料 2-3-2】	シラバス記入方法	
【資料 2-3-3】	国家試験対策委員会規程	
【資料 2-3-4】	平成 25 年度国家試験対策概要	
【資料 2-3-5】	平成 26 年度国家試験対策年間計画	
【資料 2-3-6】	授業評価アンケート集計表(例)	
【資料 2-3-7】	入学前教育の概要	
【資料 2-3-8】	履修の手引き、履修ガイド	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-3-9】	初年次教育資料	
【資料 2-3-10】	桐生大学・桐生大学短期大学部図書館 利用細則	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	学生ハンドブック(平成 26 年度)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-4-2】	桐生大学履修規程	
【資料 2-4-3】	桐生大学再履修手続き細則	
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	卒業後の進路先の状況	エビデンスデータ編 【表 2-11】と同じ
【資料 2-5-2】	授業科目の概要	エビデンスデータ編 【表 2-5】と同じ
【資料 2-5-3】	学部学生支援プログラム	

2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	国家試験合格率	
【資料 2-6-2】	卒業後の進路先の状況	エビデンスデータ編 【表 2-11】と同じ
【資料 2-6-3】	FD 研修会概要	
【資料 2-6-4】	授業支援のためのメディア情報研修会	
【資料 2-6-5】	授業支援システム(web 画面)	
【資料 2-6-6】	教育・研究・学生指導等活動報告書作成例	
【資料 2-6-7】	学生による授業評価結果(平成 25 年度前期中間)	
【資料 2-6-8】	学生による授業評価結果(平成 25 年度前期最終)	
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	学生委員会規程	
【資料 2-7-2】	学友会会則	
【資料 2-7-3】	クラブ・サークル一覧(平成 26 年度)	
【資料 2-7-4】	学生ハンドブック(平成 26 年度)	【資料 F-5】と同じ
【資料 2-7-5】	平成 26 年度 犯罪防止セミナー実施要項	
【資料 2-7-6】	関崎ミレニアム奨学金募集要項	
【資料 2-7-7】	コンピュータ・ネットワーク利用の手引き	
【資料 2-7-8】	学生相談室、医務室等の利用状況	エビデンスデータ編 【表 2-12】と同じ
【資料 2-7-9】	スクールバス運行表	
【資料 2-7-10】	平成 23 年度桐生大学・桐生大学短期大学部 学生アンケート調査結果報告書	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	授業科目の概要	エビデンスデータ編 【表 2-5】と同じ
【資料 2-8-2】	桐生大学・桐生大学短期大学部教員採用規程	
【資料 2-8-3】	学校法人桐丘学園 組織事務分掌規程	
【資料 2-8-4】	桐生大学・桐生大学短期大学部教員資格審査委員会規程	
【資料 2-8-5】	教員任用昇格に関する内規	
【資料 2-8-6】	桐生大学・桐生大学短期大学部教養教育推進委員会規程	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	校地、校舎等の面積	エビデンスデータ編 【表 2-18】と同じ
【資料 2-9-2】	臨地実習要項(平成 26 年度・看護学科)	【資料 2-2-6】と同じ
【資料 2-9-3】	桐生大学・桐生大学短期大学部 図書館規程	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人桐丘学園寄附行為	【F-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学校法人桐丘学園運営協議会規約	
【資料 3-1-3】	学校法人桐丘学園業務運営管理に関する規程	
【資料 3-1-4】	学校法人桐丘学園内部監査規程	
【資料 3-1-5】	環境管理マニュアル(第 12 版)	【資料 B-1-8】の中に記載
【資料 3-1-6】	桐生大学・短期大学部ハラスメント防止委員会に関する規程	
【資料 3-1-7】	桐生大学・桐生大学短期大学部 個人情報保護情報保護に関する規則	
【資料 3-1-8】	桐生大学危機管理マニュアル(第 3 版)〈「防災マニュアル」「応急処置マニュアル」「不審者対応マニュアル」等含む〉	
【資料 3-1-9】	災害時における協力体制に関する基本協定(みどり市)	
【資料 3-1-10】	緊急災害時における飲料提供に関する覚書(三国コカコーラ・ボトリング株式会社)	
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	理事会開催状況・評議員会開催状況	【F-10】と同じ
【資料 3-2-2】	学園運営協議会の開催状況	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	桐生大学 大学運営者評議会規程	
【資料 3-3-2】	桐生大学 大学運営者評議会開催状況	
【資料 3-3-3】	桐生大学教授会規程	
【資料 3-3-4】	桐生大学教授会開催状況	
【資料 3-3-5】	桐生大学・桐生大学短期大学部委員会分掌	
【資料 3-3-6】	桐生大学・短期大学部学長選考規程	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	全教職員会開催状況	
【資料 3-4-2】	学校法人桐丘学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 3-4-3】	平成 25 年度監査報告書	
【資料 3-4-4】	平成 25 年度業務運営管理 定期点検報告書(写し)	
【資料 3-4-5】	平成 25 年度内部監査報告書	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	学校法人桐丘学園 組織事務分掌規程	【資料 2-8-3】と同じ
【資料 3-5-2】	平成 25 年度事務連絡会開催状況	
【資料 3-5-3】	新任教職員研修会資料	【資料 1-3-2】と同じ
【資料 3-5-4】	平成 25 年度 SD 研修会開催状況	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	学校法人桐丘学園 貸借対照表(平成 26 年度)	
【資料 3-6-2】	消費収支計算書関係比率	【エビデンス集(データ編)表 3-6】と同じ
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	学校法人桐丘学園 経理規程	
【資料 3-7-2】	学校法人桐丘学園 監事監査規則	
【資料 3-7-3】	学校法人桐丘学園 内部監査規則	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	自己点検・自己評価委員会規程	
【資料 4-1-2】	自己点検評価運営委員会規程	
【資料 4-1-3】	自己点検評価報告書(平成 23 年度)	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	学校法人桐丘学園業務運営管理に関する規程	【資料 3-1-3】と同じ
【資料 4-2-2】	教育研究学生指導等活動報告書(梓)	
【資料 4-2-3】	大学報	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	平成 25 年度業務運営管理 定期点検報告書(写し)	【資料 3-4-4】と同じ

基準 A. 教員の研究活動の活性化と支援

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
A-1. 研究活動における教員の使命と共通理解		
【資料 A-1-1】	桐生大学・短期大学部教員個人研究費規程	
【資料 A-1-2】	教員個人研究費執行の手引	
【資料 A-1-3】	桐生大学紀要	
A-2. 若手教員の研究活動活性化の支援		
【資料 A-2-1】	全教員の個人調書「研究活動に関する事項」	
【資料 A-2-2】	桐生大学特別研究費・研究旅費助成実施規程	
A-3. 研究実績による国際的活動		
【資料 A-3-1】	全教員の個人調書「国際的活動に関する事項」	【資料 A-2-1】と同じ

基準 B. 知的資源を活用した地域社会貢献活動

基準項目		備考
コード	該当する資料名及び該当ページ	
B-1. 地域社会との連携及び大学独自の地域貢献活動		
【資料 B-1-1】	桐生大学・みどり市連携協力事業に関する包括協定書	
【資料 B-1-2】	桐生大学・みどり市地域連絡協議会設置要綱	
【資料 B-1-3】	災害時における協力体制に関する基本協定	【資料 3-1-9】と同じ
【資料 B-1-4】	桐生大学・みどり市連携・協力事業実績	
【資料 B-1-5】	桐生大学公開講座リーフレット・実績	
【資料 B-1-6】	桐生大学健康フォーラムリーフレット・実績	
【資料 B-1-7】	全教員個人調書「社会活動に関する事項」	【資料 A-2-1】と同じ
【資料 B-1-8】	環境管理システムの概要	